

## 租税特別措置法等の一部を改正する法律(案)

十三・一・十七(部長説明用)

## (租税特別措置法の一部改正)

第一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

田次中「第九条の八」を「第九条の五」とし、「第六十八条の六」を「第六十八条の七」に改める。

第二条第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三 被合併法人 法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。

四 合併法人 法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。

第二条第二項第十三号を同項第二十九号とし、同項第十一号を同項第二十八号とし、同項第十一号を同項第二十七号とし、同項第十号中「第二条第二十六号」を「第二条第二十五号」に改め、回号を同項第十二号とし、同項第九号中「第二条第二十四号」を「第二条第二十三号」に改め、回号を同項第十一号とし、同項第八号中「第二条第二十二号」を「第二条第二十一号」に改め、回号を同項第十四号とし、同項第五号から第七号までを十六号ずつ繰り下げる。同項第四号の次に次の十六号を加える。

五 分割法人 法人税法第二条第十一号の一に規定する分割法人をいう。

第四十一条の十六を削り<sup>(3)</sup>、第四十一条の十五第一項の表中「第四十一条の十五第一項」を「第四十一条の十六第一項」に改め、同条を第四十一条の十六とする。

第四十一条の十四第三項の表の第八十五条第三項、第一百八十七条、第一百九十条第一号ハ、第一百九十四条第一項第三号及び第一百九十四条第一項第五号の項中「第四十一条の十四第一項」を「第四十一条の十五第一項」に改め、同表の別表第一の備考(1)(4)、別表第三の備考(1)(4)及び別表第四の備考(1)の項中「第四十一条の十四第一項」を「第四十一条の十五第一項」に改め、同条第十四項中「第四十一条の十四第一項」を「第四十一條の十五第一項」に改め、同条第十四項中「第四十一条の十四第一項」を「第四十一條の十五第一項」に改め、同条第十四項中「第四十一条の十三」の次に次の一条を加える。

(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十三年四月一日から平成十五

年三月三十一日までの期間（第三項及び第四項において「適用期間」という。）内に、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項に規定する先物取引（同条第八項第一号亦に掲げる取引を含む。以下この条において「商品先物取引」という。）をし、かつ、当該商品先物取引の決済（当該商品

先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。以下この条において「差金等決済」という。）をした場合には、当該差金等決済に係る当該商品先物取引による事業所得及び雑所得について

は、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該商品先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより

計算した金額（以下この条において「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、商品先物取引に係る雑所得等の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「商品先物取引に係る課税

雜所得等の金額」という。）の百分の一十に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に

て、商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に

課する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の二までの規定の適用については、同項第三十号中の「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。）」とする。

二 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項「事業所得の金額」とあるのは「事業所得の金額（租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する差金等決済に係る同項に規定する商品先物取引による事業所得がないものとして計算した金額とする。）」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額（商品先物取引に係る雑所得等の金額を除く。）」とする。

三 所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

#### 四 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」

とあるのは「前節（税率）及び租税特別措置法第四十二条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法

第四十二条の十四第一項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、同条第二

項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十二条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

五 前各号に定めるもののほか、所得税法第一編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 適用期間内に商品先物取引の差金等決済をする者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名

1.22  
△  
1.21  
○称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所）以下この條において。

同じ。）を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（以下この條において「商品取引員

、その差金等決済に係る商品先物取引の  
便から申五通まで

等」という。）に告知しなければならない。この場合において、当該商品先物取引の差金等決済をする

者は、当該商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該商品取引員等は、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

赤書き底挽

1.22  
△  
1.24  
○

一 その商品先物取引の委託をする場合 当該商品先物取引の委託を受けた商品取引所法第百二十六条

第三項に規定する商品取引員（以下この号において「商品取引員」という。）の営業所その他これに

準ずるもの（以下この号において「営業所等」という。）の長（当該商品取引員に当該商品先物取引の委託の取次ぎをする場合にあつては、当該商品先物取引の委託の取次ぎを受けた商品取引員の営業所等の長）  
により 当該商品取引員に当該商品先物取引の委託1.22  
△  
1.24  
○

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該商品先物取引をする商品取引所法第二条第七項に規定する商品市場を開設した同条第一項に規定する商品取引所の長

4 商品取引員等は、適用期間内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行つた商品先物取引

について差金等決済があつた場合には、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の各人別に、その者の氏名及び住所、当該差金等決済との決済の方法、当該差金等決済に係る商品先物取引の種類、数量及び対価の額又は約定価格等（商品取引所法第二百三十六条の二十一の約定価格等をいう。）その他財務省令で定める事項を記載した調書（次項及び第七項において「商品先物取引に関する調書」という。）を、商品先物取引の差金等決済があつた日の属する月の翌月末日までに、当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 商品取引員等は、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、前項の規定により調書に記載すべきものとされる事項を記載した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「磁気テープ等」という。）の提出をもつて前項の規定による調書の提出に代えることができる。この場合における前項「~~決済~~及び第七項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該磁気テープ等は、商品先物取引に関する調書とみなす。

6 第二項及び前項に定めるもののほか、第三項の規定による告知の特例その他第一項、第三項及び第四

1.22  
△

1.30  
△

△

項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、商品先物取引に関する調査の提出に關する調査について必要があるときは、当該商品先物取引に関する調査を提出する義務がある者に質問し、又はその者の差金等決済に係る商品先物取引に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

8 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帶し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

9 第七項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十一条の十八第二項中「第四十一条の十八第一項」を「第四十一条の十九第一項」に改め、同条を第四十一条の十九とし、第四十一条の十七の次に次の一条を加える。

(認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例)

第四十一条の十八 個人が、第六十六条の十一の二第二項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当

該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に關連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの

を除く。) をした場合には、当該寄附に係る支払金は、所得税法第七十八条第一項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

第四十一条の三の見出しを「(特定短期国債等の譲渡の対価等の支払調書又は商品先物取引に関する調書の提出等に係る罰則)」に改め、同条第一項第一号中「同条第十四項」を「同条第十五項」に改め、「規定する支払の取扱者」の下に「若しくは同項に規定する受取金融機関等の商業所等の長」を加え、同項第一号中「第四十一条の十一第十六項」を「第四十一条の十一第十九項」に、「又は同条第十七項」を「若しくは同条第十九項」に改め、「特定短期国債等の償還金の支払調書」の下に「又は第四十一条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調書」を加え、同項第三号中「第四十一条の十一第十項」を「第四十一条の十一第十一項又は第四十一条の十四第七項」に、「同項の」を「これの」に改め、同項第一項中「第四十一条の十一第十六項」を「第四十一条の十一第十九項」に改め、「特定短期国債等の償還金の支払調書」の下に「又は第四十一条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調書」を加える。

第四号中「第四十一条の十一第二十項」を「第四十一条の十一第十一项又は第四十一条の十四第七項」に改め、  
〔同条第十一項又は第四十一条の十四第七項〕に改め、「同条第一項中「第四十一条の十一第十六項」を「第四十一条の十一第十九項」に改め、「特定短期国債等の償還金の支払調書」の下に「又は第四十一条の十四第七項」を「若しくは同条第十九項」に改め、「特定短期国債等の償還金の支払調書」の下に「又は第四十一条の十四第七項」に改め、「前項第一号の解釋は、刑法(明治四十年法律第二百五十九条)第一項の趣旨を有す。」

( 13.1.26 27:20現在 )  
所得総合課合併 )

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成十三年三月三十一日

イ 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第二条第二項の改正規定、同法第八条の五第一項

第一号の改正規定、同法第九条の四から第九条の八までの改正規定、同法第三十一条の二第二項第七

粵の改正規定（同号口の改正規定を除く。）、同項第十号及び第十一号の改正規定、同法第三十七条  
条オニ項オセ

の十第四項の改正規定、同法第四十条の五の改正規定、同法第四十二条の三の二第一項の改正規定（

「第九条の五第三項後段」を削る部分に限る。）、同法第五十二条の三の二第一項の改正規定（

「当該計算した金額」を「当該金額」に改め、「の百分の十三に相当する金額と当該超える部分の

金額の百分の二に相当する金額との合計額」を削る部分及び「百分の九」を「百分の八」に改める部

## 理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住宅借入金等に係る所得税額控除制度の控除期間及び控除限度額の拡充等による新たな住宅ローン減税の実施、中小企業投資促進税制の延長等の投資の促進等に資する措置及び上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税を存続する経過措置の延長等の金融関係の措置を講ずるとともに、認定特定非営利活動法人に対する寄附金に係る特例及び贈与税の基礎控除の特例の創設、個人の土地等に係る長期譲渡所得に対する課税の特例制度における税率軽減の特例等の延長等の土地税制の改正、分割・合併等の企業の組織再編成に対応するための各種特別措置の整備等を行うほか、技術等海外取引に係る所得の特別控除制度の見直し等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて交際費の損金不算入制度、住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

『部長説明用』

租税特別措置法等の一部を改正する法律案新旧対照表

〔主 税 局〕



(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十二年四月一日から平成十五年三月三十一日までの期間（第三項及び第四項において「適用期間」という。）内に、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）

第二条第六項に規定する先物取引（同条第七項に規定する商品市場において行われる同条第八項第一号ホに掲げる取引を含む。以下この条において「商品先物取引」という。）を以て、当該商品先物取引の決済（当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。以下この条において「差金等決済」という。）をした場合には、当該差金等決済に係る当該商品先物取引による事業所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第一百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該商品先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額（商品先物取引に係る雑所得等の金額（次項第二号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。」の場合において、商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定のある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の二までの規定の適用については、同項第二十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。）」とする。

二 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項「事業所得の金額」とあるのは、「事業所得の金額（租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する差金等決済に係る同項に規定する商品先物取引による事業所得がないものとして計算した金額とする。）」とする。各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（商品先物取引に係る雑所得等の金額を除く。）」とする。

三 所得税法第七十七条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、商品先物取引に係る雑所得

等の金額」とする。

四 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)」及び「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と「同法第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)」の規定による所得税の額」とする。

五 前各号に定めるものほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 | 適用期間内に商品先物取引の差金等決済をする者(法人税法別表第一に掲げる

法人その他の政令で定めるものを除く。)は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所。以下この項及び次項において同じ。)を、その差金等決済に係る商品先物取引の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者(以下この項から第五項までにおいて「商品取引員等」という。)に告知しなければならない。この場合において、当該商品先物取引の差金等決済をする者は、当該商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならぬものとし、当該商品取引員等は、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一 | その商品先物取引の委託をした場合 当該商品先物取引の委託を受けた商品取引所法第二十六条第三項に規定する商品取引員(以下この号において「商品取引員」といふ。)の営業所その他これに準ずるもの(以下この号において「営業所等」といふ。)の長(商品先物取引の委託の取次ぎにより当該商品取引員と当該商品先物取引の委託をした場合においては、当該委託の取次ぎを引受けた商品取引員の営業所等の長)

二 | 前号に掲げる場合以外の場合 当該商品先物取引をした商品取引所法第一条第七項に規定する商品市場を開設した同条第一項に規定する商品取引所の長

4 | 商品取引員等は、適用期間内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行った商品先物取引について差金等決済があつた場合には、当該居住者又は国

内に恒久的施設を有する非居住者の各人別に、その者の氏名及び住所、当該差金等決済との決済の方法、当該差金等決済に係る商品先物取引の種類、数量及び対価の額又は約定価格等（商品取引所法第二百三十六条の二十一の約定価格等をいふ。）その他の財務省令で定める事項を記載した調書（次項及び第七項において「商品先物取引に関する調書」と云ふ。）を、その商品先物取引の差金等決済があつた日の属する月の翌月末日までに、当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

5 | 商品取引員等は、政令で定めるといふにより税務署長の承認を受けた場合には、前項の規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープを他の財務省令で定める記録用の媒体（以下「の」の項において「磁気テープ等」といふ。）の提出をもつて前項の規定による調書の提出に代えられることが得られる。この場合における同項及び第七項並びに第四十一条の三の規定の適用については、当該磁気テープ等は、商品先物取引に関する調書とみなす。

6 | 第二項及び前項に定めるもののほか、第三項の規定による旨知の特例その他第一項、第三項及び第四項の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

7 | 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、商品先物取引に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該商品先物取引に関する調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の差金等決済に係る商品先物取引に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

8 | 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

9 | 第七項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十一条の三 次の各項のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十一条の十一第一項の告知書を同項の混載寄託をする際に同項に規定する受寄金融機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該受寄金融機関等の営業所等の長に提出した者又は同条第十六項の告知書を同項の償還を受けた際に同項に規定する支払の取扱者若しくは同項に規定する受寄金融機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該支払の取扱者に提出した者
- 二 第四十一条の十一第二項に規定する特定短期国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第一項に規定する特定短期国債等の償還金の支払調書又は第四十二条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調書をこれらの調書の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの調書に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者
- 三 第四十一条の十一第二十三項又は第四十一条の十四第七項の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 四 第四十一条の十二第二十三項又は第四十一条の十四第七項の規定による検査に偽りの記載をした帳簿書類を提示した者
- 前項第一号の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。
- 3 | 2 |
- 3 | 第四十一条の十二第十九項に規定する特定短期国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二項に規定する特定短期国債等の償還金の支払調書又は第四十二条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調書の提出に関する調査に従事している者又は從事していた者が、その事務に関する事務に従事して知った秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 4 | 1 |
- 4 | 法人（人格のない社団等（法人税法第一条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。
- 5 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は

第四十一条の三 同 上

- 一 第四十一条の十一第一項の告知書を同項の混載寄託をする際に同項に規定する受寄金融機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該受寄金融機関等の営業所等の長に提出した者又は同条第十四項の告知書を同項の償還を受けた際に同項に規定する支払の取扱者に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該支払の取扱者に提出した者

- 一 第四十一条の十一第一項の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 四 第四十一条の十一第二項の規定による検査に偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

前項第一号の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

- 2 |
- 2 | 第四十一条の十一第十六項に規定する特定短期国債等の譲渡対価の支払調書又は同条第十七項に規定する特定短期国債等の償還金の支払調書の提出に関する調査に従事している者又は從事していた者が、その事務に関する事務に従事して知った秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 3 | 同 上

管理人がその訴訟行為につれての人格のない社団等を代表するほか、法人を被告又は被辯護する場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

租 稅 特 別 措 置 法 等 の  
一 部 を 改 正 す る 法 律 案  
( 所 得 税 関 係 )

読 替 え 表

平 成 13 年 1 月  
主 稅 局 稅 制 第 一 課

CK

改正法第一條による改正後の租税特別措置法第四十一條の十四第一項第一句の規定による所得税法第二条第三十号

読 替 後

(定義)

第11条の法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める所による。

11-1十九 省略

11-1二十 老年者 年齢六十五歳以上の者で、第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が千万円以下であるものをいう。

11-1-4十八 省略

11-1-4十八 省略

2・3 省略

読 替 前

(定義)

第11条の法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める所による。

11-1十九 省略

11-1二十 老年者 年齢六十五歳以上の者で、第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が千万円以下であるものをいう。

11-1-4十八 省略

2・3 省略

改正法第一条による改正後の租税特別措置法第四十一条の十四第一項第一号の規定による所得税法第六十九条の読替表

読

替

後

読

替

前

(損益通算)

第六十九条 総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額（租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する差金決済に係る同項に規定する商品先物取引による事業所得がないものとして計算した金額とする。）、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序により、これを他の各種所得の金額を除く。）から控除する。

2 省略

(損益通算)

第六十九条 総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序により、これを他の各種所得の金額から控除する。

2 省略

OK

改正法第一条による改正後の租税特別措置法第四十一条の十四第一項第三項の規定による所得税法第七十一条から第八十七條の読替表

読 替 後

読 替 前

(雑損失の繰越控除)

第七十一条 確定申告書を提出する居住者のその年の前年以前二年内の各年において生じた雑損失の金額(この項又は次条第一項の規定により前年以前において控除されたものを除く。)は、政令で定めるところにより、当該申告書に係る年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

2・3 省略

(雑損失の繰越控除)

第七十一条 確定申告書を提出する居住者のその年の前年以前三年内の各年において生じた雑損失の金額(この項又は次条第一項の規定により前年以前において控除されたものを除く。)は、政令で定めるところにより、当該申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

2・3 省略

(雑損控除)

第七十二条 居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産(第六十二条第一項(生活に通常必要でない資産の災害による損失)及び第七十条第三項(被災事業用資産の損失の金額))に規定する資産を除く。)について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合(その災害又は盗難若しくは横領に関連してその居住者が政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。)において、その年における当該損失の金額(当該支出をした金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。以下この項において「損失の金額」という。)の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超えるときは、その超える部分の金額を、その居住者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額(損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。)が五万円以下である場合(その年における災害関連支出の金額がない場合を含む。)その居住者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額

一一三 省略

2・3 省略

(医療費控除)

一一三 省略

2・3 省略

(医療費控除)

第七十二条 居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産(第六十二条第一項(生活に通常必要でない資産の災害による損失)及び第七十条第三項(被災事業用資産の損失の金額))に規定する資産を除く。)について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合(その災害又は盗難若しくは横領に関連してその居住者が政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。)において、その年における当該損失の金額(当該支出をした金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。以下この項において「損失の金額」という。)の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超えるときは、その超える部分の金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額(損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。)が五万円以下である場合(その年における災害関連支出の金額がない場合を含む。)その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額

**第七十三条** 居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合において、その年中に支払った当該医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）の合計額がその居住者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（当該金額が十万円を超える場合には、十万円）を超えるときは、その超える部分の金額（当該金額が二百万円を超える場合には、二百万円）を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

## 2・3 省略

### (社会保険料控除)

**第七十四条** 居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から控除される場合には、その支払った金額又はその控除される金額を、その居住者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

## 2・3 省略

### (小規模企業共済等掛金控除)

**第七十五条** 居住者が、各年において、小規模企業共済等掛金を支払った場合には、その支払った金額を、その者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

## 2・3 省略

### (小規模企業共済等掛金控除)

**第七十六条** 居住者が、各年において、小規模企業共済等掛金を支払った場合には、その支払った金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

## 2・3 省略

### (生命保険料控除)

**第七十六条** 居住者が、各年において、生命保険契約等に係る保険料又は掛金（次項に規定する個人年金保険料を除く。以下この項において「生命保険料」という。）を支払った場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、その居住者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

## 1～4 省略

**2** 居住者が、各年において、個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金（その者の身体の傷害又は疾病その他これらに類する事由に基因して保険金、共済金その他の給付金を支払う旨の特約が付されている契約にあつては、当該特約に係る保険料又

**第七十三条** 居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から控除される場合には、その支払った金額又はその控除される金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

## 2・3 省略

### (社会保険料控除)

**第七十四条** 居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から控除される場合には、その支払った金額又はその控除される金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

## 2・3 省略

### (小規模企業共済等掛金控除)

**第七十五条** 居住者が、各年において、小規模企業共済等掛金を支払った場合には、その支払った金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

## 2・3 省略

### (生命保険料控除)

**第七十六条** 居住者が、各年において、生命保険契約等に係る保険料又は掛金（次項に規定する個人年金保険料を除く。以下この項において「生命保険料」という。）を支払った場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

## 1～4 省略

**2** 居住者が、各年において、個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金（その者の身体の傷害又は疾病その他これらに類する事由に基因して保険金、共済金その他の給付金を支払う旨の特約が付されている契約にあつては、当該特約に係る保険料又

は掛金を除く。以下、の項において「個人年金保険料」という。)を支払った場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、その居住者の年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一・四 省 略

3・5 省 略

(損害保険料控除)

第七十七条 居住者が、各年において、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの若しくはこれらの者の有する第九条第一項第九号(生活用動産の譲渡所得の非課税)に規定する資産を保険若しくは共済の目的とする損害保険契約等又はこれらの者の身体の傷害に基因して、若しくはこれらの者の身体の傷害若しくは疾病により病院若しくは診療所に入院して第七十三条第二項(医療費控除)に規定する医療費を支払つたことに基因して保険金若しくは共済金が支払われる損害保険契約等に係る保険料又は掛金(以下この条において「損害保険料」という。)を支払つた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を、その居住者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2・3 省 略

(寄付金控除)

第七十八条 居住者が、各年において、特定寄付金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第一号に掲げる金額をこえるときは、そのこえる金額を、その者の年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支出した特定寄付金の額の合計額(当該合計額がその者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の二十五に相当する金額をこえる場合には、当該百分の二十五に相当する金額)

二 省 略  
2・4 省 略

(障害者控除)

第七十九条 居住者が障害者である場合には、その者のその年分の総所得金額、商

は掛金を除く。以下、の項において「個人年金保険料」という。)を支払った場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、その居住者の年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一・四 省 略

3・5 省 略

(損害保険料控除)

第七十七条 居住者が、各年において、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの若しくはこれらの者の有する第九条第一項第九号(生活用動産の譲渡所得の非課税)に規定する資産を保険若しくは共済の目的とする損害保険契約等又はこれらの者の身体の傷害に基因して、若しくはこれらの者の身体の傷害若しくは疾病により病院若しくは診療所に入院して第七十三条第二項(医療費控除)に規定する医療費を支払つたことに基因して保険金若しくは共済金が支払われる損害保険契約等に係る保険料又は掛け金(以下この条において「損害保険料」という。)を支払つた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一・二 省 略  
2・3 省 略

(寄付金控除)

第七十八条 居住者が、各年において、特定寄付金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額をこえるときは、そのこえる金額を、その者の年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支出した特定寄付金の額の合計額(当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の二十五に相当する金額をこえる場合には、当該百分の二十五に相当する金額)

二 省 略  
2・4 省 略

(障害者控除)

第七十九条 居住者が障害者である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職

品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十七万円（その者が特別障害者である場合には、四十万円）を控除する。

2 居住者に障害者である控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、その居住者の年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その障害者一人に四十八万円（その者が特別障害者である場合には、四十万円）を控除する。

### 3 省略

#### （老年者控除）

第八十条 居住者が老年者である場合には、その者の年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から五十万円を控除する。

### 2 省略

#### （寡婦（寡夫）控除）

第八十一条 居住者が寡婦又は寡夫である場合には、その者の年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十七万円を控除する。

### 2 省略

#### （勤労学生控除）

第八十二条 居住者が勤労学生である場合には、その者の年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十七万円を控除する。

### 2 省略

#### （勤労学生控除）

第八十二条 居住者が勤労学生である場合には、その者の年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十七万円を控除する。

### 2 省略

#### （配偶者控除）

第八十三条 居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者の年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から三十八万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、四十八万円）を控除する。

### 2・3 省略

#### （配偶者特別控除）

第八十三条の二 居住者が生計を一にする配偶者（他の居住者の扶養親族とされる者

所得金額又は山林所得金額から二十七万円（その者が特別障害者である場合には、四十万円）を控除する。

2 居住者に障害者である控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、その居住者の年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その障害者一人につき二十七万円（その者が特別障害者である場合には、四十万円）を控除する。

### 3 省略

#### （老年者控除）

第八十条 居住者が老年者である場合には、その者の年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から五十万円を控除する。

### 2 省略

#### （寡婦（寡夫）控除）

第八十二条 居住者が寡婦又は寡夫である場合には、その者の年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十七万円を控除する。

### 2 省略

#### （勤労学生控除）

第八十二条 居住者が勤労学生である場合には、その者の年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十七万円を控除する。

### 2 省略

#### （配偶者控除）

第八十三条 居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者の年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から三十八万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、四十八万円）を控除する。

### 2・3 省略

並びに第五十七条第一項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）で第一条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額（以下この項及び次項において「合計所得金額」という。）が七十六万円未満であるものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の各号に掲げるその配偶者の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

- 一・二 省 略  
2・3 省 略

(扶養控除)

第八十四条 居住者が扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その扶養親族一人につき三十八万円（その者が特定扶養親族である場合には五十八万円とし、その者が老人扶養親族である場合には四十八万円とする。）を控除する。

- 2・3 省 略

(扶養控除)

第八十四条 居住者が扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その扶養親族一人につき三十八万円（その者が特定扶養親族である場合には五十八万円とし、その者が老人扶養親族である場合には四十八万円とする。）を控除する。

- 2・3 省 略

(基礎控除)

第八十六条 居住者については、その者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から三十八万円を控除する。

- 2 省 略

(所得控除の順序)

第八十七条 省 略

2 前項の控除をすべき金額は、総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

(所得控除の順序)

第八十七条 省 略

2 前項の控除をすべき金額は、総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

OK

改正法第一条による改正後の租税特別措置法第四十一条の十四第一項第四号の規定による所得税法第九十二条及び第九十五条の読替表

読

替

後

読

替

前

(配当控除)

第九十二条 居住者が利益の配当（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）又は資産の流動化に関する法律第二百二十九条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配その他これに類する金銭の分配として政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）、剩余金の分配、証券投資信託若しくは特定投資信託（法人税法第二条第二十九号の三イ（定義）に掲げる信託をいう。以下この項において同じ。）の収益の分配（第九条第一項第十一号（元本の払戻しに係る収益の分配の非課税）に掲げるものを含まない。以下この条において同じ。）又は特定目的信託の収益の分配に係る配当所得（外国法人から受けるこれらの金額に係るものと除く。以下この条において同じ。）を有する場合には、その居住者のその年分の所得税額（前節（税率）及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の規定による所得税の額をいう。以下この条において同じ。）から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 その年分の課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額が千万円以下である場合  
次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ・ロ 省略

一 その年分の課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額が千万円を超えるかつ、当該課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額から証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円以下である場合 次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ・省 略

ロ 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得 当該配当所得の金額のうち、当該課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額から千万円を控除した金額に相当する金額については百分の一・五を、その他の金額については百分の五をそれ乗じて計算した金額の合計額

(配当控除)

第九十二条 居住者が利益の配当（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）又は資産の流動化に関する法律第二百二十九条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配その他これに類する金銭の分配として政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）、剩余金の分配、証券投資信託若しくは特定投資信託（法人税法第二条第二十九号の三イ（定義）に掲げる信託をいう。以下この項において同じ。）の収益の分配（第九条第一項第十一号（元本の払戻しに係る収益の分配の非課税）に掲げるものを含まない。以下この条において同じ。）又は特定目的信託の収益の分配に係る配当所得（外国法人から受けるこれらの金額に係るものと除く。以下この条において同じ。）を有する場合には、その居住者のその年分の所得税額（前節（税率）の規定による所得税の額をいう。以下この条において同じ。）から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 その年分の課税総所得金額が千万円以下である場合 次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ・ロ 省略

一 その年分の課税総所得金額が千万円を超えるかつ、当該課税総所得金額から証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円以下である場合 次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ・省 略

ロ 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得 当該配当所得の金額のうち、当該課税総所得金額から千万円を控除した金額に相当する金額については百分の一・五を、その他の金額については百分の五をそれ乗じて計算した金額の合計額

イ 利益の配当等に係る配当所得 当該配当所得のうち、当該課税総所得額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額から千円と口に掲げる配当所得の金額との合計額を控除した金額に達するまでの金額については百分の五を、その他の金額については百分の十をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額

### 口 省 略

2 前項の規定による控除をすべき金額は、課税総所得額に係る所得税額、同項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額、課税山林所得金額に係る所得税額又は課税退職所得金額に係る所得税額から順次控除する。この場合において、当該控除をすべき金額がその年分の所得税額をこえるときは、当該控除をすべき金額は、当該所得税額に相当する金額とする。

### 3 省 略

#### (外国税額控除)

第九十五条 居住者が各年において外国所得税（外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を納付することとなる場合には、第八十九条から第九十二条まで（税率及び配当控除）の規定により計算したその年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の規定による所得税の額のうち、その年ににおいて生じた所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「控除限度額」という。）を限度として、その外国所得税の額をその年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の規定による所得税の額から控除する。

2 居住者が各年において納付することとなる外国所得税の額がその年の控除限度額と地方税控除限度額として政令で定める金額との合計額を超える場合において、その年の前年以前二年内の各年（以下この条において「前二年以内の各年」という。）の控除限度額のうちその年に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この条において「繰越控除限度額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額をその年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の規定による所得税の額から控除する。

3 居住者が各年において納付することとなる外国所得税の額がその年の控除限度額に満たない場合において、その前二年以内の各年において納付することとなつた外国所得税の額のうちその年に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この

イ 利益の配当等に係る配当所得 当該配当所得の金額のうち、当該課税総所得額から千円と口に掲げる配当所得の金額との合計額を控除した金額に達するまでの金額については百分の五を、その他の金額については百分の十をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額

### 口 省 略

2 前項の規定による控除をすべき金額は、課税総所得額に係る所得税額、課税山林所得金額に係る所得税額又は課税退職所得金額に係る所得税額から順次控除する。この場合において、当該控除をすべき金額がその年分の所得税額をこえるときは、当該控除をすべき金額は、当該所得税額に相当する金額とする。

### 3 省 略

#### (外国税額控除)

第九十五条 居住者が各年において外国所得税（外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を納付することとなる場合には、第八十九条から第九十二条まで（税率及び配当控除）の規定により計算したその年分の所得税の額のうち、その年ににおいて生じた所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「控除限度額」という。）を限度として、その外国所得税の額をその年分の所得税の額から控除する。

2 居住者が各年において納付することとなる外国所得税の額がその年の控除限度額と地方税控除限度額として政令で定める金額との合計額を超える場合において、その年の前年以前三年内の各年（以下この条において「前三年以内の各年」という。）の控除限度額のうちその年に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この条において「繰越控除限度額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額をその年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の規定による所得税の額から控除する。

3 居住者が各年において納付することとなる外国所得税の額がその年の控除限度額に満たない場合において、その前三年以内の各年において納付することとなつた外国所得税の額のうちその年に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この

条において「繰越外国所得税額」といふ。)があるときは、政令で定めるといひに  
より、当該控除限度額からその年において納付する」ととなる外国所得税の額を控  
除した残額を限度として、その繰越外国所得税額をその年分の所得税の額及び租税  
特別措置法第四十一条の十四第一項(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)  
の規定による所得税の額から控除する。

#### 4~8 省略

条において「繰越外国所得税額」といふ。)があるときは、政令で定めるといひに  
より、当該控除限度額からその年において納付する」ととなる外国所得税の額を控  
除した残額を限度として、その繰越外国所得税額をその年分の所得税の額から控除  
する。

#### 4~8 省略

租税特別措置法等の  
一部を改正する法律案  
(所得税関係)

参考資料

平成13年1月  
主税局税制第一課

## 平成13年度税制改正の要綱（抄）

〔平成13年1月16日〕  
閣議決定

### 四 金融関係税制

- 2 商品先物取引による所得に対する所得税については、次により申告分離課税を行うこととする。
  - (1) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成13年4月1日から平成15年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に、商品取引所法に規定する先物取引（以下「商品先物取引」という。）をし、かつ、当該商品先物取引の差金等決済をした場合には、当該差金等決済に係る当該商品先物取引による事業所得及び雑所得（以下「商品先物取引による所得」という。）については、他の所得と分離して20%の税率により確定申告を通じて課税する。
  - (2) 商品先物取引による所得の金額の計算上生じた損失の金額は、商品先物取引による所得以外の所得との通算及び翌年以降への繰越しは認めない。
  - (3) 適用期間内に商品先物取引の差金等決済をする者は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所を、その商品先物取引の委託等をする商品取引員等に告知しなければならないものとし、当該商品取引員等は、一定の公的書類により本人確認をしなければならないものとする。  
なお、商品先物取引の差金等決済をする者が、商品取引員等との間で商品先物取引の委託等の契約を締結する際、一定の告知及び本人確認を行っているときは、当該契約に基づく商品先物取引の差金等決済につき告知があったものとして取り扱う。
  - (4) 商品取引員等は、適用期間内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行った商品先物取引について差金等決済があった場合には、その者の氏名及び住所、当該差金等決済の方法、当該差金等決済に係る商品先物取引の約定価格等の事項を記載した調書（以下「商品先物取引に関する調書」という。）を、その商品先物取引の差金等決済があった日の属する月の翌月末日までに、当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないものとする。
  - (5) 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、商品先物取引に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該商品先物取引に関する調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の商品先物取引に関する帳簿書類その他の物件を検査することができるることとする。
  - (6) 商品先物取引に関する調書の提出義務及び調査従事者等の守秘義務に対する違反行為等について所要の罰則規定を設ける。

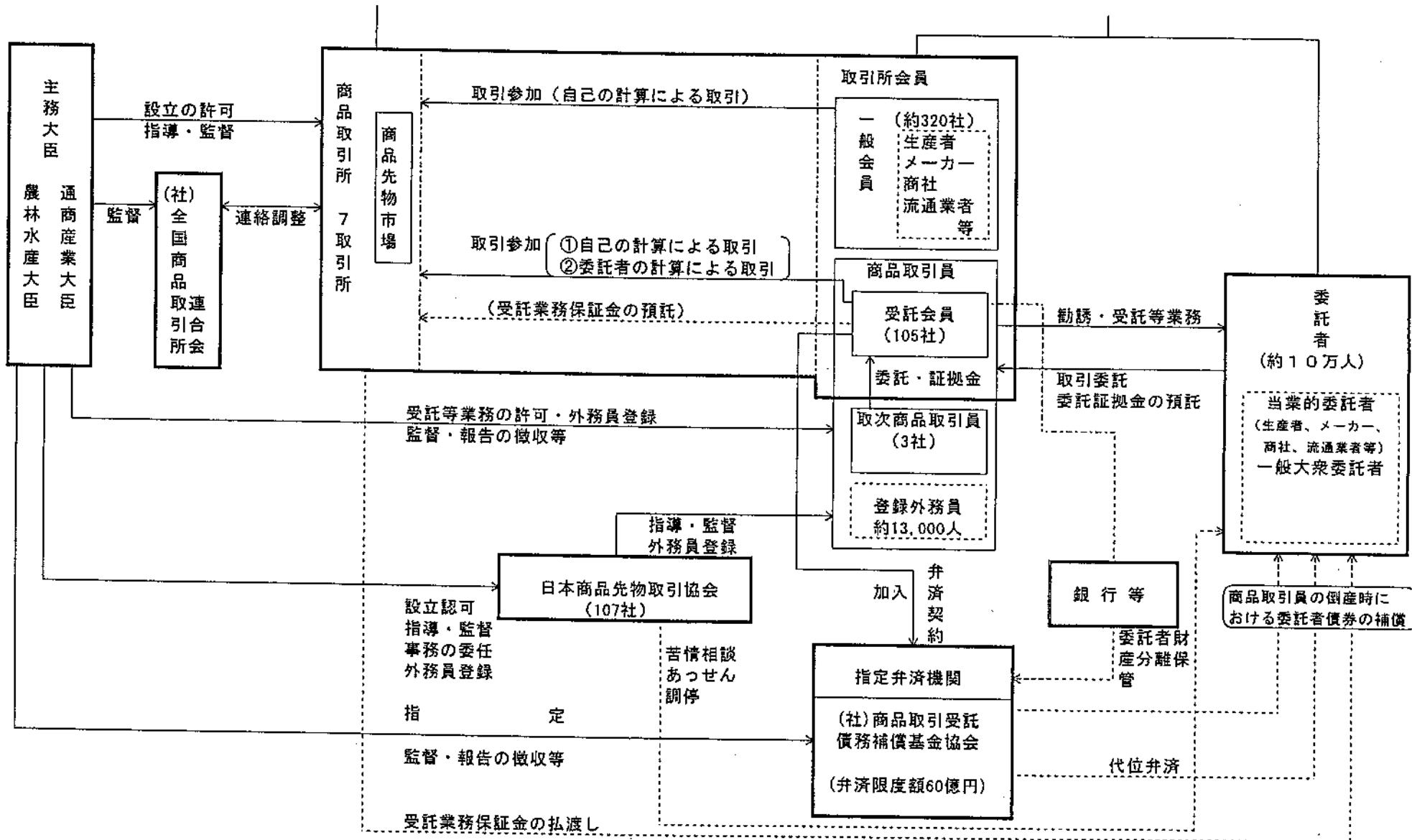
## 商品取引所制度の仕組み

### 【商品先物市場の機能】

常設市場の提供と大量取引の確保、価格の平準化  
公正な価格形成と価格指標の提供、ヘッジング

### 【取引参加の目的】

ヘッジング、投機



## 所管物品等一覧

【通商産業省所管】

【農林水産省所管】

商品取引所	商品市場	上場商品構成物品・上場商品指標対象物品
東京穀物商品取引所	農産物市場	IOM一般大豆、Non-GOM大豆、小豆、とうもろこし、コーヒー生豆（アラビカ種、ロブスタ種）
	砂糖市場	粗糖、精糖
中部商品取引所	農産物市場	IOM一般大豆、Non-GOM大豆、小豆
	畜産物市場	鶏卵
	砂糖市場	精糖
	織糸市場	乾織
関西商品取引所	農産物市場	IOM一般大豆、Non-GOM大豆、小豆
	砂糖市場	粗糖、精糖
	織糸市場	生糸
	農産物・飼料指標市場	とうもろこし、大豆油かす
関門商品取引所	農産物市場	IOM一般大豆、Non-GOM大豆、小豆、とうもろこし、ブロイラー
	砂糖市場	精糖
横浜商品取引所	織糸市場	日本生糸、国際生糸、乾織

注) IOM一般大豆 : インディアナ、オハイオ、ミシガンの3州で生産される黄大豆。

Non-GOM大豆 : 非遺伝子組換え大豆。

アラビカ種 : 中南米を中心に赤道直下の熱帯から亜熱帯地区全般の高所で栽培され、世界で生産されるコーヒーの70%近い数量を占めている。

ロブスタ種 : 主にインドネシアやベトナムなどのアジア諸国及びアフリカ諸国で生産。成長が早く、病害虫に強く、低地でも栽培できる。

商品取引所	商品市場	上場商品構成物品・上場商品指標対象物品
東京工業品取引所	貴金属市場	金、銀、白金、パラジウム
	アルミニウム市場	アルミニウム
	ゴム市場	RSS
	石油市場	ガソリン、灯油
中部商品取引所	綿糸市場	綿糸（40番手）
	石油市場	ガソリン、灯油
大阪商品取引所	綿糸市場	綿糸（20番手、40番手）
	ゴム市場	RSS、TSR
	アルミニウム市場	アルミニウム
	天然ゴム指標市場	RSS、TSR

注) RSS : ゴム樹から採取したゴム液を凝固させ、シート状に圧延したものを燃焼して仕上げる。

TSR : ラテックス又は固形ゴムを原料とし、機械化した工程で固形ゴムを粉碎、水洗いしたのち、熱風で乾燥させて短時間で仕上げる。

番手 : 重さ1ポンドで長さが840ヤードのものを1番手。40番手は1ポンドで長さが3万3,600ヤード。

## ○ 商品先物取引の概要

(商品取引所の定める基準及び方法に従って、商品市場において行われる次にげる取引)をいう。

### 1. 商品の現物先物取引(2⑥一)

当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつている商品の転売又は貯戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

⇒反対売買による差金決済又は限月に現物の受渡しによる決済

### 2. 商品の価格をベースとする現金決済方式の先物取引(現金決済型先物取引:2⑥二)

当事者が商品についてあらかじめ約定する価格(約定価格)と将来の一定の時期における現実の当該商品の価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

⇒反対売買による差金決済又は限月に取引所の最終清算価格との差金決済

### 3. 商品指指数先物取引(2⑥三)

当事者が商品指指数についてあらかじめ約定する数値(約定指指数)と将来の一定の時期における現実の当該商品指指数の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

⇒反対売買による差金決済又は限月に取引所の最終清算指指数との差金決済

### 4. 商品オプション取引

#### (1) 商品の現物先物取引のオプション取引(2⑥四イ)

当事者の一方の意思表示により当事者間において上記1の現物先物取引を成立させることができる権利(オプション)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

#### (2) 商品の価格をベースとする現金決済方法の先物取引のオプション取引

##### (現金決済型先物取引のオプション取引:2⑥四ロ)

当事者の一方の意思表示により当事者間において上記2の現金決済型先物取引を成立させることができる権利(オプション)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

#### (3) 商品指指数先物取引のオプション取引(2⑥四ハ)

当事者の一方の意思表示により当事者間において上記3の商品指指数先物取引を成立させることができる権利(オプション)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

#### (4) 商品の価格をベースとするオプション取引

##### (商品約定価格のオプション取引:2⑥四白括弧書(実態なし))

上記(2)に準する取引で商品取引所の定めるもの

#### (5) 商品指指数のオプション取引(2⑥四ハ括弧書(実態なし))

上記(3)に準する取引で商品取引所の定めるもの

### 5. 商品の実物取引のオプション取引(2⑥一ホ(実態なし))

当事者の一方の意思表示により当事者において下記(注)の上場商品の売買取引を成立させることができる権利(実物オプション)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

#### (注) 商品の実物取引(2⑥一二(実態なし:先物取引でない))

上場商品の売買取引で上記1の取引に該当しないもの

## ● オプション取引の決済方法

### 1 オプションの反対売買した場合(反対売買したときに損益確定) オプション(権利)の反対売買によるプレミアム代金との差金決済。

### 2 オプションを行使した場合

(権利行使期日までに行使したときにプレミアム代金の損失(利益)が確定)

### 3 オプションを行使しない場合

(権利行使期日までに権利行使しないときは同日に損失(利益)が確定)

コール・オプション(買う権利)	プット・オプション(売る権利)	コール・オプション(買う権利)	プット・オプション(売る権利)
契約当初に約定価格で約定した数量の商品の現物先物取引を買付ける建玉を取得。 ⇒反対売買による差金決済又は限月に現物の受渡しによる決済	契約当初に約定価格で約定した数量の商品の現物先物取引を売付ける建玉を取得。 ⇒反対売買による差金決済又は限月に現物の受渡しによる決済	(買い手) 最終の権利行使期日(満期日)までに買う権利を放棄するとオプション料(プレミアム)の損失が確定する。 ↓ (売り手) 売る義務が消滅して満期日にプレミアムの利益が確定する。	(買い手) 最終の権利行使期日(満期日)までに売る権利を放棄するとオプション料(プレミアム)の損失が確定する。 ↓ (売り手) 買う義務が消滅して満期日にプレミアムの利益が確定する。
契約当初に約定した商品の価格で約定した数量の現金決済型先物取引を買付ける建玉を取得。 ⇒反対売買による差金決済又は限月に最終清算価格との差金決済	契約当初に約定した商品の価格で約定した数量の現金決済型先物取引を売付ける建玉を取得。 ⇒反対売買による差金決済又は限月に最終清算価格との差金決済		
契約当初に約定した商品指指数で約定した数量の商品指指数先物取引を買付ける建玉を取得。 ⇒反対売買による差金決済又は限月に最終清算指指数との差金決済	契約当初に約定した商品指指数で約定した数量の商品指指数先物取引を売付ける建玉を取得。 ⇒反対売買による差金決済又は限月に最終清算指指数との差金決済		
契約当初に約定した商品の価格とオプションを権利行使した日の有価証券の価格との差に一定金額を乗じた額を授受することを約する取引が成立(差金決済となる。)。	契約当初に約定した商品指指数とオプションを権利行使した日の有価正券指指数との差に一定金額を乗じた額を授受することを約する取引が成立(差金決済となる。)。		
契約当初に約定価格で約定した数量の商品(現物)を買うことができる。	契約当初に約定価格で約定した数量の商品(現物)を売付けることができる。		

(注) (注)は、商品取引所法の引用条項

# ○商品取引所法 (昭和二十二年八月五日)

(定義)

第二条 この法律において「商品取引所」とは、商品又は商品指數について先物取引をするために必要な市場を開設することを主たる目的としてこの法律に基づいて設立された者をいう。

6 この法律において「先物取引」とは、商品取引所の定める基準及び方法に従つて、商品市場において行われる次に掲げる取引をいう。

一 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつてゐる商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済する

ことができる取引

二 当事者が商品についてあらかじめ約定する価格(以下「約定価格」という)と将来の一定の時期における現実の当該商品の価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

三 当事者が商品指數についてあらかじめ約定する数値(以下「約定指數」という)と将来の一定の時期における現実の当該商品指數の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

四 当当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利(以下「オプション」という)を相手方が当事者の方に付与し、当事者の一方がこれに対する対価を支払うことを約する取引

イ 第一号に掲げる取引

ロ 第二号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。)

ハ 前号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。)

7 この法律において「商品市場」とは、一種の上場商品又は上場商品指數ごとに、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引を行うために商品取引所が開設する市場をいう。

一 上場商品に係る商品市場 当該上場商品に係る前項第一号に掲げる取引又は同項第二号に掲げる取引

二 上場商品指數に係る商品市場 当該上場商品指數に係る前項第三号に掲げる取引

8 この法律において「商品市場における取引」には、前項各号に定める取引のほか、商品取引所が、定款で定めるところにより、商品市場において次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引をすることとしたものとす。

一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引

イ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指數に係る第六項第三号に掲げる取引

ロ 当該上場商品に係る第六項第四号イ又はロに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

ハ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指數に係る第六項第四号ハに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

二 当該上場商品の売買取引(第六項第一号に掲げる取引に該当するものを除く、以下この号において同じ。)

ホ 当当事者の一方の意思表示により当事者間において当該上場商品の売買取引を成立させることができるとする権利(以下「実物オプション」という)を相手方が当事者の方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

二 上場商品指數に係る商品市場 当該上場商品指數に係る第六項第四号ハに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

# ○ 証券取引法（抄）

第二条 (略)

(定義) 第二条 (略)

# ○ 商品取引所法（抄）

(定義) 第二条 (略)

(17) この法律において「有価証券先物取引」とは、有価証券市場において、売買の当事者が有価証券市場を開設する者の定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において有価証券（政令で定めるものを除く。以下この項及び第十九項第一号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつてゐる有価証券の転売又は貿易しをしたときは差金の授受により決済することができる取引をいう。

(18) この法律において「有価証券指数等先物取引」とは、有価証券市場において、有価証券市場を開設する者の定める基準及び方法に従い、当事者があらかじめ有価証券指数（株券その他内閣府令で定める有価証券について、その種類に応じて多数の銘柄の價格の水準を総合的に表した株価指數その他の指數で多数の有価証券市場を開設する者の指定するもの）を用いて約定する對価（以下「約定指數」という。）又は有価証券（株券その他内閣府令で定める有価証券のうち有価証券市場を開設する者の指定するものに限る。）の價格として約定する數値（以下「約定數値」という。）と将来の一定期ににおける現実の当該有価証券指數の數値（以下「現実指數」という。）又は現実の当該有価証券の價格の數値（以下「現実數値」という。）の差に基づいて算出される金銭の對価を付与し、当事者的一方がこれに対し對価を支払うことを約する取引をいう。

(19) この法律において「有価証券オプション取引」とは、有価証券市場において、有価証券市場を開設する者の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者的一方がこれに対して對価を支払うことを約する取引をいう。

(20) この法律において「外國市場証券先物取引」とは、外國有価証券市場において行われる取引であつて、有価証券指數等先物取引及び有価証券オプション取引と類似の取引をいう。

6 この法律において「先物取引」とは、商品取引所の定める基準及び方法に従つて、商品市場において行われる次に掲げる取引をいう。  
一 当事者が将来の一定期において商品及びその対象の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつてゐる商品の転売又は貿易したときは差金の授受によつて決済することができる取引

一 当事者が商品についてあらかじめ約定する価格（以下「約定価格」という。）と将来の一定期における現実の当該商品の價格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引  
二 当事者が商品指數についてあらかじめ約定する數値（以下「約定指數」という。）と将来の一定期における現実の当該商品指數の數値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

三 当事者が商品指數についてあらかじめ約定する數値（以下「約定指數」という。）と将来の一定期における現実の当該商品指數の數値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

イ 第一号に掲げる取引

ロ 第二号に掲げる取引（これらに準ずる取引も同様）

ハ 前号に掲げる取引（これらに準ずる取引も同様）

四 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利（以下「オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者的一方がこれに対し對価を支払うことと約する取引

イ 第一号に掲げる取引

ロ 第二号に掲げる取引（これらに準ずる取引も同様）

ハ 前号に掲げる取引（これらに準ずる取引も同様）

五 この法律において「商品市場における取引」には、前項各号に定める取引のほか、商品取引所が、定款で定めるところにより、商品市場において次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引をすることとしたものを含むものとする。

一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引

イ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指數に係る第六項第四号ハに掲げる取引

ロ 当該上場商品に係る第六項第四号イ又はロに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

ハ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指數に係る第六項第三号ハに掲げる取引

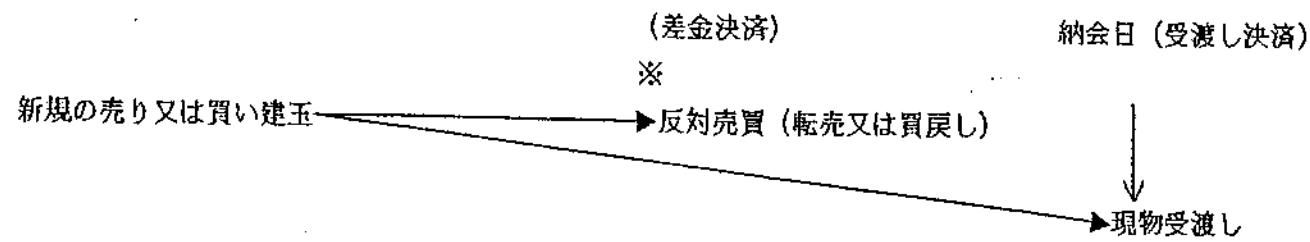
二 当該上場商品の売買取引（第六項第一号に掲げる取引に該当するものを除く。以下この号において同じ。）

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該上場商品の売買取引を成立させることができるもの（以下「実物オプション」という。）

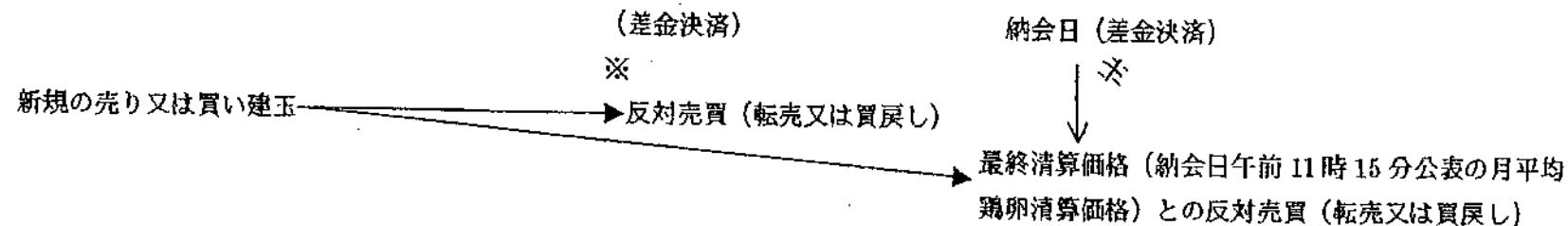
四 当事者の一方がこれに対し對価を支払うことを約する取引

### 現物先物取引

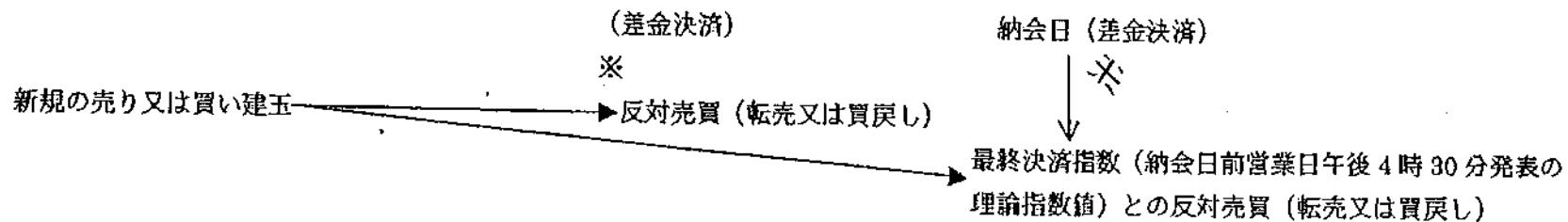
(※は損益確定)



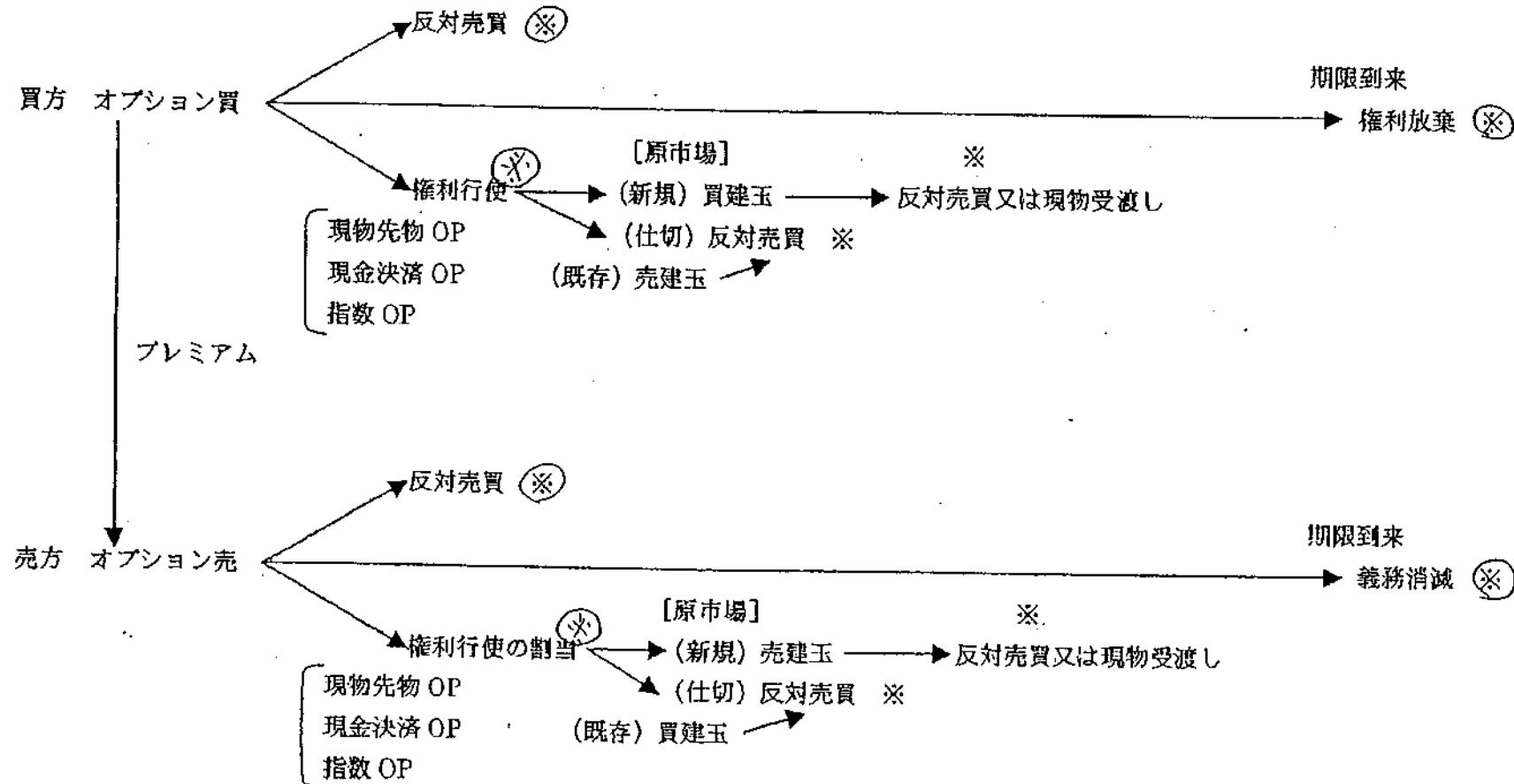
### 現金決済先物取引（中部取鶏卵）



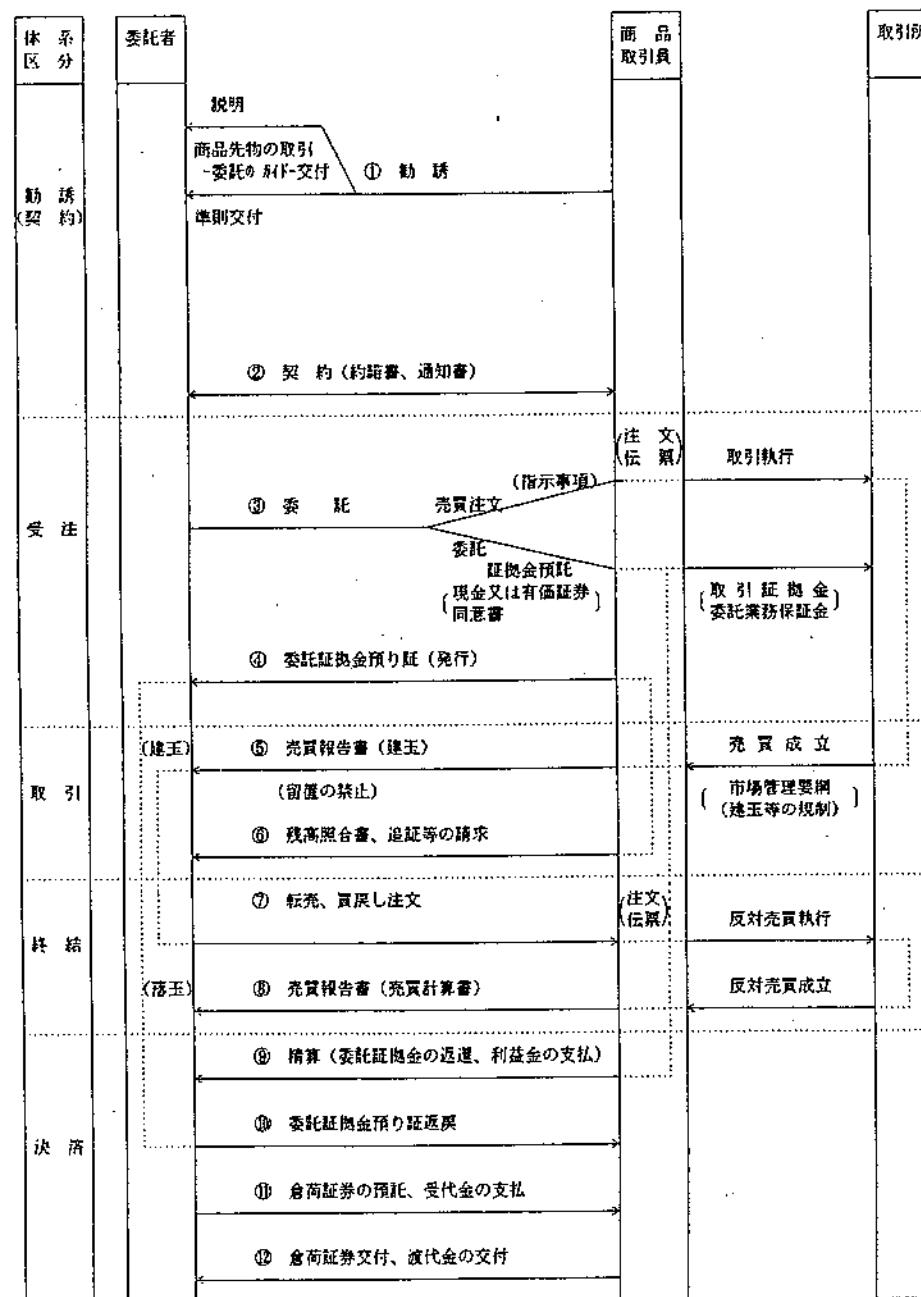
### 指数先物取引（関西取国際穀物指数、大阪取天然ゴム指数）



コールオプションの場合 オプション市場での  
(※は損益確定)  
(※は先物市場での損益確定)



委託契約の手順と取引の流れ



## 売買報告書及び計算書(控)

株式会社

各商品取引所受託準則ご承認の上、ご指示頂きました売買注文が本日成立しましたのでご報告申しあげます。  
なお、仕切注文につきましての差引損益の計算は下記計算欄の通りでございます。  
(注)万一本報告書に關しご不審の点または、相違点がございました節は至急右記管理部宛まで折り返しご連絡  
をお願い致します。

本社

お客様コード:		年月日									
市場	商品名	新規 仕切	売買	曜日	約定年月日	場所	売買 枚数	約定値段	総取引金額	受注日時	番号
東京金	コールオプション権利行使価格	新規	買	0010	20000214 09:09		5	108200	5410000	20000214 09:00	
東京金		仕切	売 買	0010	20000214 09:08		2	108300	2166000	20000214 09:00	
東京金					20000125 13:27		2	97600	1952000	20000125 13:20	1
東京金		仕切	売 買	0010	20000214 09:08		1	108300	1083000	20000214 09:00	
東京金					20000202 09:08		1	97400	974000	20000202 08:55	2
東京白金		仕切	売 買		19991216 13:24		1	126000	630000	19991216 13:20	
東京コーン		仕切	買	0010	20000214 09:09		1	171200	856000	20000214 09:00	3
東京コーン		仕切	売 買	0101	20000214 前1		2	1300000	2600000	20000214 08:50	
東京コーン					20000210 前1		2	1304000	2608000	20000210 09:00	4
以下余白											

(注1) 取引差金・差引損益金・損益状況欄の( - )記号は損失を示したものであります。

(注2) ザラバ取引の銘柄は場所間に成立時間(時分)が記載されます。

(注3) 平成11年3月31日迄の建玉の決済に關しては消費税等欄に取引所税を含めております。

番号	売買差金	手数料	消費税等	差引損益金
1	214000	19400	970	193630
2	109000	9700	485	98815
3	-226000	7100	355	-233455
4	-8000	13200	660	-21860
以下余白				

No 00012 PAGE: 1

現在の現物益状況	
本日分の損益	37130
今回迄の損益	-715060
債券差益金	-2269000
仮委託手数料	310065
仮差引損益金	-2579065

(注4) 上記の「債券差益金」「仮委託手数料」及び「仮差引損益金」は、決済の建玉全て(本日の新規建玉を含む。)について、本日の最終確定で仮計算した金額であって、その後の相場の推移により金額が変動することがありますのでご注意下さい。

## 売買報告書および計算書

平成 年 月 日

各商品取引所受託契約準則ご承認の上、ご指示頂きました売買注文が本日成立致しましたのでご報告申し上げます。尚、仕切り注文につきましての差引損益の計算は下記の通りでございます。報告書及び計算書のご確認をお願い致します。

売買報告書及び売買計算書は売買ご注文成立の都度本社にて作成し、お手許に御郵送致しております。万一、間違いや、ご不審の点がございましたら、直ちに当社管理部（フリーダイヤル )宛にお申し出下さい。

五会社

様

委託者コード

No.

取引所名	商 品	新規 または 仕切		限 月		売				買				約定差金	取引所税	委託手数料	消費税	差引損益
		年	月	約定期月日	場 節	枚 数	約定期限高額	約定期限低額	取引金額	約定期月日	場 節	枚 数	約定期限高額	約定期限低額	取引金額			
東京工業品 金	仕切	00	6	11	9:22ザラバ	10	85800	8580000	*11 9: 8ザラバ	10	89200	8920000	-340000			90000	4500	-43450
東京工業品 金	仕切	00	6	11	9:22ザラバ	10	85800	8580000	*11 9: 8ザラバ	10	89200	8920000	-340000			90000	4500	-43450
東京工業品 金	仕切	00	6	11	9:22ザラバ	10	85800	8580000	*11 9: 8ザラバ	10	89100	8910000	-330000			90000	4500	-42450
東京工業品 金	仕切	00	8	11	9:22ザラバ	5	85300	4265000	*11 9: 3ザラバ	5	87500	4375000	-110000			45000	2250	-15720
東京工業品 金	仕切	00	8	11	9:22ザラバ	5	85300	4265000	*11 9: 3ザラバ	5	87600	4380000	-115000			45000	2250	-16220
東京工業品 金	仕切	00	8	11	9:22ザラバ	5	85300	4265000	*11 9: 3ザラバ	5	87800	4390000	-125000			45000	2250	-17220

返還可能額

18,300 円

(注) この返還可能額は、本通知書作成日現在におけるお預り委託証拠金から委託証換金の必要額を差し引いた金額に差引  
損益金を加減した金額です。

尚、貴殿にまだ未決済の建玉がある場合には、今後の相場の推移等により返還可能額が変わりますのでご承知下さい。

## 殘高昭合通知書

殘高照合通知書

〔發行日 年 月 日〕

商号

年 月 日 現 在

拝啓 毎度格別のお引立てを蒙り厚く御礼申上げます

さて、早速でございますが、同封の回答葉書により本残高照合通知書の記載内容のご確認及び返還可能額の取扱いにつきまして、ご指正（回答）をお願いします。

もし、お客様が本残高照合通知書の記載内容についてのお問い合わせ又は返還可能額の返還を希望する旨の回答葉書を投函された日から1週間を経過しても当社から連絡等がない場合は、再確認の必要がございますので、お手数とは存じますが当社〇〇〇〇部宛にご連絡をお願いします。

なお、ご指示（回答）のない場合は、本残高照合通知書の内容通り相違ないものとして  
処理し、かつ、返還可能額につきましては引き続き当社にてお預りさせて頂きます。

委 託 證 拠 金 必 要 額 及 び	お預り委託証拠金現在額		差引損益金通算額	取引所名・ 上場商品(種類)名	委託証拠金必要額					返還可能額 (①+②)±③-④
	現 金	有価証券充用額			本証拠金	追証拠金	定期増証拠金	臨時増証拠金	証拠金合計額	
合計	①	②	③	――	――	――	――	――	④	――

# 1 商品先物取引のしくみ

## 1 商品先物取引とは

市場経済の下、様々な物の価格が変動する今日の社会において、先物取引はその価格変動リスク(損失)を回避する重要な役割を担っています。世界経済の中でも先物取引が頻繁に活用されており、新聞紙上でもその動向が注目されて掲載されるようになりました。ある物の価格の下落によって被る損失を、他の取引で補うのが先物取引を利用したヘッジングです。(詳細は32ページ参照)。

商品先物取引には何種類かの取引方法がありますが、この「商品先物取引・委託のガイド」では、取引の対象となる物の受渡しを行うことができる先物取引(現物先物取引といいます。)を中心で説明します。(指値先物取引については19ページ、オプション取引については20ページをご覧下さい。)

## (1) 商品先物取引は差金決済取引

先物取引を一言でいうと、基本的には「将来の一定時期に物を受渡しすることを約束して、その価格を現時点で決める取引」です。その上で、約束の期日が来る前にいつでも反対の売買(賣付けていたものは売付け(転売)、売付けていたものは買付ける(買戻し)こと。)をすることで、「売り」や「買い」の契約を相殺し、その差額を清算して取引を終了することができる取引です。これを、差金の授受で取引を決済する取引、「差金決済取引」ともいいます。したがって、手もとに商品が無くても売契約ができ、また買契約をした場合であっても差金決済をすれば商品を受け取らなくてもいいのです。ですから先物取引は「売り」「買い」のどちらからでも取引を始めることが可能なのです。

もちろん、商品の受渡しにより取引を終了することもできます。その場合には商品又は総取引金額が必要になりますが、商品取引所では商品の現物ではなく倉荷証券(31ページ参照)等によって受渡しが行われますので注意して下さい。

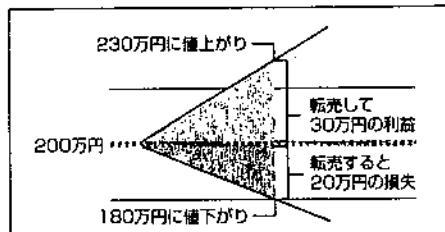
## (2) 先物取引はハイリスク・ハイリターンな取引

商品先物取引に参加する場合、取引の担保として委託証拠金を商品取引員に預託しなければなりません。その委託証拠金の実際の額は、商品の総取引金額の5~10%程度です。例えば、総取引金額が200万円の商品の先物取引を行うときには、20万円程度の委託証拠金を預託すれば取引を始めることができます。

しかし、商品の価格は様々な要因で常に変動しています。200万円であったものが230万円に上がったり、反対に180万円に下がったりします。

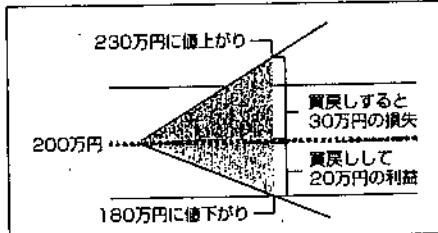
そこで、値上がりを予想して200万円で買付けたものが230万円に値上がりしたときに転売すれば30万円の利益になり、預託した委託証拠金20万円の1.5倍分になります。しかし逆に、180万円に値下がりしてしまったところで転売すると20万円の損失となり、委託証拠金として預託している資金が全額失われることになるのです。

## 200万円のときに買付けた場合



また反対に、値下がりを予想して200万円で売付けてあったとしましょう。それが180万円に値下がりしたときに買戻せば、200万円で買ったものが180万円で買ったものとなるので、20万円の利益が得られ、預託した委託証拠金の同額分の利益となります。逆に、230万円に値上がりしたらどうでしょう。これで買戻すことになれば、預託した委託証拠金より10万円多い、30万円の損失になってしまうのです。

## 200万円のときに売付けた場合



このように、最初に預託した委託証拠金が総取引金額に比べて少額であるために、委託証拠金から見れば何倍もの利益を生むこともあれば、逆に損失についても預託した委託証拠金が半分になったり、ゼロになったり、あるいはそれ以上の損失になってしまふこともあります。また、取引の損益に関係なく先物取引の委託に係るサービスの対価として商品取引員に取引数量(枚数)に応じた委託手数料(別冊参照)、消費税を支払わなければなりません。利益も大きいが損失も大きい、それが先物取引です。

## 2 商品取引所における取引のルール

商品先物取引は、わが国では「商品取引所法」に基づいて、日本国内に設置された「商品取引所」(別冊参照)で行われています。そこで直接取引できるのは商品取引所の会員に限られます。

商品先物市場における取引のルールは、商品取引所が「業務規程」として定めています。以下ではその基本的なルールをご説明しましょう。

### (1) 取引単位と呼値

市場での取引の単位は、1枚、2枚といった「枚」が用いられます。したがって、あなたが商品取引員に取引を注文する際の単位も「枚」ということになります。1枚あたりの商品の数量はそれぞれ商品ごとに異なっています(別冊参照)。

商品取引所の立会で決められる価格は1枚当たりの価格ではなく、それよりももっと小さい単位の数量に対する価格です。立会で決められる価格の単位は「呼値」と呼ばれ、これに付けられる単位を「約定値段」といいます(別冊参照)。分かりにくいので、例で説明しましょう。

例えば「金」の場合、取引単位(1枚)は1,000g(1kg)、商品取引所の立会での単位(呼値)は1gです。1,000倍も差があります。そこで、立会で金を1,300円という約定値段で買ったとなると、金1枚では、

$$1,300\text{円} / 1\text{g} \times 1,000\text{倍} = 130\text{万円}$$

となり、2枚では260万円、10枚では1,300万円分の取引したことになります。

したがって、商品取引所の立会で約定値段が1円変動すると、

$$10\text{円} / 1\text{g} \times 1,000\text{倍} \times 1\text{枚} = 1\text{万円}$$

変動したことになります。(10枚なら10万円、また100円変動したとすれば1枚で10万円、10枚で100万円の価格差が生じることになります。

また、輸入大豆の場合であれば、1tを30,000円の約定値段で取引すると、1枚が30tなので、1枚では90万円、10枚では900万円の大手を取引したことになります。(別冊参照)

### (2) 取引の限月

先物取引では、銀行の預金や株式の売買と違って、取引に期限があります。取引の対象となっている商品を実際に売り買いの契約に基づいて受渡しをする期日が6ヵ月後、1年後という具合に決められているのです。これらの契約を履行する最終期限の月を「限月」といいます。限月は商品によって違いますが、いずれの商品でも決済されていない契約(未決済の取引。これを「運玉」といいます。)は、商品取引所が定めている各限月ごとの最終立会日(これを「納会日(32ページ参照)」といいます。)までに転売又は買戻しによって差金決済をするか、又は倉荷証券等の受渡しにより決済して取引を終了するのです。

## 2 委託契約の手順と取引の流れ

引を終了しなければなりません。

### (3) 立会時刻

商品取引所の立会は、土曜・日曜・祝祭日等を除く毎日、各商品市場ごとに一定の時刻を決めて行われています。午前の立会を「前場」、午後の立会を「後場」といい、「前場1節」「後場2節」というように、午前・午後のそれぞれ数回ずつの「節」に分かれて行われる立会と、数時間連続して行われる「ザラバ」による立会があります。(別冊参照)

### ③ 取引を始める前に

商品先物取引は、証券や金融の先物取引同様、高度な経済行為であると同時に、前述のとおり「投機的な性格の強い、ハイリスク・ハイリターンな取引」(大きな利益を生む可能性もあるが、逆に多大な損失が生ずる

可能性もある取引)でもあります。

ですから、取引を始める際には、取引のしくみや委託注文の手順等の基本的な事項を十分に理解した上で、あなたご自身の責任と判断によって行わなければならず、取引を当社(商品取引員)に一任することは法律においても固く禁じられています。そして、取引で損失が生じた場合には、あなたがそれを負わなければならないのですから、損失が生じたときのことも考えて、またすべての取引に委託手数料がかかることも念頭において、あなたの資金の余裕を十分にご考慮下さい。知人などから借りたお金はもちろんのこと、用途の決まっているお金も取引に適した資金とはいません。また、一度の取引に自己資金のすべてを投下することも余裕のある取引とはいえません。常に自己の余裕資金の状況を把握して、ゆとりのある取引を心掛け下さい。

#### 商品先物取引の危険性について

- 1 先物取引は、利益や元金が保証されているものではありません。また、総取引金額に比較して少額の委託証拠金をもって取引するため、多額の利益となることがあります、逆に預託した証拠金以上の多額の損失となる危険性もあります。
- 2 相場の変動に応じ、当初預託した委託証拠金では足りなくなり、取引を続けるには追加の証拠金を預けなければならなくなることがあります。また証拠金を追加したとしても、さらに損失が増え、預託した証拠金全額が戻らなくなったりそれ以上の損失となることもあります。
- 3 商品取引所の市場管理措置により値幅制限や建玉制限がありますので、あなたの指示に基づく取引の執行ができないことがあります。

### ① 商品取引員、登録外務員とは

商品取引所で直接取引できるのは商品取引所の会員に限られますが、商品取引所で形成される価格はより多くの意思が反映された公正な価格でなければ将来の価格指標とはなり得ません。将来の価格指標となるより公正な価格を形成するために、多数の委託者の先物取引への参加が不可欠となります。この商品取引所と委託者との構造の役割を担っているのが「商品取引員」です。

商品取引員とは、商品先物取引の委託注文を直接商品市場につなぐ受託業務か、又は受託業務のできる当該商品取引所の会員である商品取引員に取り次ぐ取次業務について、農林水産大臣又は通商産業大臣(以下

「主務大臣」といいます。)から許可を受けて営業している会社です。この許可は、取扱商品が農林水産省の所管物資であれば農林水産大臣の許可を、通商産業省の所管物質であれば通商産業大臣の許可を、それぞれ受けることになります。

また、実際にお客様のところへお伺いして取引の勧説や受注ができるのは、商品取引員の社員であって、所定の教育研修を受け、日本商品先物取引協会が実施する資格試験に合格し、主務大臣(日本商品先物取引協会の会員にあっては主務大臣から登録事務を委任された日本商品先物取引協会)に登録された「登録外務員」に限られます。この登録外務員は、必ず「登録外務員証」を携帯しています。

### 登録外務員証

登録番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 ○○ ○○

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

有効期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

商品取引員 (株)〇〇〇〇

上記の者について、商品取引所法第136条の4の規定に基づき登録外務員として登録したことを証明する。 日本商品先物取引協会



登録外務員証(見本)

## 2 まず「委託のガイド」をよく読んでから

取引を始める前には、商品取引員（登録外務員）から交付された

「商品先物取引・委託のガイド」（本書）

「受託契約準則」

を必ずお読み下さい。

(1) この「商品先物取引・委託のガイド」は、商品先物取引のしくみ、委託の手順、決済の方法等の基本的な事項について詳細に説明したものですので、商品先物取引がハイリスクな取引であることに留意しつつ、取引を始めようとするときはもちろん、取引を始めてからも繰り返しよく読んで、内容を十分に理解して取引を行って下さい。

(2) 「受託契約準則」（以下「準則」といいます。）は、あなたが当社（商品取引員）に商品先物取引の注文を委託するときの手続き、手順、委託証拠金の預託、決済の方法、委託を受けた当社が行うべきこと、委託者が行うべきこと等、委託者であるあなたと当社との「商品先物取引委託契約」に関する基本的なルールについて商品取引所が定めたものです。取引はすべてこの「準則」に基づいて処理されますので、あなたは一切の行為に先立ってこれを熟読し、その内容をよく理解しなければなりません。

## 3 委託契約の手続き

### (1) 「約諾書」への署名・捺印

商品先物取引の委託をするには、まず「約諾書」を商品取引員に差し入れなければなりません。この「約諾書」は、「先物取引の危険性を了知した上で、受託契約準則に従って、自らの責任と判断において取引を行う」ことを法的に承諾するものです。したがって、一旦「約諾書」に署名・捺印をして差し入れると、あなたは、商品先物取引のしくみを十分に理解していないかったとしても、当社との関係においては理解した上で約諾し

たものとみなされます。ですから、この「商品先物取引・委託のガイド」に記載されているような商品先物取引のしくみが十分に理解できていなかったり、投機性の強い取引であることが十分に認識できていない場合は、絶対に安易に「約諾書」に署名・捺印したりはせず、担当の登録外務員に不明点を質問・確認するようにして下さい。

#### 「約諾書」の性格

① 「約諾書」は、商品取引員に取引の委託をするあなたの意思を表明する書面です。

「約諾書」を差し入れても、取引をすることは義務ではありませんし、すぐに注文を指示しなければならないということはありませんが、ご自分の意思をしっかり決めてから署名・捺印して下さい。

② この「約諾書」を差し入れることによって、いつでも注文を指示することができますが、「約諾書」を差し入れただけでは取引は始まりません。

実際の取引は、委託証拠金を預託し、具体的に売買の注文を指示したのちに初めて行われます。

③ 「約諾書」は、印紙税法に定められた「継続的取引の基本となる契約書」に当たるため、4,000円の収入印紙が必要となります。

### (2) 「通知書」への記入

次に「通知書」により下記の事項を商品取引員に通知しなければなりません。

① 氏名又は商号

② 住所又は事務所の所在地

③ 特に連絡場所を定めたときは、その場所

④ 特に代理人を定めたときは、その代理人の氏名、住所、代理権の範囲

この「通知書」により代理人を指定した場合は、その代理人以外の者を通じて委託することはトラブルの原

因となりますので、絶対になさらないようにして下さい。

また、通知事項に変更があったときは、すぐに商品取引員にその旨を通知して下さい。

「約諾書」及び「通知書」に虚偽の事項を記入したり、偽名や仮名あるいは他人名義を使用することは法律等で固く禁止されています。

## 4 委託契約の手続きと取引の流れ

委託者が商品取引員に取引を委託する契約をしてから決済を終えるまでの手続きと注文の流れについて、概要をご説明しましょう。

（詳細については、9ページ以下に説明しております。）

(1) 「商品先物取引・委託のガイド」「受託契約準則」の交付・説明を受けます。

(2) お客様は、商品先物取引のしくみ等を十分に理解された後、「準則」に従って取引を委託する旨の「約諾書」に署名・捺印し、「通知書」に住所や連絡先等の必要事項を記入します。

(3) 取引の担保として委託証拠金（現金のほか、国債や株券等も充用できます。）を預託し、取引の「売り」又は「買い」の注文を指示します。

取引の主体はお客様ですから、注文は必ずご自身の判断で、数量（枚数）や注文値段等を正確に指示して下さい。

なお、取引を商品取引員や登録外務員に一任することは法律で固く禁止されています。つまり、あなたの指示がなければ取引は行われません。ですから、新規の注文や決済など、取引の内容は明確にご指示下さい。

また、「クーリング・オフ」制度はありませんので、注文の際はご承知おき下さい。

(4) 商品取引員は、委託者の指示に基づいて、商品取引所で「売り」又は「買い」の新規注文を成立させます。

なお、指示の遵守を拒否したり、不当に遅延させることは、法律で固く禁止されています。

(5) 新規注文が成立すると「売買報告書」が送られてきます。注文内容と相違がないか必ず確認して下さい。

なお、「売買報告書」の送付は法律で義務付けられています。

(6) 市場の動きに注意して、取引を差金決済により終了させたいときは、商品取引員に「転売」又は「買戻し」の仕切り注文（31ページ参照）を指示します。なお、指示の遵守を拒否したり、不当に遅延させることは、法律で固く禁止されています。その際、商品取引員が、委託者が仕切りの指示をしようとした際に取引の継続を勧めることも同様に禁止されています。

(7) 商品取引員は、委託者の指示に基づいて、商品取引所で「転売」又は「買戻し」の仕切り注文を成立させます。

(8) 仕切り注文が成立すると「売買報告書」及び「売買計算書」が送付されます。注文内容と相違がないか必ず確認して下さい。

(9) 転売・買戻しにより決済した売買差損益金及び委託手数料を商品取引員との間で受払いをします。

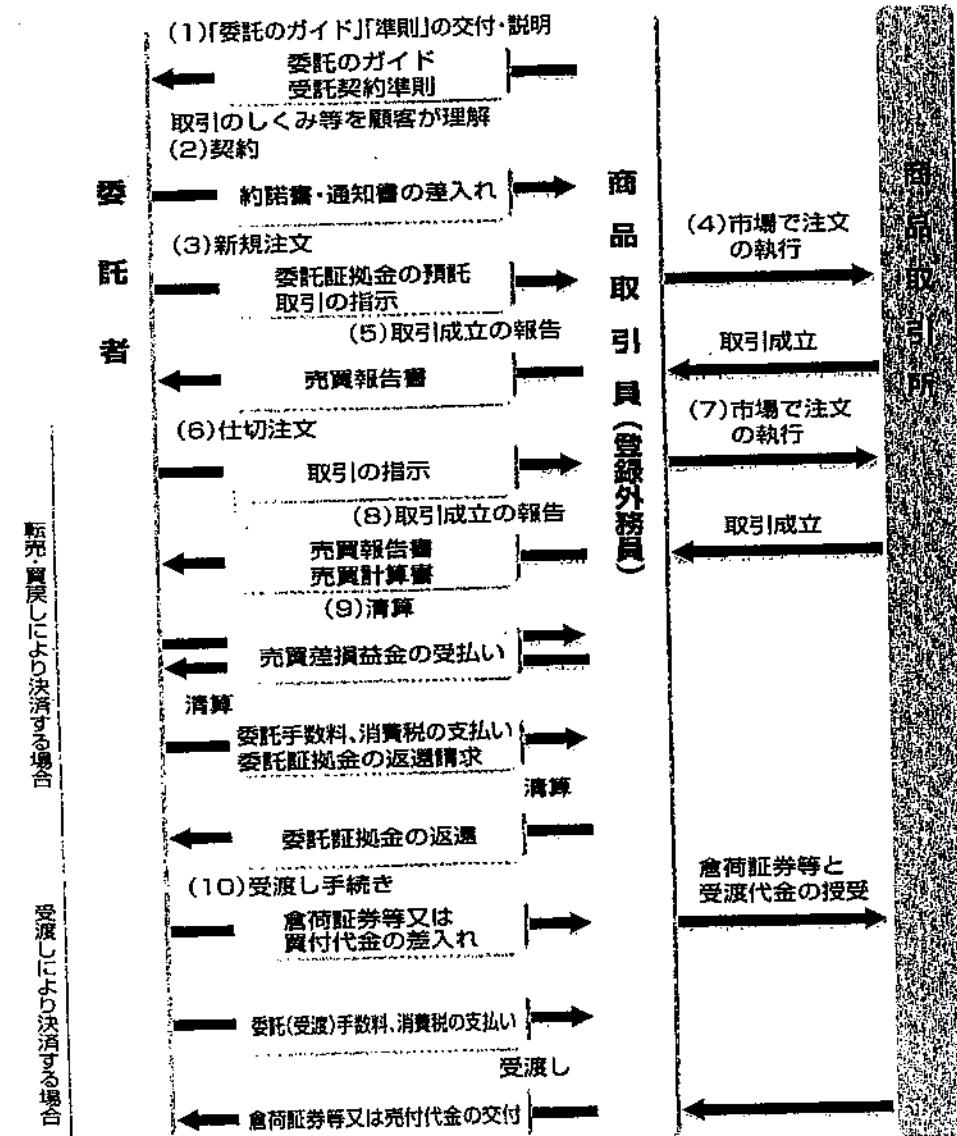
取引の担保として預託していた委託証拠金は、請求により返還されます。

なお、返還を拒否したり、不当に遅延させることは、法律で固く禁止されています。

(10) 商品（倉庫証券等）の受渡しにより決済を行うときは、転売・買戻しをせずに、所定の手続きをしなくてはなりません。

### 3 取引の開始

#### 委託契約の手順と取引の流れ



#### 1 注文の指示は正確に

取引のご注文は、あなたで自身の判断により、明確に指示して下さい。商品取引員に任せることは禁止されています。「売り」と「買い」では損・益が相反しますし、取引の数量(枚数)も、損失が生じたときのことを考えた上、あなたの資金の範囲内で余裕を持たせた取引を行うことが大切です。また、注文のしかたが曖昧であったり不十分だと、あなたが意図したところと異なる取引が成立してしまうかも知れません。注文したときは復唱・記録するなどして、間違いの生じないよう心掛けて下さい。なお、注文の取り違え等のトラブルが発生した場合に備えて、書面等によって指示を行う方がよいでしょう。

【あなたが指示すべき事項】  
(オプション取引の場合は21ページをご覧下さい。)

- ①商品取引所名・商品名
- ②何月限を取引したいのか。
- ③売付けか、買付けか。
- ④新規に建玉するのか、すでに建玉があるときはそれを仕切るのか。
- ⑤何枚取引したいのか。
- ⑥取引希望価格をあらかじめ指定(指値(31ページ参照))するのか、価格を指定しない(成行(32ページ参照))で注文するのか。
- ⑦指値ならそれはいくらで期限はいつまでの注文なのか、成行なら何日のいつの場所で取引を行うのか。
- ⑧特定取引の場合には、その種類、その他の必要事項についても指示して下さい。

\*特定取引とは、先物取引の投機性を緩和した取引方法で、その形態によって「損失限定型」の取引、「サヤ取り型」の取引があります。詳しくは、これらの取引を導入している商品取引所の「準則」を読まれるとともに、商品取引員にお尋ね下さい。

#### 2 委託証拠金の預託

あなたが商品取引員に委託して商品先物取引を行うには、その商品取引員に「委託証拠金」を預託しなければなりません。

委託証拠金は、商品先物取引による物の受渡しが確実に行われるための担保として、またそれまでの間に相場の変動によって生ずる計算上の損失(値洗い損)に対する担保として預託するものです。

委託証拠金の預託必要額は商品取引所によって定められていますが、建玉の新規注文や価格の変動により必要となる証拠金の追加等に対応するために、委託者の任意により必要額以上の額を預託しておくことができます。(別冊「余剰預託と返却可能額の計算」参照)

この証拠金による取引制度は商品先物取引に独特のしくみで、もっとも重要なことの一つですので十分に理解した上で、常に必要額を把握してご自分の資金状況を考えながら取引して下さい。(オプション取引の委託証拠金は、21ページをご覧下さい。)

##### (1) 委託本証拠金(本証)

委託証拠金には4つの種類がありますが、新規の売付け又は買付けの注文をするときに預託しなければならない証拠金を「委託本証拠金」といい、その必要額は、上場商品ごとに、主務大臣が定める料率を下回らない範囲において商品取引所が定めています(別冊参照)。

なお、委託証拠金を預託したときには、商品取引員から「委託証拠金預り証」が発行されます(16ページ参照)。また、その他の主な委託証拠金については、11ページをご覧下さい。

##### (2) 有価証券等の充用

委託証拠金については、現金の代わりに商品取引所が認めた有価証券(国債、株券等)や倉荷証券で充用することができます(充用できる有価証券の種類、充用価格等は別冊参照)。その他、詳細については、前もって商品取引員にお確かめ下さい。

なお、委託証拠金としてお預りする有価証券等は担

## 4 取引中の留意点

保としてお預りするものですから、有価証券等を充用される場合には、その有価証券を商品取引員が受託業務保証金(23ページ参照)や取引証拠金(32ページ参照)として商品取引所に預託すること等について同意する書面及び預り有価証券等に係る所得税法に基づく「源泉分離課税選択申告書」のご提出をお願いいたします。

### ③ 取引結果の確認を

あなたが指示した注文が成立すると、法律に基づき商品取引員から「売買報告書」(16ページ参照)が直送されます。指示どおり取引が執行されているかどうかその内容をよく確認して、大切に保存して下さい。

もし注文と異なる内容のときは、ただちに商品取引員に対して申し出て下さい。商品取引員は、その申出について書面により回答を行います。

### ④ 注文が成立しなかったときは

委託者の指示した注文は必ず商品取引所で取引されますが、市場の「値幅制限」により取引が成立しないことがあります。

商品取引所では急激な価格変動による混亂を防止するため、商品市場ごとに、1日のうちの値動きの幅を制限しています。

例えば、何らかの事情で大幅な値上がりが予想されるとき、「売り」は手控えられ市場は「買い」一色になります。そうすると価格は急騰しますが、値幅制限があるので価格は上限の制限値段でストップします(これを「ストップ高」といいます)。この状態になると「売り」注文が少ないので、「買い」注文は一部を除いては成立しないことになります。反対に制限値段いっぱいに値下がりした場合は「ストップ安」といい、このときには「売り」注文の不成立が生じます。

また、指値注文の場合も、買い注文なら注文の有効期限内に市場価格が指定した値段かそれ以下にならな

ければ、また売り注文なら、逆に注文の有効期限内に市場価格が指定した値段かそれ以上にならなければ注文は成立しません。

さらに、ザラバ取引においては、時間優先(商品市場に出された時間の早い注文が優先する)と価格優先(高い注文にあってはより高い注文が、売り注文にあってはより安い注文が優先する)の原則に基づいて取引が成立しますので、あなたの注文に合致する約定値段等が付いても、この原則により成立しないことがあります。

このようにあなたの注文が成立しなかったときは、商品取引員からその旨とその理由をあなたに通知しますので、そのときは市場の動向を見てあらためて注文の指示をすべきかどうかを冷静に判断して下さい。

商品取引所での取引価格は日々刻々変動しますので、建玉は新規の売付け又は買付けをした直後から損益が生じます。委託者は、この損益の状況と自己資金の状況を常に把握して、建玉をどうするのか(仕切り又は手仕舞いによって決済するのか、あるいはまだ取引を続けるのか)冷静にご判断下さい。取引の結果はあなた自身に帰属するものですから、決して他人まかせにすることなく、ご自身で責任をもって判断して商品取引員にはっきりと指示をして下さい。

#### ① 建玉の値洗い

商品取引所は、毎日、成立したすべての売り買いについて、成立したときの値段(約定値段)とその日の最終約定値段(積入値段)との間に生じる価格差、及びすべての建玉について、その日の帳入値段と前日の帳入値段との間に生じる価格差を計算し(これを「値洗い」といいます)会員との間で受払いを行っています。

委託者の建玉についても、約定値段とその日の最終約定値段との価格差(これを「値洗い損」又は「値洗い益」といいます)が計算されますが、委託者は建玉の担保として委託証拠金を預託していますから、値洗い損が生じたとしても、商品取引員との間で、これを毎日受払いする必要はありません。また、値洗い益についても、仕切って決済するまでは受け取ることはできません。

#### ② 委託追証拠金(いたくおいしうぎん) (「追証」)

その日の最終約定値段により計算した値洗い損が委託本証拠金の50%相当額を超ってしまった場合に、商品取引員から新たな証拠金の請求があります。建玉を仕切り又は手仕舞いによって決済せず取引を続けるためには、すでに預託している委託証拠金の担保力を補強するための証拠金を追加して預託しなければなりません。これが「委託追証拠金」です。

この「追証」が発生したとき(「追証」は急を要するごとから、その請求は、通常、電話により行われます。)は、建玉を維持するのであれば、値洗い損が委託本証拠金の額を超えない場合、翌営業日の正午までに、委託本証拠金の50%相当額を預託しなければなりません。

しかし、「追証」が発生しその請求がなされたとしても、その時点で既存建玉を仕切ることによって損の増大をくい止めることは当然可能であり、仕切りにより既に預けてある委託本証拠金の担保力が回復すれば「追証」を預託する必要はありません。

計算の方法の詳細は、別冊の【委託追証拠金の計算例】をご覧下さい。

#### 【委託追証拠金が発生した時の対応について】

相場の回復により損失が減少し、さらに利益に転ずる可能性もありますが、当然のことながら、逆に一段と値洗い損が増大して、委託追証拠金が1回だけでなく、さらに2回、3回と必要になる可能性もあります。相場の反転を期待して建玉を維持するために、委託追証拠金を入れるか、それとも損は損として見切りをつけて建玉を反対売買し決済してしまうべきか。委託追証拠金が必要となったときは、それを判断する1つの機会です。沈着冷静に、特にあなたの資金の余裕を十分考慮して対処することが肝要です。

取引を続けるか決済するかについては指示の取り違え等のトラブルが発生した場合に備えて、書面等により明確に指示を行う方がよいでしょう。

#### ③ その他の主な証拠金

##### (1) 委託定期増証拠金(「定期」)

当月限納会日の属する月の取引については、建玉の決済を円滑にするために、一定日以降、値幅制限が解

# 5 取引の決済

除されますので、当月限の値動きは大きくなることがあります。この変動に備え、当月限納会日の属する月中の建玉について、委託本証拠金のほかに預託しなければならない証拠金です。その必要額及び預託時期は上場商品ごとに商品取引所が定めています。

## (2) 委託臨時証拠金(臨増)

相場の変動が著しいとき、あるいは何らかの要因によって激しい値動きが予想されるときに、商品取引所の判断により「臨時に」増額徴収される証拠金です。委託者は商品取引員から指示があったときは、これを預託しなければなりません。

## 4 証拠金不足額の預託

商品取引員は、毎日の取引終了時に、預託している委託証拠金とその必要額とを比べて委託証拠金の過不足を計算しますが、これが不足するときは、委託者に不足額の預託を請求します。この場合に委託者は、翌営業日の正午までにその不足額を預託するか、建玉を縮小するかを指示しなければなりません。

また、商品取引所が定めている委託本証拠金、委託定期増証拠金及び委託臨時増証拠金の額が発生したときもしくは変更されたとき、又は充用有価証券などの種類、銘柄又はその充用価格が変更されたときは、商品取引員から委託者にその旨が通知されますが、これらの変更などによって預託している証拠金が必要額に不足する場合があります。そのときは、商品取引所が定める日時までにその不足額を預託するか、あるいは建玉を縮小するかを明確に指示してください。

なお、これらの計算において、預託している証拠金に差引益金を加算して計算することについて、委託者があらかじめ書面により指示している場合、預託している証拠金にその益金の額を加算した額と証拠金必要額を比べて委託証拠金の過不足を計算することとなります。

## 5 委託証拠金及び差引益金の返還

建玉を決済すればその建玉のために必要となっていた委託本証拠金などは不要となりますし、差引損益金が生じます。また、値洗い損が減少すれば委託証拠金が不要になることもあります。このような理由により余剰となった委託証拠金及び決済により生じた差引益金の返還を受けたいときは、商品取引員に請求下さい。請求のあった日から4営業日以内に返還されます。また、商品取引員にあらかじめ指示しておけば余剰となった委託証拠金及び決済により生じた差引益金について、その都度返還を受けることもできます。

なお、委託証拠金の返還にあたっては、差引損金が生じたことにより留保されている損失金相当額は返還を受けることができません。

## 6 委託証拠金を預託しなかった場合

商品取引員から請求のあった委託証拠金や証拠金不足額等を委託者が預託せず、どの取引を処分するかについて指示がないときは、商品取引員は事前に委託者に通知した上で委託者の全部又は一部の建玉を任意に処分することができます。

この処分によって確定した損益は、当然、委託者に帰属し、商品取引員との間で受払いをしなければなりません。

## 7 取引の制限等

委託者の取引が商品取引所の定める建玉の限度を超えたとき、買占め・売崩し等の不公正な取引と認められた場合には、商品取引所の業務規程に基づく指示により、強制的に転売・買戻し(反対売買)により処分されることになりますのでご注意下さい。

## 1 決済の方法

商品先物取引の決済の方法は2通りあります。1つは転売又は買戻しによる差金決済、もう1つは現物の受渡しによる決済です。その手順について詳しく説明しましょう。(指数先物取引の場合は19ページ、オプション取引の場合は20ページをご覧下さい。)

### (1) 転売・買戻し(反対売買)による差金決済

計算の方法は、別冊の(損益計算の具体例)をご覧下さい。

#### ①転売・買戻しの注文の指示

あなたが商品取引員に委託した建玉について、その後の相場変動により値洗い益が出ているからその利益金を受け取りたい、あるいは値洗い損となっていて相場も反転する気配がないのであまり損失が大きくならないうちにやめておこう、と判断したときは、商品取引員に建玉を仕切るための指示をしなければなりません。

指示のしかたは新規注文のとき(9ページ参照)と同様ですが、建玉の一部を仕切るときは、何月限の建玉か、いくらの約定値段で成立したものか等も明確に指示して下さい。もし、あなたが建玉を特定する指示をしなかったときは、成立の古い建玉から順に仕切られます。

#### ②売買差損益金の受払い

仕切り注文が成立し損益が計算されると、商品取引員から売買差損益金に委託手数料等を含めて計算した「売買報告書及び売買計算書」(16ページ参照)が送られてきます。

利益金の支払いを受けたいときは、商品取引員に請求すれば4営業日以内に支払われます。

一方、損勘定のときには商品取引員の指定する日時までに損金額を支払わなくてはなりません。この損金額は預託している委託証拠金により充当することもできます。なお、損金額をお支払いいただくまでは、委託証拠金として預託している金額や有価証券のうち損金額に相当する額はその損金の担保として留保されることとなるため、委託証拠金の必要額に充てることができません。

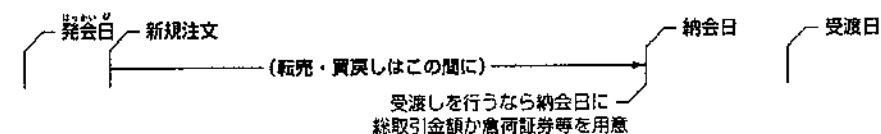
また、建玉を追加したり再度取引を始められるときには、「売買計算書」や「残高照合通知書」等をよくご覧になってご自分の損益の状況をしっかりと認識してお取引下さい。

### (2) 受渡しによる決済

あなたが差金決済ではなく現物の受渡しにより決済しようとするときは、当月限納会日の午前10時までに(貴金属、アルミニウム、石油の取引については、前日の午後5時までに)、売建玉の場合には倉荷証券等を、買建玉の場合であれば総取引金額を、委託した商品取引員に預けなければなりません。

商品取引員は、受渡日に商品取引所で倉荷証券等と受渡代金の受払いを行ったのち、賣方の委託者に対しては倉荷証券等を、買方の委託者には売付けに係る代金を渡して受渡しが完了します。

なお、粗糖やとうもろこしのように外國貨物として船荷のまま受渡しされるため通関等の専門的な貿易手続きを必要とするもの、ガソリンや灯油のように受渡手段として内航船やタンクローリーの手配を必要とするものなど、一般の投資家が受け取ることが困難なものなど、一般的な投資家が受け取ることが困難なも



のがありますのでご注意下さい。

この受渡しによる決済については、保管倉庫、供用期限、品質格差等、多くの実務的な問題を伴いますので、詳細は商品取引員又は当該商品取引所にお問い合わせ下さい。

#### 2 納会日までに決済の指示をしなかったときは

あなたが当月限納会日の午前10時(貴金属、アルミニウム、石油の取引については、前日の午後5時)になつても、その限月の達玉をどうするかについて何も意思表示をしないとき、あるいは受渡しをする意思表示はしても受渡しに必要な倉庫証券等や買付代金が用意できていないときは、商品取引員はその達玉を納会日の最終節(貴金属、アルミニウム、石油の取引については、当月限納会日の立会の始めの約定値段の決定時)で仕切ってしまいます。その結果生じた損益は当然あなたに帰属し、商品取引員との間で受払いをしなければなりません。

#### 3 預託金等による債務の弁済

決済により生じた損金など委託者が商品取引員に支払わなくてはならない債務が残っているときは、預託している委託証拠金はその債務の担保として留保されることとなり、その損金等について商品取引員が指定した日から10営業日を過ぎても支払われないときは、留保された委託証拠金は当該損金等の弁済に充当されることとなっています。

この場合、委託証拠金が有価証券により預託されているときは、商品取引員は、委託者の税負担・費用負担によりそれを換価処分して債務の弁済に充当します。その際、有価証券の売却益については、委託者が特に申出のない限り源泉分離により課税されます。

#### 4 委託手数料

商品取引員に委託して取引を行った委託者は、その決済時に商品取引員に対して取引数量(枚数)に応じた委託手数料を支払わなくてはなりません。その額は、売買損益に関わりなく、各商品ごとに商品取引所によって定められており(別冊参照)、新規の売付けもしくは買付けに係る委託手数料と仕切りの転売・買戻しに係る委託手数料が、また、受渡しにより決済したときは新規の取引に係る委託手数料と受渡しに係る委託手数料がかかります。

なお、指数先物取引、オプション取引及び「準則」に規定されている特定の電子取引の委託手数料の額については、商品取引員にお問い合わせ下さい。

この委託手数料には、次項で説明するとおり消費税等が課税されます。

#### 5 商品先物取引に関する税金

##### (1) 所得税

先物取引(証券先物取引・金融先物取引を含む)の売買損益は、個人の場合、通常、雑所得として総合課税されます。

年中(1月から12月)に決済した先物取引の売買損益を通算し利益となつた場合には、委託手数料、消費税等などの取引に要した費用(必要経費)を控除した額が課税所得となります。

なお、損失となつた場合には、他の雑所得との間でのみ損益通算ができます。しかし、それによってなお損失が残ったとしても、給与所得等の他の所得との損益通算や翌年に繰り越しての損失控除はできません。

##### (2) 消費税等

###### ①手数料に対する消費税等

あなたが商品取引員に支払う委託手数料に対しては、5%(消費税4%+地方消費税1%)の消費税等が

課税されます。

###### ②受渡しに対する消費税等

商品取引所における商品の受渡しについては、当月限の納会価格を基準とした商品取引所における受渡代金に対して5%の消費税等が課税されます。したがつて、税額は納会日を待たなければ確定しません。この税額は賣方が負担することとなっていますので、受渡しにより決済を行うときは、買方である委託者は受渡日の前営業日の午後5時までに、商品取引所における受渡代金に5%を乗じた消費税等の相当額を商品取引員に渡さなければなりません。この税額は、商品取引所の受渡しにおいて売方に渡され、売方である委託者に対しては、商品取引員から売付けに係る代金と一緒に賣方が支払った税額が交付されます。

	所 得 税	消 費 税 等
転売・買戻しによる決済	利益は雑所得	委託手数料の5%
受渡しを行ったとき	—*	①委託手数料・委託受渡手数料の5% ②受渡代金の5%

\*所有していた現物を渡して利益を得た場合には、その譲渡益に対して所得税が課税されます。

## 6 書類の確認

商品先物取引を行うと商品取引員から法律や「準則」に基づいて様々な書類が送られてきます。それらはすべてあなたの取引に関係したものばかりですので、内

### 1 「委託証拠金預り証」

受託契約準則第11条の規定に基づいて、商品取引員が委託証拠金をお預りしたときに発行する証書です。委託証拠金を損金に振替充当したり、益金を証拠金に振り替えたりしたことによりお預り委託証拠金の残高が増減した場合には、新たな「預り証」が発行され、それ以前のものは無効となります。

「残高照合通知書」(「残高照合通知書」については回  
でご説明します。)が送付されたときには、必ずお預り  
委託証拠金の現在高と直近に交付された「預り証」の額  
を比較して、両者の間に相違がないかを確認して下さい。

なお、金融機関を介しての委託証拠金の受扱いの際につきましては、画面によるお客様からの同意があつた場合に限り、「預り証」の発行が省略されますが、お客様はいつでもこの同意を取り消すことができます。

## 2 「売買報告書及び売買計算書」

受託契約準則第17条の規定に基づいて、あなたの

売買報告書及び売買計算書												年月日						
販路別取扱い区分別内訳												販路別内訳						
取引所名	上場商品 (休替)名	A 登録 番号	取扱 規則	支払日時				納入日時				回送日時				見落し金額	会 計 期 間	会 計 期 間
				支払年月日	支拂額	数量	既定取扱	支払年月日	支拂額	数量	既定取扱	支払年月日	支拂額	数量	既定取扱			

（別紙用紙面積）  
販路別取扱い区分別内訳  
販路別内訳  
既定取扱別内訳

（別紙用紙面積）  
販路別取扱い区分別内訳  
販路別内訳  
既定取扱別内訳

### 売賣報告書及び売買計算書(見本)

旨をよく確認して、回答等の手続きが必要であればきちんとその手続きを行って下さい。また関係書類は取り終了まで大切に保存して下さい。

注文が成立したときに、その都度送られてきます。商品、新規・仕切の別、限月、売付け・買付けの別、受注日時、取引成立日時又は場所、枚数、約定値段、総取引金額を確かめて下さい。

また、仮差引損益金通算額は、「売買報告書」に記載された取引の成立日(以下「成立日」という。)において、あなたがすべての建玉を手仕舞いして決済したものと仮定した場合の損益の額を示すものですので、あなたは、この損益の状況と自己資金の状況を把握しながら、建玉をどうするのか(仕切り又は手仕舞いによって決済するのか、あるいはまだ取引を続けるのか)を冷静沈着にご判断下さい。

なお、反対売買により達玉を処分したときは、「売買報告書」とともに「売買計算書」により売買差損益が計算されます。

- ・売買差金一仕切り注文に係る売買差損益金です。
  - ・委託手数料一仕切り注文をした枚数分の新規及び仕切りに係る委託手数料です。
  - ・消費税-14ページをご覧下さい。
  - ・差引損益金一決済した建玉に係る売買差金から、委

託手数料・消費税を差し引いた金額です

・「償洗損益金通算額－未決済の建玉すべて（成立日の新規建玉を含む。）の約定値段と成立日の最終約定値段との差額を基に仮に計算した場合の償洗損益金の合計金額をいいます。

・当該委託手数料一未決済の建玉すべて(成立日の新規建玉を含む。)についての往復の委託手数料(消費税を含む。)を成立日の最終約定価段を基に仮に計算した場合の合計金額をいいます。

・仮差引損益金通算額－値洗損益金通算額から、仮差  
引手数料を差し引いた金額です。

※「償洗損益金通算額」、「仮委託手数料」及び「仮差引  
損益金通算額」は、未決済の運玉すべて(成立日の新  
規運玉を含む。)について、成立日の最終約定渡段を

基に仮に計算した金額であって、今後の相場の推移並びに取引の期間等により金額が変動することがありますのでご注意下さい。

### 3 「殘高照合通知書」

受託契約準則第21条の規定に基づいて、毎月、定期的に送付されるものですが、委託者から請求があれば、受託契約準則第21条第2項の規定に基づいて、商品取扱員は速やかに定期通知分と別に通知することになっています。「残高照合通知書」には作成日現在の建玉の状況、委託証拠金の内訳等が記載されていますので、その内容をよく確認し、異議の有無等について同封のハガキ等により必ず回答して下さい。回答書の

残高照合通知書(日本)

# 7 指数先物取引

返送がない場合には、内容について相違がなかったものと解されます。

・現在の建玉の内訳----作成日現在における商品取引所ごとの建玉について、限月、約定年月日、約定値段、値引損益金通算額等が記載されています。

・お預り委託証拠金現在額---委託証拠金としてお預りしている現在額です。この現在額から前記の委託証拠金必要額を差し引いた額が余剰預託分です。

なお、差引損益が残っている場合には、その損益に相当する額のお預り委託証拠金は担保として留保されていますのでご注意下さい。

・委託証拠金必要額---上記の建玉について必要な委託本証拠金、委託追証拠金、委託定期増証拠金、委託臨時増証拠金の内訳です。

・差引損益金通算額---転売又は買戻しにより建玉を決済したことにより生じた売買差引損益金から委託手数料・消費税を控除した額のうちまだ受払いの済んでいないものです。

・返還可能額---作成日現在における、お預り委託証拠金から前記の差引損益金通算額を加減した額に委託証拠金必要額を差し引いた額です。お預り有価証券については充用価格で計算されています。

なお、この返還可能額は、まだ建玉がある場合には、相場の推移等によって変動することがありますのでご注意下さい。

## 1 指数先物取引とは

先物取引には「1 商品先物取引のしくみ」(2ページ)で説明した「商品の受渡しを約束する取引」のほかに、「指数先物取引」があります。これは「物」を取引するのではなく「指数」を対象とする取引です。

「消費者物価指数」とか「卸売物価指数」などをよく耳にしますが、「指数」とは経済的・統計的な数字の推移を比率で表した「ものさし」といえます。そして、1つのモノの値段だけでなく、いくつかの値段を総合的に示すこともできるため、関連業界に価格指標を提供したり、世界的な価格の動向や経済の変動をみることができます。

この指標の特徴を利用して「指数先物取引」が行われています。

取引のしくみは通常の商品先物取引とほとんど変わりませんし、リスクもあります。ただし「物」が対象ではないので「受渡し」(物と金銭の授受)による決済がなく、納会日では金銭の受払いにより決済されることが主な違いです。(具体的には「4 指数先物取引の決済」をご覧下さい。)

## 2 委託の手順

指数先物取引の委託の手順は、通常の商品先物取引とまったく同様ですので、この「委託のガイド」の7ページをご覧下さい。

## 3 委託証拠金の預託

委託証拠金も通常の商品先物取引と同様で、委託追証拠金が必要となる場合もあります。また、預託の方針等も同じです。金額については別冊をご覧下さい。

## 4 指数先物取引の決済

通常の商品先物取引では、反対売買により決済するか現物の受渡しにより決済します。指数先物取引も納会日の前日までは反対売買(転売又は買戻し)により決済することができますが、納会において最終的に決済する場合も、反対売買と同様に、すべて現金で決済します。

### (1) 転売・買戻し(反対売買)による差金決済

指数先物取引も、当該限月の納会日までに反対売買を行って取引を終了させることのできる取引です。反対売買を行ったときは、新規の取引が成立したときの約定指標(通常の商品先物取引の約定値段に当たります。)と反対売買が成立したときの約定指標との差による差金の受払いにより決済します。

決済の注文は、通常の商品先物取引と同様に商品取引員に指示して下さい。(13ページ「(1) 転売・買戻し(反対売買)による差金決済」参照)

### (2) 納会における決済(現金決済)

指数先物取引は、「指数」という形のないものを対象に取引していますので、現物を受渡しして決済することができません。したがって、納会日の前日までに反対売買による決済が行われないときは、新規の取引が成立したときの約定指標と商品取引所があらかじめルール化した方法をもって決定する決済指標(通常の商品先物取引の納会値段に当たります。)との差額を受払いすることにより決済します。

## 5 委託手数料

指数先物取引を決済したときは、委託手数料及び消費税が必要となります。

委託手数料の額については、商品取引員にお問い合わせ下さい。

# 8 オプション取引

## 1 オプション取引のしくみ

商品取引所では、これまでに説明した「通常の商品先物取引」と「指指数先物取引」のほかに、「オプション取引」が行われています。

オプション(Option)とは、商品などを、一定の期間内に特定の価格で売買することのできる権利(選択権)のことをいい、

商品市場における先物オプション取引では、

- ①商品先物取引を
- ②ある価格(権利行使価格)で
- ③一定の期日までに
- ④買い付ける、又は売り付ける「権利」を取引します。

### (1)「コール・オプション」と「プット・オプション」

買い付ける権利を「コール・オプション」、売り付ける権利を「プット・オプション」といい、それについて取引の対価である「プレミアム」の授受により売り買いが行われます。

このオプション取引は「権利の取引」ですから、プレミアムを支払ってその権利(オプション)を取得した賣方は、権利行使期間中に自分に有利な状況になったときにはいつでもその権利行使できます。

例えば、1,000円の権利行使価格のコール・オプションを買った場合には、いつでも1,000円で、そのオプションの対象となる商品先物取引が行われている商品市場(「原市場」といいます。)において商品先物取引の買約定を持つことのできるのと同様の権利を得たのですから、相場が1,300円になったときに権利行使すれば、約定値段が1,000円の買建玉が1,300円に値上がりしたのと同じ状況になります。

プット・オプションの場合はどうなるのでしょうか。

1,500円の権利行使価格のプット・オプションを買った場合には、1,500円で売約定を持つことのできる

権利ですから、相場が1,100円になれば約定値段1,500円の売建玉が1,100円に値下がりしたのと同じです。

(具体的な権利行使の方法は、「①オプション取引の決済」をご覧下さい。)

### (2) オプション取引の売方と買方

オプション取引の売方は、プレミアムが手に入るものの、買方により権利が行使されその割当を受けたときはそれに応じなくてはなりません。

また、買方は条件が不利であれば権利行使をしないでおくこともできますが、そのまま権利行使期間が経過してしまえば権利が消滅(同時に売方の義務も消滅)します。ただし、支払ったプレミアムは返戻されません。

さらに買方も売方も、通常の商品先物取引のようにプレミアムの値上がり、値下がりによる差益を得ることを目的として、オプションを転売したり買い戻したりすることができます。

### オプション取引の買方と売方の違い

	買 方	売 方
権利と義務	権利を持っている	義務を負っている
委託証拠金	不要	必要
プレミアム	売方に支払う	買方から受け取る
権利の行使	取引最終日までの間はいつでも行える	買方が権利行使したことにより割当を受けたときは拒否できない 買方に権利行使を要求できない
利益	無限大	プレミアム分に限定
損失	プレミアム分に限定	無限大

## 2 委託の手順

オプション取引の場合も委託の手順はおおむね通常の商品先物取引と同様ですが、注文のしかたや委託証拠金の預託の方法等が異なりますのでご注意下さい。

(1)「委託契約の手続き」は6ページと同様です。「準則」及びこの「委託のガイド」の交付・説明を受け、「約款書」

及び「通知書」を商品取引員に差し入れます。

(2) 次に取引の注文を行いますが、オプション取引の場合は次の事項を指示しなければなりません。

- ①どこの商品取引所で取引するのか。
- ②どの商品のオプション取引をしたいのか。
- ③コール・オプションか、プット・オプションか。
- ④何月限か。
- ⑤権利行使価格はいくらのものか。
- ⑥新規にオプションを買うのか、売るのか、すでにオプション契約があるときは、それを転売するのか、買戻しするのか。
- ⑦何枚取引したいのか。
- ⑧取引希望価格(プレミアム価格)をあらかじめ指定(指値)するか、価格を指定しない(成行)で注文するか。
- ⑨指値ならいくらでいつまでの注文なのか、成行なら何日のどの立会時で取引を行うか。

以上の指示によってオプション取引が始まりますが、オプション取引では、買方は買付代金(プレミアム)が、売方は委託証拠金が必要です。

## 3 委託証拠金の預託

オプション取引では、すべての委託証拠金はオプションの売方だけにかかります。売方は、売付代金(プレミアム)を受け取る代わりに、買方が権利行使することにより割当を受けた場合にはそれに応じなければなりませんので、その義務の履行及びプレミアム価格の変動リスクを担保するために委託証拠金を商品取引員に預託しなければならないのです。

一方、買方はプレミアムを支払いますが、委託証拠金は不要です。

オプション取引の委託証拠金には、次の4つがあります。

### (1) 委託本証拠金

プット・オプション又はコール・オプションの新規

の売付けの注文をするときに預託しなければならない証拠金です。その必要額は、主務大臣が定める料率を下回らない範囲において商品取引所により定められています。(別冊参照)

### (2) 委託プレミアム証拠金

委託プレミアム証拠金の必要額は、新規のオプション売建玉に係る総取引金額で、取引が成立した日の翌々営業日の正午までに預託しなければなりません。

### (3) 委託追証拠金

オプション取引の売建玉の約定値段と毎日の最終約定値段(帳入値段)との間に生ずる値洗い損合計額が委託本証拠金の50%相当額を超えた場合には、委託追証拠金として、委託本証拠金の50%相当額を預託しなければなりません。

### (4) 委託臨時増証拠金

相場の変動が激しいとき、あるいは何らかの要因によって激しい値動きが予想されるときに、商品取引所の判断により、売建玉に対して「臨時に」徴収される証拠金です。その必要額は商品取引所が定めます。

オプション取引の委託証拠金は、通常の商品先物取引と同様に、現金のほか有価証券(国債、株券等)や倉庫証券で充用することができます。

また、委託証拠金の返還も、通常の商品先物取引と同様に行われます(12ページ参照)が、委託本証拠金及び委託プレミアム証拠金は、当該売建玉を買戻しにより決済するか、又は権利行使を受けもしくは権利行使期間満了の日を経過したことにより消滅するまで、返還されません。

## 4 プレミアムの受払い

オプション取引の買方は、委託証拠金は不要です。しかし、プット・オプション又はコール・オプションのプレミアムを支払わなければなりません。

オプション取引の新規の買付け又は買戻しを行おう

とする委託者は、プレミアム代金の予納額として前日の帳入値段を基準に算出された額を現金で商品取引員に差し入れ、取引が成立した日の翌々営業日の正午までに実際の総取引金額との過不足を清算します。

このプレミアムは、オプションの売方に対して、翌々営業日までに支払われます。

## 5 | オプション取引の決済

オプション取引の決済には、次の3つの方法があります。

### (1) 転売・買戻しによる決済

商品先物取引は、反対売買した時点で買値と売値の差額を受払いして決済をしますが、オプション取引では、売方として受け取るプレミアムと買方として支払うプレミアムの差額が損益となります。

### (2) 権利行使

オプション取引の買方は、権利行使期間中に期待どおりに有利な状況になれば、いつでも権利行使をすることができます。

買方により権利行使が行われると、それに対応する売方に割当が行われ、次のいずれかの方法(商品取引所により異なります。)により処理され、オプションの建玉は消滅します。

(1)原市場での商品先物取引の新規の売付けもしくは買付け(この場合には、買方も売方も通常の商品先物取引の委託証拠金が必要となります。)、又はすでに商品先物取引の建玉がある場合にはその建玉の転売もしくは買戻し。

(2)オプション取引の対象となる商品先物取引の平均価格と権利行使価格との差金の受払い(現金決済)。

(3)権利放棄(権利行使期間の経過による権利の消滅)  
買方が、取引最終日までに権利行使も転売もしなかつたときは期限切れとなり、オプションの建玉(権利)が消滅します。

この場合には、次の委託手数料はかかりません。

## 6 | 委託手数料

オプション取引の委託手数料の額については、商品取引員にお問い合わせ下さい。

また、その支払い時期は次のとおりです。

(1) オプション取引の新規売買及び転売・買戻しに係る委託手数料

オプション取引の新規の売付けもしくは買付け、又は転売もしくは買戻しの取引が成立したとき。

(2) 権利行使等に係る委託手数料

権利行使した買方だけでなく、その割当を受けた売方にも委託手数料がかかります。

①原市場での商品先物取引の新規の売付け又は買付けとなる場合――

原市場で成立した当該建玉を転売又は買戻しにより決済したとき。

②原市場での商品先物取引の転売又は買戻しとなる場合及び現金決済により処理される場合――

権利行使又はその割当が行われたとき。

### 委託手数料の支払い時期

オプション取引の新規売買	オプション取引の新規売買・買戻し	権利行使		
		原市場の建玉となる場合	原市場の建玉を仕切る場合	現金決済
取引が成立したとき	取引が成立したとき	当該建玉を決済したとき	権利行使が行われたとき	権利行使が行われたとき

# 13 商品先物取引用語解説 (50音順)

## 受渡日(うけわたしひ)

商品取引所において受渡しが行われる日のことで、各商品取引所の業務規程で定められています。

## 大引け(おおひけ)

「寄付き」の項参照

## 格差(かくさ)・格付差金(かくづけさきん)

商品取引所における取引では、その商品のある特定の銘柄や等級を標準品として価格が決められますが、受渡しにあっては、この標準品のほか、あらかじめ商品取引所が定めた代用品で受渡しを行うことができます。

「格差」あるいは「格付差金」とは、この代用できる品の標準品に対する価格差をいいます。また商品によっては、量目や風袋による「格差」もあります。

## 期近(きじか)・期先(きさき)

受渡期日(=限月)が早く到来するもの(例えば、6限月制の場合、1カ月後又は2カ月後に受渡期日が到来するものを「期近」、受渡期日が先のもの(6限月制の場合、5カ月後又は6カ月後に受渡期日が到来するものを「期先」といいます。

## 逆指値(ぎやくさしほ)

「指値」の項参照

## 逆期(ぎやくき)

「順期」の項参照

## 玉(ぎょく)

商品取引所において取引の成立した売買契約のことと、「約定」「売買約定」ともいいます。

## 倉荷証券(くらにしようけん)

倉庫会社が商品を保管していることを証するものとして発行する証券で、商品取引所での受渡しに提供できる倉荷証券は、各商品取引所が指定した倉庫会社のものに限られます。

## 指値(さしほ)・逆指値(ぎやくさしほ)

取引注文をするときに値段を指定すること、又は指定した値段をいいます。「指値」は、通常「1,000円で買い」といえば「1,000円以下なら買う、「1,500円で売り」

といえば「1,500円以上なら売る」という意味ですが、「逆指値」は「1,000円以上になら買う、「1,500円以下になら売る」といった指がで、相場の勢いに乗って売買する戦術として用いるほか、「金ストップ・ロス」取引や大豆特定取引の「若葉」などのように、ある価格以上の損失にならないよう仕切り注文の際にも用いられます。

## 仕切り(しきり)・手仕舞い(てじまい)

買建玉を転売し、又は、売建玉を貰い以て取引を終了させることをいいます。

## 順期(じゅんぎや)・逆期(ぎやくぎや)

期近より期先が高くなっている相場を「順期」、逆に期先の方が安くなっている相場を「逆期」といいます。

## 新甫(しんぼ)

発会日に新たにスタートする限月のことで、この限月の最初の立会を「新甫発会」といいます。

## 連玉(たてぎよく)

商品取引所において取引の成立した売買契約のうち、未決済のものをいいます。売契約のものは「買建玉」、買契約のものは「買建玉」といいます。

## 帳尻(ちょうじり)

建玉を反対売買によって決済したことにより生じた売買差損益金に、委託手数料・消費税を加減した差引損益金のことをいいます。

## 出来高(できだか)

### 「売買高」の項参照

## 手仕舞い(てじまい)

### 「仕切り」の項参照

## 取組高(とりくみだか)

売りと買いが取り組むの意味で、買建玉と買建玉の一対で取組高1枚となり、取組高2,000枚といえば、未決済の売契約が2,000枚と未決済の買契約が2,000枚あることになります。

## 取引拠金(とりひきしょうこきん)

商品取引所の会員が取引の担保として商品取引所に預託しなければならない証拠金をいいます。商品取引所の会員で受託業務のできる商品取引員(受託契約率則では「受託会員」といいます。)は委託を受けた取引又は委託の取次ぎに係る取引についても取引証拠金を預託します。

## 売買高(ばいばいだか)・出来高(できだか)

商品取引所において取引の成立した売買契約の数量のことで、売りが3,000枚、買いが3,000枚の場合、売買高は6,000枚となります、出来高は3,000枚になります。

## 成行(なりゆき)

商品の種別・限月・数量を指定して、取引の値段だけは指定せずに「成行にまかせる」注文のことをいいます。

## 難平(なんびん)

買建玉をしたのち値段が上がった場合に、さらに買建玉を増やして売りの平均値段を引き上げ、また買建玉のときは値段が下がった場合に、さらに買建玉を増やすことにより買いの平均値段を下げる取引の方法をいいます。

ただし、「難平」をかけた後に思惑どおり相場が反転せず、さらに値段が上昇したり下落したりした場合には当初より損失が大きくなるので、しっかりした相場観が必要です。

## 値崩(ねぎや)

相場の変動による売値と買値の開き、又は商品間、限月間あるいは市場間の値段の開きをいいます。

## 納会日(のうかいび)

最終の立会が行われる日のことで、当月限の取引が行われる最後の日を「当月限納会日」といいます。

## 発会(はつかい)

新たに生まれる限月の最初の立会のことをいい、新年最初の営業日の立会を「大発会」といいます。

## ヘッジ(Hedge)

所有している商品の値下がりや、すでに販売契約がなされていてこれから仕入れる商品の値上がり等、将来の価格変動により被るおそれのある損害を先物取引を利用して担保することをいい、「保険つなぎ」「掛けつなぎ」ともいいます。

具体的に説明すると、例えば、海外で30,000円/tで買付けた大豆が3ヶ月後に日本に到着するまでの間に値下がりしたら、この業者は高い買物をしたことになり、場合によっては仕入れ価格を下回る価格で売ることになります。こうした価格変動による経済的リスクを回避するため、買付け価格で先物市場に「売り契約」を建てるにより、3ヶ月後に現物市場の大豆価格が28,000円/tに値下がりしていたとしても、先物市場の大豆価格も同様に値下がりしているので、「売り契約」を買戻して得た2,000円/tの利益で、現物市場の2,000円/tの損失をカバーすることができます。同様に「買いヘッジ」によってもリスク回避できます。

## 寄付き(よりつき)・大引け(おおひけ)

商品取引所における前場又は後場の立会のうち最初の立会(取引)を「寄付き」、その最初に成立した値段を「寄付値段」あるいは「始値」といい、一方、前場又は後場の最終立会を「大引け」あるいは「引け」、大引け値段を「大引け値」あるいは「終値」といいます。

## 両建(りょうけん)

同一商品・同一限月の買建玉と賣建玉を同時に保有することをいいます。例えば、建玉の値洗いが損になってしまってすぐに仕切らずに、反対の建玉をすることによってその後の相場の変動による損失の拡大を防いでおき、適当と思うときに一方を反対売買して残った建玉の方で利益を得ようとしてすること等的目的とする取引の方法をいいます。

ただし、「両建」をするときは新たな資金や手数料が必要になりますし、また、いつ両建をはずすかの判断が難しいので、難平と同様にしっかりした相場観と的確な判断力が必要とされます。(28ページ参照)

○ 刑法（明治四十年四月二十四日法律第四十五号）（抄）

第一編 総則

第一章 通則

（国内犯）

第一条 この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する。

2 日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において罪を犯した者についても、前項と同様とする。

（すべての者の国外犯）

第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

- 一 削除
- 二 第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等帮助）の罪
- 三 第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪
- 四 第百四十八条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪
- 五 第百五十四条（詔書偽造等）、第百五十五条（公文書偽造等）、第百五十七条（公正証書原本不実記載等）、第百五十八条（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によって作られるべき電磁的記録に係る第百六十二条の二（電磁的記録不正作成及び供用）の罪
- 六 第百六十二条（有価証券偽造等）及び第百六十三条（偽造有価証券行使等）の罪
- 七 第百六十四条から第百六十六条まで（卸賣偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、（公記号偽造及び不正使用等）の罪並びに第百六十四条第二項、第百六十五条第二項及び第百六十六条第二項の罪の未遂罪

（国民の国外犯）

第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。

- 一 第百八条（現住建物等放火）及び第百九条第一項（非現住建物等放火）の罪、これらの規定の例により処断すべき罪並びにこれらの罪の未遂罪
- 二 第百十九条（現住建物等浸害）の罪
- 三 第百五十九条から第百六十一条まで（私文書偽造等、虚偽診断書等作成、偽造私文書等行使）及び前条第五号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録に係る第百六十一条の二の罪
- 四 第百六十七条（私印偽造及び不正使用等）の罪及び同条第二項の罪の未遂罪
- 五 第百七十六条から第百七十九条まで（強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、未遂罪）、第百八十二条（強制わいせつ等致死傷）及び第百八十四条（重婚）の罪
- 六 第百九十九条（殺人）の罪及びその未遂罪
- 七 第二百四条（傷害）及び第二百五条（傷害致死）の罪
- 八 第二百十四条から第二百十六条まで（業務上墮胎及び同致死傷、不同意墮胎、不同意墮胎致死傷）の罪
- 九 第二百十八条（保護責任者遺棄等）の罪及び同条の罪に係る第二百十九条（遺棄等致死傷）の罪
- 十 第二百二十条（逮捕及び監禁）及び第二百二十二条（逮捕等致死傷）の罪

十一 第二百二、四条から第二百二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪）の罪

十二 第二百三十条（名誉毀損）の罪

十三 第二百三十五条から第二百三十六条まで（窃盗、不動産侵奪、強盗）、第二百三十八条から第二百四十一条まで（事後強盗、昏醉強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死）及び第二百四十三条（未遂罪）の罪

十四 第二百四十六条から第二百五十条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪

十五 第二百五十三条（業務上横領）の罪

十六 第二百五十六条第二項（盗品譲受け等）の罪

（公務員の国外犯）

第四条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国の公務員に適用する。

- 一 第百一条（看守者等による逃走援助）の罪及びその未遂罪
- 二 第百五十六条（虚偽公文書作成等）の罪
- 三 第百九十三条（公務員職権濫用）、第百九十五条第二項（特別公務員暴行陵虐）及び第百九十七条から第百九十七条の四まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あっせん収賄）の罪並びに第百九十五条第二項の罪に係る第百九十六条（特別公務員職権濫用等致死傷）の罪

（条約による国外犯）

第四条の二 前三項に規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第二編の罪であって条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する。

該当条文検索・結果出力画面

[A] メインメニュー [B] 条件指定画面 [C] 結果一覧画面

- 電子署名及び認証業務に関する法律 ～ P. (3)

(平成十二年五月三十一日法律第二百二号)

第四十一条  
3 前二項の罪は、◆刑法第二条◆の例に従う。

- あへん法 ～ P. (4)

(昭和二十九年四月二十二日法律第七十一号)

第五十四条の四 第五十一条、第五十二条、第五十三条、第五十四条の二及び前条の罪は、◆刑法第二条◆の例に従う。

- 麻薬及び向精神薬取締法 ～ P. (5)

(昭和二十八年三月十七日法律第十四号)

第六十九条の六 第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四及び前条の罪は、◆刑法第二条◆の例に従う。

- 覚せい剤取締法 ～ P. (8)

(昭和二十六年六月三十日法律第二百五十二号)

第四十一条の十二 第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の六、第四十一条の九及び前条の罪は、◆刑法第二条◆の例に従う。

- 出入国管理及び難民認定法 ～ P. (10)

(昭和二十六年十月四日政令第三百十九号)

第七十四条の七 第七十三条の二第一項第二号及び第三号、第七十四条の二(本邦内における輸送に係る部分を除く。)、第七十四条の三並びに前条の罪は、◆刑法第二条◆の例に従う。

- 大麻取締法 ～ P. (12)

(昭和二十三年七月十日法律第二百二十四号)

第二十四条の八 第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六及び前条の罪は、◆刑法第二条◆の例に従う。

- 刑法施行法 抄 ～ P. (13)

(明治四十一年三月二十八日法律第二十九号)

第二十六条 左ニ記載シタル罪ハ◆刑法第二条◆ノ例ニ従フ  
一 削除  
二 削除  
三 明治三十八年法律第六十六号ニ掲ケタル罪

四 通貨及証券模造犯 二掲ケタル罪  
五 船舶法ニ掲ケタル罪  
六 船員法ニ掲ケタル罪  
七 船舶機員法ニ掲ケタル罪  
八 船舶検査法ニ掲ケタル罪  
九 戸籍法ニ掲ケタル罪

該当条文検索・結果出力画面

[A] メインメニュー [B] 条件指定画面 [C] 結果一覧画面

## インデックス検索・結果出力画面

**A** メインメニュー **B** 条件指定画面

## 電子署名及び認証業務に関する法律

(平成十二年五月三十一日法律第二百二号)

第四十一条 認定認証事業者又は認定外国認証事業者に対し、その認定に係る認証業務に関し、虚偽の申込みをして、利用者について不実の証明をさせた者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 前二項の罪は、刑法第二条の例に従う。

**A** メインメニュー **B** 条件指定画面

## ○ あへん法 (昭和二十九年四月二十二日法律第七十一号) (抄)

第五十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

一 けしをみだりに栽培した者（第五十五条第二号に該当する者を除く。）

二 あへんをみだりに採取した者

三 あへん又はけしがらを、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第五十二条 あへん又はけしがらを、みだりに、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者（第五十五条第一号に該当する者を除く。）は、七年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第五十二条の二 第九条の規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第五十三条 第五十一条第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第五十四条 第五十一条から前条までの罪に係るあへん又はけしがらで、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。ただし、犯人以外の者の所有に係るときは、没収しないことができる。

2 前項に規定する罪（第五十二条の二の罪を除く。）の実行に関し、あへん又はけしがらの運搬の用に供した船舶、航空機又は車両は、没収することができる。

第五十四条の二 情を知つて、第五十一条第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、船舶、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料（けしの種子を含む。）を提供し、又は運搬した者は、五年以下の懲役に処する。

第五十四条の三 第五十二条第一項又は第二項の罪に当たるあへん又はけしがらの譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第五十四条の四 第五十一条、第五十二条、第五十三条、第五十四条の二及び前条の罪は、刑法第二条の例に従う。

○ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年三月十七日法律第十四号）

第六十四条 ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者は、一年以上の有期懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、無期若しくは三年以上の懲役に処し、又は情状により無期若しくは三年以上の懲役及び一千万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十四条の二 ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、交付し、又は所持した者は、十年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十四条の三 第十二条第一項又は第四項の規定に違反して、ジアセチルモルヒネ等を施用し、麻薬を、又はその施用を受けた者は、十年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

一 アセチルモルヒネ等以外の麻薬を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外國から輸出し、又は製造した者（第六十九条第一号から第三号までに該当する者を除く。）

二 麻薬原料植物をみだりに栽培した者

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十六条 ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者（第六十九条第四号若しくは第五号又は第七十条第五号に該当する者を除く。）は、七年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十六条の二 第二十七条第一項又は第三項から第五項までの規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十六条の三 向精神薬を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、製造し、製剤し、又は小分けした者（第七十条第十五号又は第十六号に該当する者を除く。）は、五年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十六条の四 向精神薬を、みだりに、譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持した者（第七十条第十七号又は第七十二条第六号に該当する者を除く。）は、三年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十七条 第六十四条第一項若しくは第二項又は第六十五条第一項若しくは第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第六十八条 情を知つて、第六十四条第一項若しくは第二項又は第六十五条第一項若しくは第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、船舶、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料（麻薬原料植物の種子を含む。）（第六十九条の四において「資金等」という。）を提供し、又は運搬した者は、五年以下の懲役に処する。

第六十八条の二 第六十四条の二第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項若しくは第二項の罪に当たる麻薬の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十四条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻薬を輸入した者

二 第十八条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻薬を輸出した者

三 第二十一一条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻薬又は家庭麻薬を製造した者

四 第二十三一条第一項の規定に違反して、許可を受けないで、麻薬を製剤し、又は小分けした者

五 第二十五条の規定に違反した者

六 第二十九条の二の規定に違反した者

七 第五十一一条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反した者

第六十九条の二 第六十六条の三第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、二年以下の懲役に処する。

第六十九条の三 第六十四条から第六十七条まで又は前条の罪に係る麻薬又は向精神薬で、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。ただし、犯人以外の所有に係るときは、没収しないことが

できる。

- 2 前項に規定する罪（第六十四条の三及び第六十六条の二の罪を除く。）の実行に関し、麻薬又は向精神薬の運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、没収することができる。

第六十九条の四 情を知つて、第六十六条の三第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金等を提供し、又は運搬した者は、二年以下の懲役に処する。

第六十九条の五 第六十六条の四第一項又は第二項の罪に当たる向精神薬の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、一年以下の懲役に処する。

第六十九条の六 第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四及び前条の罪は、刑法第二条の例に従う。

○ 覚せい剤取扱法（昭和二十六年六月三十日法律第二百五十二号）（抄）

（刑罰）

第四十一条 覚せい剤を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者（第四十一条の五第一項第二号に該当する者を除く。）は、一年以上の有期懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、無期若しくは三年以上の懲役に処し、又は情状により無期若しくは三年以上の懲役及び一千円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四十一条の二 覚せい剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者（第四十二条第五号に該当する者を除く。）は、十年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四十一条の三 次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

- 一 第十九条（使用的禁止）の規定に違反した者
  - 二 第二十条第二項又は第三項（他人の診療以外の目的とする施用等の制限又は中毒の緩和若しくは治療のための施用等の制限）の規定に違反した者
  - 三 第三十条の六（輸入及び輸出の制限及び禁止）の規定に違反した者
  - 四 第三十条の八（製造の禁止）の規定に違反した者
- 2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四十一条の四 次の各号の一に該当する者は、七年以下の懲役に処する。

- 一 第二十条第一項（管理外覚せい剤の施用等の制限）の規定に違反した者
  - 二 第二十条第五項（覚せい剤研究者についての施用等の制限）の規定に違反した者
  - 三 第三十条の七（所持の禁止）の規定に違反した者
  - 四 第三十条の九（譲渡及び譲受の制限及び禁止）の規定に違反した者
  - 五 第三十条の十一（使用的禁止）の規定に違反した者
- 2 営利の目的で前項第二号から第五号までの違反行為をした者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。
- 3 第一項第二号から第五号まで及び前項（第一項第二号から第五号までに係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。

第四十一条の五 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第八条第一項（指定の取消及び業務等の停止）の規定による業務又は研究の停止の命令に違反

した者

二 第十五条第四項（製造の制限）の規定に違反した者

三 第二十条の二（広告の制限）の規定に違反した者

四 第三十条の三第一項（指定の取消及び業務等の停止）の規定による業務又は研究の停止の命令に違反した者

2 前項第二号の未遂罪は、罰する。

第四十一条の六第四十一条第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第四十一条の七 第四十一条の三第一項第三号若しくは第四号又は第二項（同条第一項第三号又は第四号に係る部分に限る。）の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第四十一条の八 第四十一条から前条までの罪に係る覚せい剤又は覚せい剤原料で、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。ただし、犯人以外の所有に係るときは、没収しないことができる。

2 前項に規定する罪（四十一条の三から第四十一条の五まで及び前条の罪を除く。）の実行に關し、覚せい剤の運搬の用に供した船舶、航空機又は車両は、没収することができる。

第四十一条の九情を知つて、四十一条第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、船舶、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料（覚せい剤原料を除く。）を提供し、又は運搬した者は、五年以下の懲役に処する。

四十一条の十 情を知つて、四十一条の三第一項第三号若しくは第四号又は第二項（同条第一項第三号又は第四号に係る部分に限る。）の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、船舶、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料を提供し、又は運搬した者は、五年以下の懲役に処する。

四十一条の十一 第四十一条の二の罪に当たる覚せい剤の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

四十一条の十二 第四十一条、四十一条の二、四十一条の六、四十一条の九及び前条の罪は、刑法第二条の例に従う。

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年十月四日政令第三百十九号）（抄）

第七十三条の二 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 事業活動に關し、外国人に不法就労活動をさせた者

二 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者

三 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に關しあつせんした者

2 前項において、不法就労活動とは、第十九条前項の規定に違反する活動又は第七十条第一項第一号、第二号、第五号、第七号若しくは第七号の二に掲げる者が行う活動であつて報酬その他の収入を伴うものをいう。

第七十四条 自己の支配又は管理の下にある集団密航者（入国審査官から上陸の許可等を受けないで、又は偽りその他不正の手段により入国審査官から上陸の許可等を受けて本邦に上陸する目的を有する集合した外国人をいう。以下同じ。）を本邦に入らせ、又は上陸させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪（本邦に上陸させる行為に係る部分に限る。）の未遂は、罰する。

第七十四条の二 自己の支配又は管理の下にある集団密航者を本邦に向けて輸送し、又は本邦内において上陸の場所に向けて輸送した者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

第七十四条の三 第七十四条第一項若しくは第二項又は前条の罪を犯す目的で、その用に供する船舶等を準備した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。情を知つて、その用に供する船舶等を提供した者も、同様とする。

第七十四条の四 第七十四条第一項又は第二項の罪を犯した者からその上陸させた外国人の全部若しくは一部を收受し、又はその收受した外国人を輸送し、藏匿し、若しくは隠避させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。当該外国人の全部若しくは一部を、これを收受した者から收受し、又はその收受した外国人を輸送し、藏匿し、若しくは隠避させた者も、同様とする。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第七十四条の五 前条第一項又は第二項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十四条の六 営利の目的で第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為の実行を容易にした者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。所持人について効力を有しない旅券若しくは乗員手帳又は旅券若しくは乗員手帳として偽造された文書を提供して、当該行為の実行を容易にした者も、同様とする。

○ 大麻取締法 (昭和二十三年七月十日法律第百二十四号) (抄)

第七十四条の七 第七十三条の二第一項第二号及び第三号、第七十四条の二（本邦内における輸送に係る部分を除く。）、第七十四条の三並びに前条の罪は、刑法第二条の例に従う。

第二十四条 大麻を、みだりに、栽培し、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、七年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第二十四条の二 大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、五年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第二十四条の三 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役に処する。

一 第三条第一項又は第二項の規定に違反して、大麻を使用した者

二 第四条第一項の規定に違反して、大麻から製造された医薬品を施用し、若しくは交付し、又はその施用を受けた者

三 第十四条の規定に違反した者

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第二十四条の四 第二十四条第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、三年以下の懲役に処する。

第二十四条の五 第二十四条から前条までの罪に係る大麻で、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。ただし、犯人以外の所有に係るときは、没収しないことができる。

2 前項に規定する罪（第二十四条の三の罪を除く。）の実行に関し、大麻の運搬の用に供した船舶、航空機又は車両は、没収することができる。

第二十四条の六 情を知つて、第二十四条第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、船舶、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料（大麻草の種子を含む。）を提供し、又は運搬した者は、三年以下の懲役に処する。

第二十四条の七 第二十四条の二の罪に当たる大麻の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、二年以下の懲役に処する。

第二十四条の八 第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六及び前条の罪は、刑法第二条の例に従う。

## インデックス検索・結果出力画面

## 刑法施行法 抄

(明治四十一年三月二十八日法律第二十九号)

第二十六条 左ニ記載シタル罪ハ刑法第二条ノ例ニ従フ

- 一 削除
- 二 削除
- 三 明治三十八年法律第六十六号ニ掲ケタル罪
- 四 通貨及証券模造取締法ニ掲ケタル罪
- 五 船舶法ニ掲ケタル罪
- 六 船員法ニ掲ケタル罪
- 七 船舶職員法ニ掲ケタル罪
- 八 船舶検査法ニ掲ケタル罪
- 九 戸籍法ニ掲ケタル罪

租 稅 特 別 措 置 法 の  
一 部 を 改 正 す る 法 律 案  
( 所 得 稅 関 係 )

参 照 条 文

～部長説明用～

平 成 1 3 年 1 月  
主 税 局 稅 制 第 一 課

○ 資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）（第一条関係）

	改 正 案	現 行
財政融資資金法	資金運用部資金法	
（目的）	（目的）	（目的）
第一条 この法律は、財政融資資金を設置し、政府の特別会計の積立金及び余裕金その他の資金で法律又は政令の規定により財政融資資金に預託されたもの、財政融資資金特別会計の積立金及び余裕金並びに財政融資資金特別会計からの繰入金を統合管理し、その資金をもつて国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対して確実かつ有利な運用となる融資を行うことにより、公私の利益の増進に寄与することを目的とする。	第一条 この法律は、郵便貯金（郵便振替を含む。以下同じ。）、政府の特別会計の積立金及び余裕金その他の資金で法律又は政令の規定により資金運用部に預託されたもの並びに資金運用部特別会計の積立金及び余裕金を資金運用部資金として統合管理し、その資金を確実且つ有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄与せしめることを目的とする。	
（財政融資資金の設置）	（財政融資資金の設置）	
第一条 この法律の目的を達成するため、財政融資資金を設置する。	（財政融資資金の管理及び運用）	
（財政融資資金の管理及び運用並びに区分経理）		
第三条 財政融資資金は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理及び運用する。		
2 財政融資資金は、他の政府資金と区分して経理するものとする。		
（財政融資資金に充てる財源）		
第四条 財政融資資金は、次条若しくは第六条第一項又は他の法律若		

は、政令の規定により預託された資金（以下「財政融資資金預託金」という。）財政融資資金特別会計の積立金及び余裕金並びに財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第二百一号）第十四条第一項の規定による繰入金をもつて充てる。

#### （財政融資資金への預託の義務）

第五条 政府の特別会計の歳入歳出の決算上の剩余金を積み立てた積立金（財政融資資金特別会計 簡易生命保険特別会計、厚生保険特別会計の年金勘定及び国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金を除く。）は、すべて財政融資資金に預託しなければならない。

#### （国庫余裕金及び特別会計の余裕金の運用）

第六条 国庫余裕金は、財政融資資金に預託することができる。  
2 政府の特別会計（財政融資資金特別会計を除く。）の余裕金は、財政融資資金への預託の方法によるほか、運用してはならない。ただし、國債整理基金特別会計において國債を保有する場合は、この限りでない。

#### （財政融資資金預託金）

第七条 財政融資資金預託金の契約上の預託期間（以下「約定期間」という。）は、一月を下らないものとする。

#### （資金運用部預託金）

第三条 国庫余裕金は、資金運用部に預託することができる。  
2 政府の特別会計（資金運用部特別会計を除く。）の余裕金は、資金運用部への預託の方法による外、運用してはならない。但し、國債整理基金特別会計において國債を保有する場合は、この限りでない。

#### （国庫余裕金及び特別会計の余裕金の運用）

第二条 郵便貯金として受け入れた資金は、郵便貯金の日常の払い出し及び郵便貯金法（昭和二十一年法律第二百四十四号）の規定に基づく貸付けに必要な資金を除く外、資金運用部に預託しなければならない。  
2 政府の特別会計（資金運用部特別会計及び簡易生命保険特別会計を除く。）の歳入歳出の決算上の剩余金を積み立てた積立金は、すべて資金運用部に預託しなければならない。

#### （資金運用部預託金）

第四条 第二条若しくは前条第一項又は他の法律若しくは政令の規定により資金運用部に預託された資金（以下「資金運用部預託金」という。）の契約上の預託期間（以下「約定期間」という。）は、一月を下らないものとする。

#### （資金運用部預託金）

第三条 第二条若しくは前条第一項又は他の法律若しくは政令の規定により資金運用部に預託された資金（以下「資金運用部預託金」という。）の契約上の預託期間（以下「約定期間」という。）は、一月を下らないものとする。

#### （資金運用部預託金）

第二条 郵便貯金事業の健全な経営の確保、厚生年金保険事業及び国民年金事業の財政の安定並びに積立金その他の資金を資金運用部に預託するその他の事業等の健全かつ適正な運営の確保に配慮して、約定期間に応じ、政令で定める利率により利子を付する。

4 第二項の規定により約定期間満了前に払戻しを行った金額に対しては、その金額の預託されていた期間が一月末満のときは利子を付さず、当該期間が一月以上のときは、前項の規定にかかわらず、同項の利率より低い利率であつて政令で定めるところにより財務大臣が定めるものにより利子を付する。

5 財務大臣は、前二項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、財政制度等審議会（以下「審議会」という。）の意見を聽かなければならぬ。

6 資金運用部預託金に対しても、その約定期間満了の日又は第二項の規定により期限前の払戻しをした日のほか、約定期間一年以上の規定により期限前の払戻しをした日のほか、約定期間一年以上の資金運用部預託金については、毎年三月三十日及び九月三十日に、当該預託金の経過預託期間に対する前二項の規定による利子を支払う。

7 資金運用部預託金に対しては、預託金証書を発行する。

#### 5 財政融資資金預託金

項の規定により期限前の払戻しをした日のほか、約定期間一年以上の財政融資資金預託金については、六月ごとに、財務大臣が定める日ごとに、当該預託金の経過預託期間に対する前二項の規定による利子を支払う。

#### 6 財政融資資金預託金

に対しては、預託金証書を発行する。

(財政融資資金預託金の取扱手続)

第八条 前条に規定するものを除くほか、財政融資資金預託金の取扱手続は、財務大臣が定める。

(資金運用部預託金の取扱手続)

第五条 前条に規定するものを除く外、資金運用部預託金の取扱手続は、財務大臣が定める。

(資金運用部資金の管理及び運用並びに区分運用)

第六条 資金運用部預託金並びに資金運用部特別会計の積立金及び余裕金は、資金運用部資金とし、財務大臣が管理及び運用する。

21

資金運用部資金は、他の政府資金と区分して経理するものとする。

(財政融資資金補足のための一時借入金及び融通証券)

第九条 財政融資資金に属する現金に不足があるときは、財政融資資金特別会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができる。

31 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

31 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、一年以内に償還しなければならない。

(財政融資資金の運用)

第十一条 財政融資資金は、次に掲げるものに運用することができる。

一一八 (略)

(資金運用部資金の運用)

第七条 資金運用部資金は、次に掲げるものに運用することができる。

一一八 (略)

九 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする

十 電源開発株式会社の発行する社債

十一 電源開発株式会社に対する貸付け

十九 (略)

財政融資資金をもつて引受け、応募又は買入れを行つた債券に対する貸付け

2 前項の規定により外國債に運用する財政融資資金の額は、財政融資資金の総額の十分の一を超えてはならない。

あつて政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に

2 前項の規定により外國債に運用する財政融資資金の額は、財政融資資金の総額の十分の一を超えてはならない。

2 前項の規定により金融債又は外國債に運用する資金運用部資金の額は、資金運用部資金の総額のそれぞれ三分の一又は十分の一を超えてはならない。

31 資金運用部資金を金融債に運用する場合においては、一の金融機関の発行する金融債の五割又は一の金融機関の一回に発行する金融債の大割をこえる割合の金融債の引受け、応募又は買入を行つてはならない。又、資金運用部が引受け、応募又は買入を行う金融債は、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、資金運用部以外の者の引受け、応募又は買入に係るものとその種類を同じくするものでなければならない。

41 前項前段の場合において、蘇便貯金特別会計の金融自由化対策資金又は簡易生命保険特別会計の積立金の金融債に運用する額があるときは、その額を資金運用部資金の金融債に運用する額に合算し、その合算額につき、同項前段の規定を適用するものとする。

(財政融資資金運用計画の諮問)

第十一条 財務大臣は、毎年度財政融資資金の運用に関する必要な計画を定め、あらかじめ財政制度等審議会（以下「審議会」という。）の意見を聽かなければならない。その計画を変更しようとするときも、また同様とする。

- 2 前項の場合においては、財務大臣が審議会の意見を聞いて定めるところにより、その資金運用計画を使途別に分類した表を、当該計画に関する書類に添付して提出しなければならない。

(財政融資資金運用報告書)

第十二条 財務大臣は、毎年度財金運用部資金の運用に関する必要な計画を定め、あらかじめ審議会の議に付さなければならない。その計画を変更しようとするときも、また同様とする。

- 2 前項の場合においては、財務大臣が審議会の意見を聞いて定めるところにより、その資金運用計画を使途別に分類し、これを年金資金等（厚生保険特別会計の年金勘定、船員保険特別会計又は国民年金特別会計の国民年金勘定から預託された資金及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三十五条の二第一項の規定により預託された資金をいう。以下次条において同じ。）に係るものとその他の資金に係るものとに区分した表を、当該計画に関する書類に添附して提出しなければならない。

(資金運用部資金運用報告書)

第十三条 財務大臣は、毎年度資金運用部資金運用報告書を作成し、当該年度経過後四月以内に、審議会に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、当該年度の財政融資資金の運用の状況及び運用資産の異動に関する重要な事項を記載するとともに、当該年度の財政融資資金特別会計の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

- 3 第一項の報告書には、前項に定めるもののほか、前条第二項の分類に応じて財政融資資金の運用状況をとりまとめた表を添付しなければならない。

(財政融資資金の出納執行命令権の委任)  
第十三条 財務大臣は、財務省令で定めるところにより、財政融資資金の運用に関する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。

(財政融資資金の運用に関する事務の委任)  
第十四条 財務大臣は、財務省令で定めるところにより、資金運用部の長に行わせることができる。

(資金運用部資金の出納執行命令権の委任)  
第十五条 財務大臣は、資金運用部資金の出納執行の命令を部下の部局の長に行わせることができる。

附 則

12 簡易生命保険特別会計法（昭和十九年法律第十二号）第八条の規定により財政融資資金に預託された資金（簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）第三条第七項の規定による預託金となつたものを含み、約定期間が一年未満のものを除く。）並びに厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）第十二条第一項及び国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）第十五条の規定により財政融資資金に預託された資金（厚生保険特別会計に係る資金にあつては年金勘定に係るもの（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）第七十九条の三第二項の規定による預託金となつたものを含む。）に、国民年金特別会計に係る資金にあつては国民年金勘定に係るもの（国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第七十六条第二項の規定による預託金となつたもの）を含む。）に、国民年金特別会計に係る

資金にあつては国民年金勘定に係るもの（国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第七十六条第二項の規定による預託金となつたもの）を含む。）に、国民年金特別会計に係る

たものを含む。)に限り、約定期間が「一年未満のものを除く。」に対する  
しては、第七条第三項及び第四項の規定にかかるらず、当分の間、  
政令で定めるところにより、同条第三項の利率(同条第一項の規定  
により約定期間満了前に払戻しを行つた金額については、同条第四  
項の利率)を超える利率により利子を付することができる。

13 第七条第五項の規定は前項の規定により付する利子について準用する。

14

財政融資資金は、第十条第一項の規定にかかるらず、当分の間、商工組合中央金庫の発行する債券(以下「金庫債」という。)及び簡易保険福祉事業団に対する貸付けに適用することができる。

15

財政融資資金を金庫債に適用する場合においては、金庫債の十分の五又は商工組合中央金庫の一回に発行する金庫債の十分の六を超える割合の金庫債の引受け、応募又は買入れ(以下この項において「引受け等」という。)を行つてはならない。また、財政融資資金により引受け等を行う金庫債は、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、当該引受け等以外の引受け等に係るものとその種類を同じくするものでなければならない。

16

算額につき、同項前段の規定を適用するものとする。

13 第四条第五項の規定は前項の政令の制定又は改正の立案について、同条第六項の規定は前項の規定により付する利子について準用する。

14

他の法令中「大蔵省預金部」とあるのは、「資金運用部」と読み替えるものとする。

改 正 案

財政融資資金特別会計法

(設置)

第一条 財政融資資金の運用に関する歳入歳出を一般会計と区分して経理するため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、財政融資資金の運用利潤金、第十一条第一項又は第十二条の規定による公債の発行收入金及び借入金、第十三条第一項の規定による繰替使用金（同条第二項ただし書に規定する償還することができない金額に限る。）、第十四条第一項の規定による財政融資資金からの受入金並びに附属雜収入をもつてその歳入とし、財政融資資金預託金の利子、財政融資資金の運用損失金、運用手数料、事務取扱費、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子、第十一条第一項又は第十二条の規定による公債及び借入金の償還金及び利子、第十三条第二項ただし書の規定による繰替使用金の償還金、第十四条第一項の規定による財政融資資金への繰入金、公債及び融通証券の発行及び償還に関する経費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

資金運用部特別会計法

(設置)

第一条 資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を一般会計と区分して経理するため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、資金運用部資金の運用利潤金及び附属雜収入をもつてその歳入とし、資金運用部預託金の利子、資金運用部資金の運用損失金、運用手数料、事務取扱費、第十二条第二項但書の規定による繰替使用金の償還金及び附属諸費をもつてその歳出とする。

現 行

(運用資産の価額の減損の処理)

第四条 資金運用部資金に属する運用資産で価額の減損を生じたものがあるときは、この会計の決算上生じた剩余をもつて償却し、決算上の剩余がないとき、又は決算上の剩余をもつてその全額を償却できないときは、第八条に規定する積立金をもつて償却しなければならない。

2) 前項の規定により決算上の剩余又は積立金をもつて運用資産の価額の減損の全額を償却できないときは、その償却できない金額は、資金運用部資金の損失として繰り越して整理するものとする。

3) 前項の規定により繰り越した損失は、第八条に規定するところにより、この会計の決算上の剩余をもつてうめるものとする。

(歳入歳出予定計算書の作成)

第四条 財務大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成しなければならない。

(略)

(予算の作成及び提出)

第六条 (略)

2) 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出予定計算書

二 前々年度の貸借対照表及び損益計算書

三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(略)

(予算の作成及び提出)

第七条 (略)

2) 前項の予算には、歳入歳出予定計算書を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第七条 この会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

(決算上の剰余及び不足の処理)

第八条 この会計の毎会計年度の決算上、当該年度の歳入の収納済額（次項において「収納済額」という。）から当該年度の歳出の支出額と第十八条第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額のうち支払義務の生じた歳出金であつて当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものとの合計額（次項において「支出済額等」という。）を控除して剰余があるときは、これをこの会計の積立金として積み立てるものとする。  
この会計の毎会計年度の決算上、収納済額が支出済額等に不足するときは、その不足する金額は、前項に規定する積立金から補足するものとする。

21 前項の決算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（歳入歳出決定計算書の作成）

第九条 財務大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成しなければならない。

第八条 この会計の毎会計年度の決算上、当該年度の歳入の収納済額（以下「収納済額」という。）から当該年度の歳出の支出済額と第十四条第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額との合計額（以下「支出済額等」という。）を控除して剰余がある場合において、その剰余の額をもつてまず第四条第一項の規定による償却に充てたまだ、同条第二項の規定により前年度から繰り越した損失がある場合には、これをうめ、なお残余があるときは、その残余の額に相当する金額をこの会計の積立金として積み立てるものとする。

（決算上の不足の処理）

第九条 この会計の毎会計年度の決算上、収納済額が支出済額等に不足するときは、その不足する金額は、前条に規定する積立金から補足するものとする。但し、第四条第一項の規定による運用資産の価額の減損の償却に先立つことはできない。

（歳入歳出決定計算書の作成）

第十一条 財務大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成しなければならない。

い。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

21 前項の決算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（歳入歳出決定計算書）

一 賽入歳出決定計算書

二 當該年度の貸借対照表及び損益計算書

三 當該年度末における運用資産明細表

い。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十一条 財務大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

21 前項の決算には、歳入歳出決定計算書を添附しなければならぬ。

い。

（公債及び借入金）

第十一條 財政融資資金において運用の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、公債を発行し、又は借入金をすることができる。

21 前項の規定による公債及び借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

（公債の発行限度及び借入金の借入限度の繰起し）

第十二条 前条第一項の規定により国会の議決を経た金額のうち、当該年度において発行又は借り入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）第二条の規定により

その翌年度において適用することができる金額の範囲内で、当該翌年度において、公債を発行し、又は借入金をすることができる。

(財政融資資金の繰替使用)

第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、財政融資資金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による繰替使用金は、当該年度の歳入(第八条第二項)に規定する積立金からの抽出を含む。以下この項において同じ。)

2 前項の規定による繰替使用金は、当該年度の歳入をもつて償還しをもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一年内に償還することができる。

(財政融資資金への繰入れ等)

第十四条 第十一条第一項又は第十二条の規定により公債を発行し、又は借入金をしたときは、当該公債の発行収入金又は当該借入金に相当する金額を財政融資資金に繰り入れるものとする。

2 この会計において、前項の公債又は借入金の償還金があるときは、当該償還金に相当する金額を財政融資資金からこの会計の歳入に繰り入れるものとする。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十五条 財政融資資金法第九条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子、第十一条第一項又は第十二条の規定による公債及び借入金については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第二項、第二条ノ二第一項、第五条第一項及び第五条ノ二の規定の適用においては国債とみなさない。

(国債整理基金特別会計法の適用に関する特例)

第十六条 第十一条第一項又は第十二条の規定による公債及び借入金については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第二項、第二条ノ二第一項、第五条第一項及び第五条ノ二の規定の適用においては国債とみなさない。

(利子の支払事務の委託)

第十七条 財務大臣は、日本銀行に財政融資資金預託金の利子の支払を取り扱わせることができる。  
2 財務大臣は、前項の規定により日本銀行に財政融資資金預託金の利子の支払をさせる場合においては、その利子の支払に必要な資金を日本銀行に交付することができる。

(支出残額の繰越し)

第十八条 この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 財務大臣は、前項の規定により繰越しをしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の記載があつたものとみなす。

(資金運用部資金の繰替使用)

第十二条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、資金運用部資金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による繰替使用金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。但し、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一年内に償還することができる。

○ 資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）（第三条関係）

改 正 案

現 行

財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、財政融資資金（財政融資資金法（昭和二十六年法律第二百号。以下「資金法」という。）第二条の財政融資資金をいふ。以下同じ。）の長期の運用が国民経済の中で果たす資源配分的機能の重要性にかんがみ、その適正かつ効果的な実施に資するため、国会の議決、財政融資計画の国会への提出その他必要な措置を定めるものとする。

（国会の議決）

第二条 資金法の規定に基づき毎会計年度新たに運用する財政融資資金のうち、その運用の期間が五年以上にわたるもの（次条の規定により運用することができるものを除く。）は、その運用を予定する金額（以下「長期運用予定額」という。）につき、運用対象区分ごとに、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

2 前項の適用対象区分とは、財政融資資金の適用対象を、国債と資

（趣旨）

第二条 資金運用部資金法（昭和二十六年法律第二百号。以下「資金法」という。）及び簡易生命保険特別会計の積立金（以下「積立金」という。）の長期の運用が国民経済の中で果たす資源配分的機能の重要性にかんがみ、その適正かつ効果的な実施に資するため、国会の議決その他必要な措置を定めるものとする。

（国会の議決）

第二条 資金法第七条第一項第九号に掲げる債券（商工組合中央金庫の発行するものを除く。）並びに運用法第三条第一項第十三号から第十五号まで及び第二十四号に掲げる債券及び金銭信託とその他のものとに大別し、かつ、その他のものは、次に掲げる区分により区分し、更に、国に係るものにあつては会計別に、第二号及び第三号の法人に係るものにあつては法人別に、それぞれ細分した区分をいう。

2 前項の適用対象区分とは、資金及び積立金の適用対象を、国債と

金法第十一条第一項第九号に掲げる債券とその他のものとに大別し、かつ、その他のものは、次に掲げる区分により区分し、更に、国に係るものにあつては会計別に、第一号及び第三号の法人に係るものにあつては法人別に、それぞれ細分した区分をいう。

一 國  
二 資金法第十一条第一項第三号に規定する法人  
三 資金法第十一条第一項第七号に規定する法人  
四 地方公共団体

（長期運用予定額の繰越し）

第三条 前条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額に係る財政融資資金のうち、当該年度において運用しなかつたものがあるときは、これを翌年度において当該運用対象区分に従い運用することができる。

（運用実績の報告）

第四条 財務大臣は、第一条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額に係る財政融資資金について、毎会計年度における運用の実績を当該運用対象区分ごとに明らかにした書

（長期運用予定額の繰越し）

第三条 前条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た长期運用予定額に係る資金及び積立金のうち、当該年度において運用しなかつたものがあるときは、これを翌年度において当該運用対象区分に従い運用することができる。

（運用実績の報告）

第四条 資金又は積立金の管理及び運用を行う各大臣は、第一条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額に係る資金及び積立金のうち、その所掌に係るものについて、毎会計

類（以下「運用実績報告書」という。）を翌年度の七月三十一日までに作成しなければならない。

年度における運用の実績を当該運用対象区分ごとに明らかにした書類（以下「運用実績報告書」という。）を作成し、これを翌年度

内閣は、財政融資資金特別会計の歳入歳出決算を全般検査院に送付し、及び会計検査院の検査を経た当該歳入歳出決算を国会に提出する場合には、当該歳入歳出決算に財政融資資金に係る運用実績報告書を添付しなければならない。

卷之三

年法律第百四十四号)第六十八条の三第一項(同項第三号(応募又は買入れによる運用を除く。)及び第十九号に係るものに限る。)及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三条第一項(同項第四号(応募又は買入れによる運用を除く。)及び第二十号に係るものに限る。)の規定に基づき毎会計年度新たに運用する郵便貯金特別会計の郵便貯金資金(以下「郵便貯金資金」という。)及び簡易生命保険特別会計の積立金(以下「簡保積立金」という。)のうち、その運用の期間が五年以上にわたるものについて準用する。この場合において、第一条第一項中「資金法」とあるのは「郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第六十八条の三第一項(同項第三号(応募又は買入れによる運用を除く。)及び第十九号に係るものに限る。)及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三条第一項の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三条第一項(同項第四号(応募又は買入れによる運用を除く。)及び第二十号

内閣は、資金運用部特別会計又は活気生命保険特別会計の歳入歳出決算を会計検査院に送付し、及び会計検査院の検査を経たこれらの一歳入歳出決算を国会に提出する場合には、これらの歳入歳出決算にそれぞれ資金又は積立金に係る運用実績報告書を添付しなければならない。

(財政投融資計劃)

融資計画を国会に提出しなければならない。

2 財政投融資計画は、次に掲げるものの予定額について、対象区分（国、法人（地方公共団体を除く）及び地方公共団体に区分し、更に、國に係るものにあつては会計別に、法人（地方公共団体を除く。）に係るものにあつては法人別に細分したものをいう。）との内訳及び各対象区分との総額を明らかにするものとする。

一 財政融資資金の運用のうち第二条第一項の規定により国会の議決を経るもの（前条の規定により郵便貯金資金及び簡保積立金について準用する場合を含む。）であつて、第二条第二項各号に掲げる適用対象区分に係るもの

二 産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）第一条第二項の規定による投資（同法第十五条规定第一項の規定により使用することができるものを除き、貸付けにあつては、貸付けの期間が五年以上にわたる場合に限る。）

三 法人（第二条第二項第一号から第四号までに掲げる法人その他の政令で定める法人に限る。）の債券及び借入金に係る債務についての行う債務の保証（債務保証の期間が五年以上にわたる場合に限る。）

四 財務大臣は、財政投融資計画を作成するに当たつては、あらかじめ財政制度等審議会の意見を聽かなければならない。

## 附 則

1 資金法附則第十四項の規定に基づき商工組合中央金庫の発行する債券又は簡易保険福祉事業団に対する貸付けに基づき新たに運用される財政融資資金に係るこの法律の規定の適用については、商工組合中央金庫及び簡易保険福祉事業団を資金法第十条第一項第七号に規定する法人とみなす。

2 第五条の規定は、郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二号）附則第九条の規定に基づき平成十五年度までの

間毎会計年度新たに運用する簡保積立金のうち、その運用の期間が五年以上にわたるものについて適用する。この場合において、「第五条中「限る」と及び「あるのは「限る」と並び」と、「の規定に基づき」とあるのは「及び郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二号）附則第九条の規定に基づき」と、「第二十号に係るものに限る。」とあるのは「第二十号に係るものに限る。」及び郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二号）附則第九条」と、「簡保積立金の別」と、「簡保積立金の別に、かつ、運用対象区分（運用対象を、郵政事業特別会計と地方公共団体に区分した区分をいう。）」と、「第三条中「運用対象区分」と「国会」とあるのは「国会」と、「第三条中「運用対象区分」と「当該運用対象区分に従い」とあるのは「当該運用対象区分」と「それぞれ」と「前条第一項」とあるのは「それぞれ当該運用対象区分」と「前条第一項」と、「総務大臣」と、「運用対象区分」と「国民」とあるのは「国民」とあるのは「総務大臣」と、「当該運用対象区分」と「あるのは「国民」とあるのは「総務大臣」と、「当該運用対象区分」と「あるのは「実績を」と、「それぞれ」と、「翌年度」とあるのは「実績をそれぞれ」と、「翌年度」とする。」

改 正 案	現 行
(準用) <p>第四条 第一条第三項及び前二条の規定は、財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する外貨債、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二の規定により外貨債の整理又は償還のため発行する外貨債並びに財政融資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項及び第十二条の規定により発行する外貨債について準用する。</p>	(準用) <p>第四条 第一条第三項及び前二条の規定は、財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する外貨債並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二の規定により外貨債の整理又は償還のため発行する外貨債について準用する。</p>

## ○国債整理基金特別会計法

(明治三十九年三月一日)  
法律第六号

改 正 大 正 四 年	六月一 日法律第 一四号	昭和二六年 三月三一日法律第一〇二号
同	八年 三月二 五百日同 第一四号	同 三六年 四月一 日同 五六年
同	九年 八月 五百同 第三八号	同 四三年 五月二 七日同 六六年
同	一三年 七月二 二日同 第四八号	同 四四年 二月 八日同 八〇号
昭和 二年	昭和二 九年同 第三九号	同 五九年 二月二 五日同 八七号
同	一二年 三月二 〇日同 一七号	同 六〇年 六月一 八日同 八三号
同	四年 四月一 日同 一七年 二月二 〇日同 第二六号	同 六一年一 二月 四日同 九三号
同	一八年 六月二 二日同 第九号	平成一〇年一 〇月一 九日同 二三六号
同	一九年 一月一 五百同 一五号	同 六一年一 二月 四日同 九三号
同	二三年 三月三 一日同 四二号	同 六一年一 二月 四日同 九三号

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル國債整理基金特別會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

### 国債整理基金特別会計法

第一条 国債整理基金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般ノ会計ト区分シ特

別会計ヲ設置ス

第二条 国債整理基金ハ国債ノ償還發行ニ關スル費途ニ使用スルモノトス

計ヨリ之ヲ国債整理基金特別会計ニ繰入ルヘシ

②前項繰入額ノ中國債ノ元金償還ニ充ツヘキ金額ハ前年度首ニ於ケ

ル国債総額ノ百分ノ・六ニ相当スル金額トス

第二十一編 財務通則 (国債整理基金特別会計法)

D 「日法六五〇六」④

③前項ノ国債総額ノ計算ニ際シ割引ノ方法ヲ以テ発行シタル国債ニ付テハ発行価格ヲ以テ額面金額ト看做ス

④前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ大蔵省証券其ノ他ノ融通証券、借入金及一時借入金並ニ割賦ノ方法ヲ以テ償還スル交付国債ハ之ヲ国債ト看做サス

(大四法)四・大八法(四・大・三法八・昭一二法一七・昭一四法五三・

昭一七法二六・昭一八法九・昭一九法一五・昭四三法六・一部改正)

第二条ノ二 国債ノ元金償還ニ充ツル為前条又ハ他ノ法律ニ依ル繰入額ノ外割引ノ方法ヲ以テ発行シタル国債ノ前年度首ニ於ケル未償還分ノ発行価格差減額ヲ發行ノ日ヨリ償還ノ日迄ノ年数ヲ以テ除シタル額ニ相当スル金額ヲ毎年度一般会計又ハ特別会計ヨリ国債整理基金特別会計ニ繰入ルヘシ

②前条第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

(昭一四法五三・追加、昭二三法四二・一部改正、昭四三法六・旧第二

条ノ三修正上、一部改正)

第三条 国債借換ニ依ル募集金其ノ収入金ハ直接ニ之ヲ国債整理基金特別会計ニ編入スヘシ

第四条 国債整理基金ハ国債ヲ以テ保有シ又ハ資金運用部ニ預託シ之ヲ運用スルコトヲ得

## 第二十一編 財務通則（国債整理基金特別会計法）

②前項ノ運用ハ日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム

（昭二法四・昭三六法一〇二・一部改正）

第五条 政府ハ各年度ニ於ケル国債ノ整理又ハ償還ノ為必要ナル額ヲ限度トシ借換国債（当該年度内ニ償還ス（キモノヲ含ム））ヲ起

スコトヲ得

②前項ニ規定スル當該年度内ニ償還スベキ借換国債ノ募集金ハ国債整理基金特別会計ノ歳入外トシテ之ヲ国債整理基金ニ編入スペシ

③国債整理基金ハ第一項ニ規定スル當該年度内ニ償還スベキ借換国債ノ償還ノ為国債整理基金特別会計ノ歳出外トシテ使用スルコトヲ得

ヲ得

（昭六〇法八三・全改）

第五条ノ二 政府ハ翌年度ニ於ケル国債ノ整理又ハ償還ノ為予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経タル額ヲ限度トシ借換国債ヲ起スコトヲ得

（昭六〇法八三・追加）

第六条 政府ハ計算上利益アリト認ムルトキハ額面以上ニテモ買入銷却ヲ為スコトヲ得

第七条 国債整理基金ノ運用ヨリ生スル損益ハ本特別会計ノ所屬トシテ整理スルモノトス

第八条 国債整理基金ニシテ毎年度内ニ使用セサルモノハ翌年度ヘ繰越スベシ

②国債整理基金特別会計ノ毎年度歳出予算ニ於ケル支出残額ハ遙次繰越使用スルコトヲ得

第九条 内閣ハ毎年国債整理基金特別会計ノ予算ヲ調製シ一般会計

ノ予算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スヘン

（昭四三法六六・一部改正）

第九条ノ二 本会計ノ収入支出ニ関スル規程ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

（昭四三法六六・追加）

### 附 則

第十条 本法ハ明治三十九年度ヨリ之ヲ施行ス

第十二条 機会特別会計法ハ明治三十八年度限り之ヲ廃止ス

第十三条 本法施行前一般会計ニ収入シタル借換国債ノ募集金ニシテ本法施行ノ日ニ於ケル現在額ハ之ヲ本特別会計ニ繰入ルベシ

②明治三十八年度一般会計ニ於テ前項借換国債ノ募集金ヲ以テスル

国債償還ノ歳出予算ニ於ケル支出残額ハ之ヲ本特別会計ニ繰越ス

ヘシ

第十四条及第十五条 削除（昭六一法九三）

第十六条 日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十条ノ規定ニ依リ政府ニ無償譲渡セラレタル日本たば

こ産業株式会社ノ株式ノ総数ノ二分ノ一ニ当タル株式及日本電信

電話株式会社法（昭和五十九年法律第八十五号）附則第三条第十

二項ノ規定ニ依リ政府ニ無償譲渡セラレタル日本電信電話株式会

証券ト看做ス

（昭一七法二六・追加）

第十七条 機会特別会計法ハ明治三十八年度限り之ヲ廃止ス

②機会特別会計ニ属スル現金、有価証券及他ノ会計トノ計算ハ国債整理基金特別会計ニ帰属スルモノトス

第十三条 第二条第四項ノ規定ノ適用ニ付テハ米穀証券ハ之ヲ食糧

二項ノ規定ニ依リ政府ニ無償譲渡セラレタル日本電信電話株式会

本法ハ昭和十二年度ヨリ之ヲ施行ス

①本法ハ昭和十二年度ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一四年四月一日法律第五三号）抄

①本法ハ昭和十七年度ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ昭和二年三月三〇日法律第一七号）抄

①本法ハ昭和十二年度ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一四年四月一日法律第五三号）抄

①本法ハ昭和十九年度ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ昭和十九年度ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一九年一月一日法律第一五号）抄

①本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則（昭和一八年九月一日から施行）

①本法ハ昭和十九年度ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ昭和十九年度ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一九年一月一日法律第一四号）抄

①本法ハ昭和十四年度ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ昭和十四年度ヨリ之ヲ施行ス

附 則（大正八年三月二五日法律第一四号）抄

①本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

附 則（大正八年六月二日法律第一四号）抄

①本法ハ大正四年度ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ大正四年度ヨリ之ヲ施行ス

附 則（大正四年三月二六日法律第一四号）抄

①本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

附 則（大正八年三月二五日法律第一四号）抄

①本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

第二十一編 財務通則（国債整理基金特別会計法）

二二二二二二

ノ予算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スヘン



**第一条** この政令は、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成五年八月一日）から施行する。

○食糧管理特別会計法

(大正十年四月四日  
法律第三十七号)

ラ公布セシム

D [日法五六〇一] ㉙

朕帝国議会ノ協賛ヲ經タル米穀無給調節特別会計法ヲ數可シ茲ニ之

第一條 食糧ノ需給及価格ノ安定ノ為ニスル食糧、農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）ニ依リ政府ノ買入ル農産物等（以下農産物等ト謂フ）及飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）第三条ニ規定スル飼料需給計画ニ基キ政府ノ買入ル輸入飼料（以下輸入飼料ト謂フ）ノ買入、売渡、交換、貸付、交付、加工、製造及貯藏並米穀等及麦等ノ輸入ニ係ル納付金ノ受入並農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）ノ規定ニ依ル農産物ノ検査ニ關スル一切ノ歳入歳出ハ之ヲ一般会計ト区分シ特別会計ヲ設置ス

(昭一七法二六・全改、昭一八法一四・昭二八法二一、昭二八法三三五・昭二九法四九、昭三九法四一・昭三九法五〇、昭四〇法一〇九・平六法二一)

**第一条ノ二** 本會計八之ヲ 国内米管理勘定、国内麦管理勘定及輸入食糧管理勘定（以下食糧管理勘定ト謂フ）並農產物等安定勘定、輸入飼料勘定、業務勘定及調整勘定ニ区分ス

(昭三〇法一〇九・昭三九法五〇・昭三九法四一・追加・昭三九法二四)

**第二条** 本会計ニ於テ食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金以外ノ経費ヲ支弁スル為必要アルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テ借入ヲ為スコトヲ得

第二十一編 財務通則（食糧管理特別會計法）



## 第二十一編 財務通則（食糧管理特別会計法）

四六六四

②前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ調整資金ニ充ツル為一般会計ヨリ之ヲ繰入ルモノトス

③第一項ノ他勘定ヘノ繰入金ハ当該勘定ニ於ケル経費ノ財源トシテ調整勘定ヨリ之ヲ繰入ルモノトシテ調整勘定ニ於ケル経費ノ財源トシテ他勘定ヨリ之ヲ繰入レタル受入金ノ返還金ニ係ルモノトシテ調整勘定ヨリ之ヲ繰入ルモノトシテ調整勘定ニ於ケル経費ノ財源トシテ他勘定ヨリ之ヲ受入レ又ハ調整勘定ニ於ケル経費ノ財源トシテ他勘定ヨリ之ヲ受入ルモノトス

(昭三三法二四・追加、昭三九法四一・昭三九法五〇・昭四〇法二〇九、一部改正)  
第六条ノ六 農林水産大臣ハ毎年度本会計ノ歳入歳出予定計算書及国庫債務負担行為要求書ヲ作製シ之ヲ大蔵大臣ニ送付スヘシ  
(昭三三法二〇・追加、昭三三法二四・旧第六条ノ三様下、昭三九法八一、一部改正)  
第七条 本会計ノ歳入歳出予算ハ歳入ニ在リテハ其ノ性質ニ從ヒ之ヲ款及項ニ区分シ歳出ニ在リテハ其ノ目的ニ從ヒ之ヲ項ニ区分ス  
(昭三三法二一〇・追加、昭三三法二四・旧第六条ノ三様下、昭三九法五〇、一部改正)  
第六条ノ八 内閣ハ毎年度本会計ノ予算ヲ作成シ一般会計ノ予算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スヘシ  
②前項ノ予算ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

- 一 岁入歳出予定計算書及国庫債務負担行為要求書
- 二 前前年度ノ各勘定ノ損益計算書、貸借対照表及財産目録
- 三 前年度及当該年度ノ各勘定ノ予定損益計算書及予定貸借対照表
- 四 国庫債務負担行為ニシテ翌年度以降ニ亘ルモノニ付キ前年度迄ノ支出額及支出額ノ見込並当該年度以降ノ支出予定額
- 第五条 (昭三三法二一〇・追加、昭三三法二四・旧第六条ノ四様下、一部改正)  
第六条ノ九 食糧、農産物等及輸入銅料ノ買入数量ノ増加其ノ他遼クベカラザル事由ニ因リ生ジタル予算ノ不足ヲ補フ為歳出予算ニ予備費ヲ設クルコトヲ得  
(昭三九法二九・追加、昭一七法二六・一部改正、昭一八法九一・旧第六条ノ二様下、昭二一法二一・旧第六条ノ三様上、昭二一法二一〇・旧第六条ノ二様下、昭二八法二五・一部改正、昭三三法二四・旧第六条ノ五様下、昭三九法四一・旧三九法五〇・昭四〇法一〇九・一部改正)  
第七条 本会計ノ各勘定ニ於テ支払上余裕アルトキハ資金運用部ニ之ヲ預託スルコトヲ得  
(昭三六法二〇二・昭三三法二四・一部改正)  
第八条 本会計ノ各勘定ノ決算上剩余アルトキハ当該各勘定ノ翌年度ノ歳入ニ之ヲ繰入ルヘシ  
(昭三三法二一〇・昭三三法二四・一部改正)  
第九条 本会計ニ於テ支払義務ノ発生シタル歳出金ニシテ当該年度内ニ支出済ト為ラサリシモノニ係ル歳出予算ハ之ヲ翌年度ニ繰越ハ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ  
②農産物等安定勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益又ハ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ  
③農産物等安定勘定ニ於ケル毎年度ノ損失ハ積立金ヲ減額シ之ヲ整理スルモノトス但其ノ損失額中当該整理ヲ為シ得サル部分ノ金額ハ損失ノ繰越トシテ之ヲ整理スベシ

(昭三三法二四・追加)  
第八条ノ三 前条ノ整理ヲ為シタル後調整勘定ニ利益又ハ損失アルトキハ其ノ利益ノ額ヲ第六条ノ四ノ調整資金ニ組入レ又ハ其ノ損失ノ額ヲ限度トシテ当該資金ヲ減額シ處理スルコトヲ得

(昭三三法二四・追加)

第八条ノ四 農産物等安定勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益又ハ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ

②農産物等安定勘定ニ於ケル毎年度ノ損失ハ積立金ヲ減額シ之ヲ整理スルモノトス但其ノ損失額中当該整理ヲ為シ得サル部分ノ金額ハ損失ノ繰越トシテ之ヲ整理スベシ

(昭三三法二四・追加)

第八条ノ四ノ二 輸入飼料勘定ニ付テハ前条ノ規定ヲ準用ス

(昭三三法二一〇・追加、昭三三法二四・旧第八条ノ三様下、一部改正)

第八条ノ五 農林水産大臣ハ毎年度歳入歳出予定計算書ト同一ノ区分ニ依リ本会計ノ歳入歳出予定計算書ヲ作製シ之ヲ大蔵大臣ニ送付スヘシ

(昭三三法二一〇・追加、昭三三法二四・旧第八条ノ二様下、昭三三法八一、一部改正)

七 一部改正

第八条ノ六 内閣ハ毎年度本会計ノ歳入歳出予定計算書ヲ作成シ一般会計ノ歳入歳出決算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スヘシ

②前項ノ歳入歳出決算ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一 岁入歳出決定計算書

第二十一編 財務通則（食糧管理特別会計法）

四六六五

①本法ハ大正十一年度ヨリ之ヲ施行ス

②政府ハ本会計ノ負担ニ属スル証券ノ内四十五億円ヲ限リ一般会計ノ負担ニ移スコトヲ得

(第三項様上)

附 則

妙

③前項ノ規定ニ依リ一般会計ノ負担ト為リタル証券ノ借換ノ為政府

(第三項様上)

## 第一十一編 財務通則（食糧管理特別会計法）

### 八 公債ヲ發行スルコトヲ得

（昭二一法二一・全改、昭二一法六一・旧第八項様上、昭三三法二四・旧第四項様上）

⑤ 政府ハ当分ノ内食糧管理法の一部を改正する法律（昭和二十七年

法律第百五十八号）附則第二項ノ規定ニ基ク政令ノ定ムル所ニ依ル同項ノ麥ノ壳渡ニ因リ生ズル損失ヲ補填スル為予算ニ定ムル金額ノ範囲内ニ於テ一般会計ヨリ本会計ノ輸入食糧管理勘定ニ繰入金ヲ為スコトヲ得

（昭二一法一二五・追加、昭二九法一〇・昭三一法一五七・昭三三法一

一八・一部改正、昭三三法三四・旧第七項様上、昭三九法四一・旧第六項

越下、昭四〇法一〇九・旧第七項様上、昭四〇法一一〇・旧第六項様上

平三法七九・一部改正）

⑥ 政府ハ其ノ保有ニ係ル昭和四十二年以降昭和四十五年以前ニ生産セラレタル米穀及昭和五十年以降昭和五十三年以前ニ生産セラレタル米穀ニシテ配給ノ用ニ供スル数量ヲ超過セルモノヲ其ノ定ム

ル計画ニ基キ加工食品ノ原材料ノ用其ノ他食糧以外ノ用（飼料用ヲ含ム）ニ供スル為壳渡シ又ハ輸出ヲ目的トシテ壳渡スコトニ伴ヒ本会計ノ国内米管理勘定ニ生ズル損益計算上ノ損失トシテ政令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル金額（次項ニ於テ過剰米処分損失ト謂フ）ヲ補填スル為一般会計ヨリ同勘定ヘ繰入金ヲ為スモノトス此ノ場合ニ於ケル繰入金ハ当該壳渡ヲ為シタル年度以降七箇年度

内ノ期間ニ於テ毎年度予算ノ定ムル所ニ依リ計画的ニ之ヲ繰入ルモノトス

（昭四六法七五・追加、昭四六法一三〇・旧第七項様上、昭五四法一八）

⑦ 過剰米処分損失ハ前項ニ規定スル毎年度ノ繰入金ヲ以テ之ヲ整理スルモノトシ其ノ損失中当該整理ヲ為シ得ザル部分ノ金額ハ第八条ノ二第一項ノ規定ニ拘ラズ本会計ノ国内米管理勘定ノ損失ノ繰越トシテ之ヲ整理スベシ

（昭四六法七五・追加、昭四六法一三〇・旧第八項様上）

⑧ 附 則（昭和四年三月三〇日法律第三〇号）

本法ハ昭和四年度ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和六年三月三一日法律第三二号）

本法ハ昭和六年度ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和七年九月七日法律第二七号）

本法ハ米穀統制法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和八年三月二九日法律第二五号）

本法ハ米穀統制法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和九年三月二九日法律第二九号）

本法ハ昭和九年度ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一七年二月二〇日法律第二六号）

本法ハ昭和十七年度ヨリ之ヲ施行ス

① 本法ハ昭和十七年度ヨリ之ヲ施行ス

〔日法五一〇六〕

〔日法一七三八〕

③ 第三条の改正規定施行前に同条の規定により発行した証券及び前項の規定により発行する証券の割引、借換及び償還に關しては、なお從前の例による。

附 則（昭和一九年二月二五日法律第一四七号）抄  
① 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（昭和一八年勅令第六八号で昭和一八年九月一日から原右）

附 則（昭和一九年二月二五日法律第一四七号）抄

第十二条 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一条、第三条、第五条乃至第七条及第十条ノ規定並ニ昭和十六年法律第九十四号ノ

廃止ニ關スル規定ハ昭和十九年度ヨリ之ヲ施行シ前条ノ規定施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則（昭和一〇年二月一五日法律第一五七号）抄

本法ハ昭和二十年度ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和二一年三月二三日法律第二二号）抄

第十三条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則（昭和二一年二月二九日法律第六一号）抄

① この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。但し、第四条ノ

三の改正に関する規定中金額の改正に関する部分は、公布の日から、これを施行する。

（昭和二一年五月六日昭和二一年二月一日起て施行）

② 第三条の改正規定施行前に買入れた食糧の代価に關しては、なお從前の例による。

（昭和二一年五月六日昭和二一年二月一日起て施行）

① この法律の改正規定施行前に買入れた食糧の代価に關しては、第六条の改正規定は、昭和二十三年度分から、これを適用する。借入金とみなし、改正前の同法第四条第二項の規定により借り入れた一時えた借入金は、これを改正後の同項の規定により借り換えた一時借入金とみなす。

附 則（昭和二二年七月一〇日法律第一七号）

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第六条の改

正規定は、昭和二十三年度分から、これを適用する。

附 則（昭和二三年二月六日法律第一五五号）抄

① この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二四年一二月一二日法律第一五五号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

（昭和二一年五月六日昭和二一年二月一日起て施行）

## 第二十一編 財務通則（食糧管理特別会計法）

四六六八

附 則（昭和二七年二月二九日法律第三五六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年二月二九日法律第三五六号）抄

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して百二十日をこえない期間内において、政令で定める。

（昭和二八年政令第三〇号で昭和二八年三月一五日から施行）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一七日法律第二五五号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年三月三一日法律第二四九号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年六月三日法律第一六〇号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三〇年一月一六日法律第一八五号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年三月三〇日法律第二三七号）抄

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和三一年六月一〇日法律第一五七号）抄

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

D〔日法五七九四〕④

は「本会計」と、「及甜菜糖」とあるのは「甜菜糖及甘味資源特別措置法ノ規定ニ依リ政府ノ買入ル国内産糖又ハ国内産葡萄糖」とする。

3 昭和三十九年三月三十一日における食糧管理特別会計の農産物等安定勘定の資産及び負債は、政令で定めるところにより、同会計の農産物等安定勘定又は砂糖類勘定にそれぞれ帰属するものとする。

附 則（昭和三五年一二月三二日法律第一五一号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年三月三一日法律第四一号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和三九年政令第九七号で昭和三九年三月三一日から施行）

（食糧管理特別会計法の一部改正に伴う経過規定）

第七条 改正後の食糧管理特別会計法の規定は、次項に定めるもの

を除くほか、昭和三十九年度分以降の予算について適用し、昭和三十八年度分以前の予算については、なお従前の例による。

（昭和二八年法律第二号）ノ規定ニ依ル甜菜糖」とあるのは「てん菜生産振興臨時措置法（昭和二十八年法律第二号）ノ規定ニ依ル甜菜糖及甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）ノ規定ニ依ル甜菜糖

及依ル国内産糖又ハ国内産葡萄糖」と、「当分ノ間本会計」とあるの

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条から第九条まで及び附則第三項の規定は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和三一年四月二〇日法律第七〇号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

（昭和三一年五月二〇日法律第一一八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年三月一九日法律第二四四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年四月一九日法律第七〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条から第九

条まで及び附則第三項の規定は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和三一年四月二九日法律第一一八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条から第九

条まで及び附則第三項の規定は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和三一年四月二九日法律第一一九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条から第九

条まで及び附則第三項の規定は、昭和三十二年四月一日から施行する。

## 第二十一編 財務通則（食糧管理特別会計法）

四六七〇

定により昭和三十九年度に繰り越して使用するもののうち、銅料需給安定法第三条に規定する銅料需給計画に基づき政府の買い入れる輸入銅料に係るものは、この会計の輸入銅料勘定において使用するものとする。

**附 則**（昭和四〇年六月二日法律第二〇九号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（食糧管理特別会計法の一部改正に伴う経過規定）

第十六条 改正後の食糧管理特別会計法の規定は、次項に定めるものを除くほか、昭和四十一年度分以降の予算について適用し、昭和四十年度分以前の予算については、なお従前の例による。

第二 食糧管理特別会計法第六条ノ八第二項第二号又は第三号の規定により食糧管理特別会計の予算に添附すべき前前年度又は前年度に係る書類については、昭和四十一年度分（前前年度に係る当該書類については、昭和四十二年度分を含む。）の予算に限り、これらの規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第三 昭和四十一年三月三十一日における食糧管理特別会計の砂糖類勘定の資産及び負債は、政令で定めるところにより、同会計の農産物等安定勘定に帰属するものとする。

**附 則**（昭和四〇年六月二日法律第一〇九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内

において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第六十一条、第六十一条第八項、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第六十七条、第六十八条第二項中第六十一一条第八項

の準用に係る部分、第六十九条中第六十三条の準用に係る部

D「日法六六四八」◎

分、第七十条、第七十一条第三項、第八十五条（第二号に係る部分に限る。）及び第九十条中第八十五条第二号に係る部分の規定並びに附則第六条第一項及び第二項、附則第十条、附則第

十三条（食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）第一条の改正規定中「食糧管理」を「食糧ノ需給及価格ノ安定」に改める部分を除く。）並びに附則第十六条の規定 平成七年四月一日（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該協定が日本国について効力を生ずる日以後の政令で定める日）

（効力を生ずる日は平成七年一月一日）

（平成七年政令第三五四号）本文に係る部分は、平成七年一月一日から施行する。

**附 則**（平成七年六月七日法律第二〇四号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成七年政令第三五六号）本文に係る部分は、平成七年一月一日から施行する。

**附 則**（平成一年三月三一日法律第一九号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

なお従前の例による。

**附 則**（昭和四六年五月二七日法律第七五号）

この法律は、公布の日から施行し、改正後の食糧管理特別会計法の規定は、昭和四十六年度以降の予算について適用する。

（施行期日）

第一条 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

**附 則**（昭和五三年七月五日法律第八七号）抄

（効力発生の日は昭和四七年五月一日）

**附 則**（昭和五三年七月五日法律第八七号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和五四年四月六日法律第一八号）

この法律は、公布の日から施行し、改正後の食糧管理特別会計法の規定は、昭和五十四年度以降の予算について適用する。

**附 則**（昭和五四年四月六日法律第一一三号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内

において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第六十一条、第六十一条第八項、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第六十七条、第六十八条第二項中第六十一一条第八項

の準用に係る部分、第六十九条中第六十三条の準用に係る部

D「日法五七九四」◎

## 第一章 総則

### 第一節 通則

#### ○財政法

(昭和二十二年三月三十一日)  
法律第三十号

改正

昭和二四年	四月一日同	法律第二四五号
同二四年	五月三一日同	第一四〇号
同二五年	三月三一日同	第一四一号
同二五年	五月四日同	第一七三号
同二六年	六月一日同	第一七四号
同二七年	三月五日同	第二六八号
同二七年	七月三一日同	第二六九号
同二九年	五月八日同	第一〇八号
同二九年	五月八日同	第一〇九号
同三七年	五月八日同	第一〇六号
同四〇年	四月二日同	第一〇七号
同五三年	五月二三日同	第一〇八号
同平成九年	五月一九日同	第一〇九号
同平成九年一月	五月同	第一〇九号

#### 第一章 財政総則

第三章 予算

#### 第一節 総則

#### 第二節 予算の作成

#### 第三節 予算の執行

#### 第四章 決算

#### 第五章 雜則

#### 財政法

#### 第一項

#### 第二項

#### 第三項

#### 第四項

#### 第五項

#### 第六項

#### 第七項

#### 第八項

#### 第九項

#### 第十項

#### 第十一項

#### 第十二項

#### 第十三項

#### 第十四項

#### 第十五項

#### 第十六項

#### 第十七項

#### 第十八項

#### 第十九項

#### 第二十項

#### 第二十一項

朕は、枢密顧問の諮詢を経て、帝国議会の協賛を得た財政法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

財政法目次

第一章 財政総則

第二章 会計区分

第二十一編 財務通則（財政法）

ればならない。

第四条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

(2) 前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。

(3) 第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

(2) 前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。

(3) 第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

第五条 すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。

第六条 各会計年度において歳入歳出の決算上剰余を生じた場合においては、当該剰余金のうち、二分の一を下らない金額は、他の法律によるものの外、これを剰余金を生じた年度の翌翌年度までに、公債又は借入金の償還財源に充てなければならない。

(2) 前項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。

第七条 国は、国庫金の出納上必要があるときは、大蔵省証券を発行し又は日本銀行から一時借入金をなすことができる。

(2) 前項に規定する大蔵省証券及び一時借入金は、当該年度の歳入を以て、これを償還しなければならない。

(3) 大蔵省証券の発行及び一時借入金の借入の最高額については、

毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

第八条 国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基くことを要する。

第九条 国の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて、最も効率的に、これを運用しなければならない。

若しくは貸し付けてはならない。

(2) 国の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて、最も効率的に、これを運用しなければならない。

他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡しない。

第十一条 国の特定の事務のために要する費用について、國以外の者にその全部又は一部を負担させるには、法律に基かなければならぬ。

第十二条 各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない。

第十三条 國の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。

(2) 國が特定の事業を行ふ場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。

### 第三章 予算

#### 〔日法二二六〇～三〕②

#### 〔日法二二七六〕④

第十五条 法律に基くもの又は歳出予算の金額（第四十三条の三に規定する承認があつた金額を含む。）若しくは維持費の総額の範囲内におけるものの外、國が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。

(2) 前項に規定するもの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合は、國は毎会計年度、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができる。

(3) 前項の規定により國が債務を負担する行為に因り支出すべき年限は、当該会計年度以降五箇年度以内とする。但し、国会の議決により更にその年限を延長するもの並びに外国人に支給する給料及び恩給、地方公共団体の債務の保証又は債務の元利若しくは利子の補給、土地、建物の借料及び国際条約に基く分担金に関するもの、その他法律で定めるものは、この限りでない。

(4) 第二項の規定により國が債務を負担した行為については、次の場合において国会に報告しなければならない。

(5) 第一項又は第二項の規定により國が債務を負担する行為は、これを国庫債務負担行為という。

(6) 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費といふ。

(7) 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費といふ。

(2) 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費といふ。

### 第二十一編 財務通則（財政法）

#### 〔日法二二七四・追加〕

#### 〔日法二二七四・一部改正〕

第十六条 予算は、予算總則、歳入歳出予算、維持費、繰越明許費及び国庫債務負担行為とする。

### 第十七条 衆議院議長、參議院議長、最高裁判所長官及び会計検査

院長は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、維繩費、繰越明許費及び國庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを内閣における予算の統合調整に供するため、内閣に送付しなければならない。

② 内閣總理大臣及び各省大臣は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、維繩費、繰越明許費及び國庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

(昭二四法一四五・昭二七法四・昭二七法二六八・一部改正)

第十八条 大蔵大臣は、前条の見積を検討して必要な調整を行い、歳入、歳出、維繩費、繰越明許費及び國庫債務負担行為の概算を作製し、閣議の決定を経なければならない。

③ 内閣は、前項の決定をしようとするときは、国会、裁判所及び会計検査院に係る歳出の概算について、予め衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長に対しその決定に關し意見を求めるべきである。

(昭二七法四・一部改正)

第十九条 内閣は、国会、裁判所及び会計検査院の歳出見積を減額した場合には、国会、裁判所又は会計検査院の送付に係る歳出見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、国会が、国会、裁判所又は会計検査院に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない。

第二十条 大蔵大臣は、毎会計年度、第十八条の閣議決定に基いて、歳入予算明細書を作製しなければならない。

② 衆議院議長、參議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣總理大臣及び各省大臣（以下各省各庁の長といふ）は、毎会計年度、第十八条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書、維繩費要求書、繰越明許費要求書及び國庫債務負担行為の要請書（以下予定経費要求書等という）を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

(昭二四法一四五・昭二七法四・昭二七法二六八・一部改正)

第二十一条 大蔵大臣は、歳入予算明細書、衆議院、參議院、裁判所、会計検査院並びに内閣、總理府及び各省（以下各省各庁といふ）の予定経費要求書等に基いて予算を作成し、閣議の決定を経なければならない。

(昭二四法一四五・昭二七法四・昭二七法二六八・一部改正)

第二十二条 予算總則には、歳入歳出予算、維繩費、繰越明許費及び國庫債務負担行為に関する総括的規定を設ける外、左の事項に関する規定を設けるものとする。

一 第四条第一項但書の規定による公債又は借入金の限度額

二 第四条第三項の規定による公共事業費の範囲

三 第五条但書の規定による日本銀行の公債の引受け及び借入金の借入の限度額

四 第七条第三項の規定による大蔵省証券の発行及び一時借入金の借入の最高額

五 第十五条第二項の規定による國庫債務負担行為の限度額

六 前各号に掲げるものの外、予算の執行に關し必要な事項

#### D [日法六三(四五)] ④

第二十八条 国会に提出する予算には、参考のために左の書類を添附しなければならない。

##### 一 歳入予算明細書

二 各省各庁の予定経費要求書等

三 前前年度歳入歳出決算の総計表及び純計表、前年度歳入歳出決算見込の総計表及び純計表並びに当該年度歳入歳出予算の総計表及び純計表

四 国庫の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における見込に関する調書

五 国債及び借入金の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込及びその償還

六 国有財産の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

七 国が、出資している主要な法人の資産、負債、損益その他にについての前前年度、前年度及び当該年度の状況に関する調書

八 國庫債務負担行為で翌年度以降に亘るものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度に亘る事業に伴うものについてはその全体の並びに数会計年度に亘る事業に伴うものについてはその全体の

計画その他の事業等の進行状況等に関する調書

九 繼続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに事業の全体の計画及びその進行状況等に関する調書

（平三法六八・一部改正）

#### 第二十一編 財務通則（財政法）

十 その他財政の状況及び予算の内容を明らかにするため必要な書類

(昭二七法四・一部改正)

第二十九条 内閣は、次に掲げる場合に限り、予算作成の手続に準じ、補正予算を作成し、これを国会に提出することができる。

一 法律上又は契約上國の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出（当該年度において国庫内の移換えにとどまるものも含む。）又は債務の負担を行なうため必要な予算の追加を行なう場合

二 予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合

(昭三七法一〇八・全改)

第三十条 内閣は、必要に応じて、一會計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを国会に提出することができる。

② 暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基いてなしたものとみなす。

第三節 予算の執行

第三十一条 予算が成立したときは、内閣は、国会の認決したところに従い、各省各厅の長に対し、その執行の責に任すべき歳入歳出予算、維持費及び国庫債務負担行為を配賦する。

② 前項の規定により歳入歳出予算及び維持費を配賦する場合においては、項を目に区分しなければならない。

D [日法六三四五] ②

D [日法六三四五] ④

(昭二七法四・追加)

された予算に基いて、政令の定めるところにより、支出担当事務

職員ごとに支出の所要額を定め、支払の計画に関する書類を作製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならぬ。

② 大蔵大臣は、国庫金歳入及び金融の状況並びに経費の支出状況等を勘案して、適時に、支払の計画の承認に関する方針を作製し、開議の決定を経なければならない。

③ 大蔵大臣は、第一項の支払の計画について承認をしたときは、各省各厅の長に通知するとともに、これを日本銀行に通知しなければならない。

(昭三四法二三・全改、昭二五法六〇・昭二七法四・昭二九法九〇・一部改正)

第三十四条の二 各省各厅の長は、第三十一条第一項の規定により配賦された歳出予算、維持費及び国庫債務負担行為のうち、公共事業費その他大蔵大臣の指定する経費に係るものについては、政令の定めるところにより、当該歳出予算、維持費又は国庫債務負

担行為に基いてなす支出負担行為（國の支出の原因となる契約その他の行為をいう。以下同じ。）の実施計画に関する書類を作製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならない。

② 大蔵大臣は、前項の支出負担行為の実施計画を承認したときは、これを各省各厅の長及び会計検査院に通知しなければならない。

③ 大蔵大臣は、第一項の規定による配賦のあつたときは、会計検査院に通知しなければならない。

(昭二五法六〇・昭二七法四・一部改正)

第三十二条 各省各厅の長は、歳出予算及び維持費の定める各部局に定める目的の外にこれを使用することができない。

第三十三条 各省各厅の長は、歳出予算又は維持費の定める各部局等の経費の金額又は部局等内の各項の経費の金額については、各部局等の間又は各項の間において彼此移用することができない。但し、予算の執行上の必要に基き、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経た場合に限り、大蔵大臣の承認を経て移用することができる。

② 各省各厅の長は、各目の経費の金額については、大蔵大臣の承認を経なければ、目の間において、彼此流用することができない。

③ 大蔵大臣は、第一項但書又は前項の規定に基く移用又は流用について承認をしたときは、その旨を当該各省各厅の長及び会計検査院に通知しなければならない。

④ 第一項但書又は第二項の規定により移用又は流用した経費の金額について、歳出予算又は前項の規定に基く移用又は流用にするとともに、その理由を記載しなければならない。

⑤ 大蔵大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて予備費使用書を作製し、開議の決定を認めなければならない。但し、予め開議の決定を経て大蔵大臣の指定する経費については、大臣に送付しなければならない。

⑥ 大蔵大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて予備費使用書を作製し、開議の決定を認めなければならない。但し、予め開議の決定を経て大蔵大臣が予備費使用書を決定すれば、開議を経ることを必要とせず、大蔵大臣が予備費使用書を決定することができる。

④ 予備費使用書が決定したときは、当該使用書に掲げる経費については、第三十一条第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

(昭二四法二三・一部改正)

⑤ 第一項の規定は、第十五条第二項の規定による国庫債務負担行為に、第二項、第三項本文及び前項の規定は、各省各厅の長が第十五条规定により国庫債務負担行為をなす場合に、これを準用する。

(昭二四法二三・一部改正)

第三十六条 予備費を以て支弁した金額については、各省各厅の長は、その調書を作製して、次の国会の常会の開会後直ちに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

② 大蔵大臣は、前項の調書に基いて予備費を以て支弁した金額の総調書を作製しなければならない。

- ③ 内閣は、予備費を以て支弁した総調書及び各省各庁の調書を次の常会において国会に提出して、その承認を求めるべきである。
- ④ 大蔵大臣は、前項の総調書及び調書を会計検査院に送付しなければならない。

## 第四章 決算

第三十七条 各省各庁の長は、毎会計年度、大蔵大臣の定めるところにより、その所掌に係る歳入及び歳出の決算報告書並びに國の債務に関する計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

② 大蔵大臣は、前項の歳入決算報告書に基いて、歳入予算明細書と同一の区分により、歳入決算明細書及び歳出の決算報告書を作製しなければならない。

③ 各省各庁の長は、その所掌の継続費に係る事業が完成した場合においては、大蔵大臣の定めるところにより、継続費決算報告書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

(昭二七法四・一部改正)

第三十八条 大蔵大臣は、歳入決算明細書及び歳出の決算報告書に基いて、歳入歳出の決算を作成しなければならない。

② 岁入歳出の決算は、歳入歳出予算と同一の区分により、これを作製し、且つ、これに左の事項を明らかにしなければならない。

(昭二七法四・一部改正)

## 一 岁入予算額

D [日法六三四五] ②

(昭二七法四・一部改正)

第四十一条 每会計年度において、歳入歳出の決算上剩余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

## 第五章 雜則

第四十二条 繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。

但し、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出を終らなかつたもの（当該支出避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

(昭二五法六〇・昭二七法四・一部改正)

第四十三条 各省各庁の長は、第十四条の三第一項又は前項但書の規定による繰越を必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、大蔵大臣の承認を経なければならない。

(昭二五法六〇・昭二七法四・一部改正)

② 前項の承認があつたときは、当該経費に係る歳出予算は、その使用することができる。

③ 各省各庁の長は、前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとに、その金額を明らかにして、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(昭二五法六〇・昭二七法四・一部改正)

## 第二十一編 財務通則（財政法）

- 二 徴収決定済額（徵収決定のない歳入については収納後に徵収として整理した額）
- 三 収納済歳入額
- 四 不納欠損額
- 五 収納未済歳入額

## (二) 歳出

## 一 歳出予算額

## 二 前年度繰越額

## 三 予備費使用額

## 四 流用等増減額

## 五 支出済歳出額

## 六 翌年度繰越額

## 七 不用額

第三十九条 内閣は、歳入歳出決算に、歳入決算明細書、各省各庁の算出決算報告書及び継続費決算報告書並びに國の債務に関する計算書を添附して、これを翌年度の十一月三十日までに会計検査院に送付しなければならない。

(昭二七法四・一部改正)

第四十条 内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする。

② 前項の歳入歳出決算には、会計検査院の検査報告の外、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び継続費決算報告書並びに國の債務に関する計算書を添附する。

D [日法六三四五] ②

D [日法六三四五] ②

- 第三十一条 第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、これが必要としない。

(昭二七法四・昭二九法九〇・一部改正)

第四十三条の二 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終らなかつたものは、第四十二条の規定にかかわらず、継続費に係る事業の完成年度まで、遙次繰り越して使用することができる。

② 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により繰越をした場合に、これを準用する。

(昭二七法四・追加 昭二九法九〇・一部改正)

第四十三条の三 各省各庁の長は、繰越明許費の金額について、予算の執行上やむを得ない事由がある場合においては、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにし、大蔵大臣の承認を経て、その承認があつた金額の範囲内において、翌年度にわたつて支出すべき債務を負担することができる。

(昭二九法九〇・追加)

第四十四条 各特別会計において必要がある場合には、この法律の規定と異なる定めをなすことができる。

第四十六条 内閣は、予算が成立したときは、直ちに予算、前前年度の歳入歳出決算並びに公債、借入金及び国有財産の現在高その

他財政に関する一般の事項について、印刷物、講演その他適当な方法で国民に報告しなければならない。

(2) 前項に規定するものの外、内閣は、少くとも毎四半期」として、予算使用の状況、国庫の状況その他財政の状況について、国会及び国民に報告しなければならない。

第四十七条 この法律の施行に關し必要な事項は、政令で、これを定める。

#### 附 則

第一条 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第十七条第一項、第十八第二項、第十九条、第三十条、第三十一条、第三十五条並びに第三十六条の規定は、日本国憲法施行の日から、これを施行し、第三条、第十条及び第三十四条の規定の施行の日は、政令でこれを定める。

（昭和二年政令第二一八号で第三条の規定は昭和二十二年一〇月二一日から施行）

（昭和二年政令第六六号で第三条の規定は昭和二三年四月一六日から施行）

（第十条の規定は未制定）

第四条及び第五条の規定は、昭和二十三年度以後の会計年度の予算に計上される公債又は借入金について、第七条、第三章の規定（第十七条第一項、第十八条第二項、第十九条、第二十八条、第三十条、第三十一条並びに第三十四条乃至第三十六条の規定を除く。）及び第四章の規定は、昭和二十二年度以後の会計年度の

審議会は、委員二十五人以内で組織する。

3 特別の事項を調査審議せるため必要があるときは、特別委員会を置くことができる。

4 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

5 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 審議会の委員は、学識又は経験のある者のうちから、特別委員は、関係行政機関の職員及び学識又は経験のある者のうちから、大臣が任命する。

7 審議会の委員の任期は、二年とする。

8 審議会の委員は、再任されることができる。

9 審議会の特別委員は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10 前各項に定めるものほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

（昭和二年四月一日施行、昭和二六年三月三十日改正、昭和二九年五月八日法律第一〇八号）抄

附 則（昭和二四年四月一日法律第二三三号）抄

1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。但し、第十三条及び附則第一条の二の改正規定は、昭和二十四年度の予算から適用する。

附 則（昭和二四年五月三日法律第一四五号）抄

第二十一編 財務通則（財政法）

予算及び決算について、これを適用する。

第一条の二 内閣は、当分の間、第三十一条第一項の規定により歳入歳出予算を配賦する場合において、当該配賦の際、目に区分し難い項があるときは、同条第一項の規定にかかるわらず、当該項に限り、目的の区分をしないで配賦することができる。

(2) 前項の規定により目的の区分をしないで配賦した場合においては、各省各庁の長は、当該項に係る歳出予算の執行の時までに、

大蔵大臣の承認を経て、目的の区分をしなければならない。

(3) 大蔵大臣は、前項の規定により目的の区分について承認をしたときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

（昭和二十三年追加、昭和二五年法六〇、一部改正）

第三条 この法律施行前になした予備費の支出並びに昭和二十年度及び同二十一年度の決算に關しては、なお前の例による。

第四条 従来予算外国庫の負担となるべき契約に關する件として帝國議会の協賛を経た事項は、日本国憲法施行後ににおいては、國庫債務負担行為となるものとする。但し、この場合においては、改正後の第十五条第三項の規定は、これを適用しない。

第五条 左に掲げる法令は、これを廃止する。

明治四十四年法律第二号（公共団体に対する工事補助費繰越使

用に關する法律）

明治五年太政官布告第十七号（政府に対する寄附に關する件）

第八条 国の予算、決算及び会計の制度に關する重要な事項を調査審議するため、大蔵省に財政制度審議会を置く。

#### D [日法六三四五]

#### D [日法六三四五]

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則（昭和二五年三月三一日法律第六〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年度の予算から適用する。

附 則（昭和二五年五月四日法律第一四一号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年六月一日法律第一七三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年七月一日法律第四号）抄

1 この法律中継続費、歳出予算及び支出予算の区分並びに繰越し係る部分は、公布の日から、その他の部分は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、改正後の財政法、会計法等の規定中継続費、歳出予算及び支出予算の区分並びに支出負担行為の実施計画に係る部分は、昭和二十七年度分の予算から適用する。

附 則（昭和二七年七月三一日法律第一六八号）抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和二九年五月八日法律第九〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年五月八日法律第一〇八号）抄

1 この法律は、公布の日から適用する。

附 則（昭和四〇年四月一二日法律第四六号）抄

この法律は、公布の日から施行し、改正後の附則第七条の規定は、昭和四十年度分の予算から適用する。

附 則（昭和五十三年五月二三日法律第五五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年九月一九日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年一二月五日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

D〔日法六三四五〕④

D〔日法六三四五〕④

○平成十一年大蔵省告示第六十九号  
 （財政法第三十四条の二第一項の規定に基づく平成十一年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき大蔵大臣の承認を経なければならない経費）

（平成十一年三月十九日）

（大蔵省告示第六十九号）

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成十一年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき大蔵大臣の承認を経なければならない既に定める。

ただし、平成十年度において支出負担行為の実施計画につき既に大蔵大臣の承認を経た経費及び平成十一年度における予備費使用に係る経費を除く。

## ○外国為替資金特別会計法

（昭和二十六年三月三十日  
法律第五十一条）

改正

昭和二十六年一月一日法律第六号  
同二七年六月二十七日同第一二三号  
同二七年七月三日同第一二七〇号  
同二八年八月一日同第一二一號  
同二九年四月一日同第一六七八号  
同三三年七月一日同第一二五号  
同三七年五月一日同第一二五号  
同四一年七月一日同第一二五号  
同四年四月三〇日同第一一九号  
同四年四月一七日同第一二二号  
同五年五月二九日同第一三八号  
（未施行三六〇四ページ参照）  
同五年五月二九日同第一六七八号  
同五年一月一八日同第一四一号  
平成九年五月二三日同第一六五号  
同五年五月二三日同第一五九号

外國為替資金特別会計法をここに公布する。

外國為替資金特別会計法

（設置）

第一条 政府の行う外國為替等（外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項に規定する对外支払手段及び外貨証券並びに外貨債権（外國において又は外貨をもつて支払を受けることができる債権（同項第十三号に規定する債権をいう。以下同じ。）並びに特別引出権（国際通貨基金協定第十五条に規定する特別引出権をいう。以下同じ。）並びに対

外支払の決済上必要な金銀地金をいう。以下同じ。）の売買（国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十九号）第十七条の規定による取引を含む。以下同じ。）及びこれに伴う取引（国際通貨基金とのその他取引を含む。）を円滑にするために外國為替資金を置き、その運営に関する経理を一般会計と区分して特別に行うため、特別会計を設置する。

（昭二七法二二三・昭四四法一九・昭四五法二二・昭五法四一・昭五四  
・法六五・平九法五九・一部改正）

第二条 この会計は、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（昭二七法二七〇・全部）

（外國為替資金）

第三条 外國為替資金は、予算の定めるところにより一般会計から繰り入れる繰入金をもつて充てる。

（外國為替資金補足のための一時借入金及び融通証券）

第四条 外國為替資金に属する現金（本邦通貨たる現金をいう。以下同じ。）に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

D [日法六四一四] ④

D [日法六五〇六] ④

D [日法六四一四] ④

受け、又は金融機関に外國為替等を寄託することができる。

5 外國為替資金に属する外國為替等及び現金は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定による国際通貨基金に対する出資及び基金通貨代用証券（同法第五条第一項に規定する基金通貨代用証券をいう。以下同じ。）の償還に充てることができる。

6 外國為替資金に属する現金は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第十一条第二項に規定する貸付けに充てることができる。

7 この会計において、外國為替資金に属する現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

（昭二七法二七〇・昭二九法六七・昭三七法二二五・昭四五法一九・昭四

・法六二二・昭五一法四一・平九法五九・一部改正）

（外國為替資金の運営の事務の委託）

第六条 大蔵大臣は、前条の規定による外國為替資金の運営に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができる。

2 日本銀行は、大蔵大臣の指示するところに従い、前項の規定により大蔵大臣から取扱いを委託された事務の一部を銀行等に取り扱わせることができる。

（昭二六法二六六・昭二七法二七〇・昭二九法六七・平九法五九・一部改正）

（外國為替等の売買に伴う損益の処理）

3 大蔵大臣は、外國為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、この会計の負担において、金融機関から外國為替等（特別引出権を除く。以下この項において同じ。）の預入を受け、若しくは外國為替等を借り入れ（借越しの契約に基づく場合を含む。）、若しくは外國為替手形の引受け若しくは金融機関の外國為替等に係る債務の保証をし、又はこの会計の負担において、金融機関から現金の預入を受け、若しくは借越しの契約に基づいて現金を借り入れができる。

4 大蔵大臣は、外國為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、この会計の負担において、金融機関から外國為替等（特別引出権を除く。以下この項において同じ。）の寄託を



## 第二十一編 財務通則（外國為替資金特別会計法）

三六〇

い。

### 一 借入戻出決定計算書

### 二 当該年度の貸借対照表及び損益計算書

（昭二十七年二月三十日改正）

### （余裕金及び積立金の預託）

第十七条 この会計において、戻出の支払と現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

2 この会計の積立金は、資金運用部に預託して運用することができる。

（昭二十八年二月三十日改正）

### （一時借入金、借入金及び融通証券の起債並びに外國為替資金等に属する現金の繰替使用）

第十八条 この会計において、戻出の支払と現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、若しくは融通証券を発行し、又は外國為替資金若しくは第十三条に規定する積立金に属する現金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替使用金は、当該年度の戻入をもつて償還しなければならない。但し、戻入不足以ため償還できないときは、その償還することができない金額を限り、この会計の負担において借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

3 前項但書の規定による借入金又は融通証券は、一年内に償還しなければならない。

（金銀地金の取得）

〔日法二二六四一七〕

D 「日法六四一四」

第二十三條 この会計において取得することができる金銀地金は、对外支払の決済上必要なものに限る。

（会計の運営に関する事務の委託）

第二十四条 大蔵大臣は、第六条に規定する事務の外、この会計の運営に関する事務を日本銀行に取り扱わせることができる。

2 前項の場合において、大蔵大臣は、外國為替資金の運営に要する経費の支払に必要な資金を日本銀行に交付することができる。

（昭二十七年二月三十日改正）

### （実施規定）

第二十五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 外國為替特別会計法（昭和二十四年法律第二百二十七号）は、廃止する。

4 外國為替特別会計において、一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費、事務取扱費、事務委託費並びに附属諸費につき、昭和二十五年度中に支払義務の生じた戻出金（以下「支出決定戻出金」という。）で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る戻出予算是、この会計に繰り越して使用することができる。

5 第二十二条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による繰越について準用する。

### （国債整理基金特別会計への繰入）

第二十条 第四条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子、基金通貨代用証券の利子、第十八条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子及び償還並びにこの会計の負担に属する融通証券及び基金通貨代用証券の発行及び償還に關する賃貸の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

（昭四五法二二〇一部改正）

### 第二十一条 削除（昭四五法二二一）

#### （支出未済額の繰越）

第二十二条 この会計において、支払義務の生じた戻出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る戻出予算是、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定により繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第三十二条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（昭二七法二七〇一部改正）

〔日法二二六四一七〕

D 「日法六四一四」

6 この法律施行の際外國為替特別会計に属する資産（現金及び未収金債権を除く。）及び負債（支出決定戻出金に係るものと除く。）は、外國為替資金に帰属するものとする。

7 外國為替特別会計の昭和二十五年度の出納の完結（以下「出納の完結」という。）の際同特別会計に属する現金のうち支出決定戻出金に係る負債で出納の完結までに弁済を終らなかつたもの（以下「繰越負債」という。）の額に相当する金額を除いたもの及び出納の完結の際同特別会計に属する未収金債権は、出納の完結の際外國為替資金に帰属するものとする。

8 出納の完結の際外國為替特別会計に属する現金のうち繰越負債の額に相当するものは、その際この会計の戻入に繰り入れるものとする。

10 旧外國為替特別会計法第十四条第四項但書の規定により借り入れ、又は発行した借入金又は融通証券でこの法律施行の際戻済のものは、第四条第一項の規定により当該借入又は発行の日に借り入れ、又は発行した一時借入金又は融通証券とみなす。但し、当該借入金又は融通証券の額は、同条第二項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額の計算には算入しないものとする。

11 旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書第二条の規定による。

## 第二十一編 財務通則（外国為替資金特別会計法）

三六〇二

規定に基づき、日本国がインドネシア共和国に対し有する一億七千六百九十一万三千九百五十八アメリカ合衆国ドル四十一セントの額の請求権を放棄したことにより外国為替資金に生じた損失については、当該請求権の額を同議定書の効力発生の日における基準外國為替相場（外國為替及び外國貿易法第七条第一項の基準外國為替相場をいう。）で換算した金額に相当する金額を、外国為替資金の金額から減額して整理するものとする。

（昭三三法第六八・追加、平九法五九・一部改正）

14 財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二議定書第二条の規定に基づき、大韓民国から日本国と大韓民国との間の清算勘定の残高四千五百七十二万九千三百九十八合衆国ドル八セントに係る各年の賦払金の全部又は一部について同条の要請があつた場合（同議定書第六条の規定によりその要請があつたものとみなされる場合を含む。）において、当該賦払金の支払が行なわれたものとみなされることにより外国為替資金に生ずる損失は、外国為替資金の金額から減額して整理するものとする。

（第四一法三七・追加）

附 則（昭和二六年一月二八日法律第二六六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年六月二七日法律第二二三号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三一日法律第二七〇号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年五月一〇日法律第二七九号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三三年七月一一日法律第一六八号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年四月三〇日法律第一九号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年四月一七日法律第二二三号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年五月一九日法律第二二四号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年五月二九日法律第二二五号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年五月二九日法律第二二六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年五月二九日法律第二二七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年五月二九日法律第二二八号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年五月二九日法律第二二九号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年五月二九日法律第二二九号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年五月二九日法律第二二九号）抄

この法律は、平成十年四月一日から施行する。

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一日法律第二二二号）抄

この法律は、公布の日から施行し、第十三条の改正規定は、昭和二十七年度以後の決算上の剰余金の処理について適用する。

附 則（昭和二九年四月一〇日法律第六七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三三年七月一一日法律第一六八号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年七月二九日法律第一三七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年四月三〇日法律第一九号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年四月一七日法律第二二三号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年五月一九日法律第二二四号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年五月二九日法律第二二五号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年五月二九日法律第二二六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年五月二九日法律第二二七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年五月二九日法律第二二八号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年五月二九日法律第二二九号）抄

この法律は、平成十年四月一日から施行する。

〔次の法律は、この巻の編集時現在未施行〕

○經濟協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（抄）

〔昭和五十一年五月二十九日〕

〔法律第三十一条〕

#### 附 則

- 1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

- 3 外國為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

- 15 外國為替資金に属する實際上交換可能通貨（經濟協力開発機

- 16 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条

- 1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。
- 3 外國為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。
- 15 外國為替資金に属する實際上交換可能通貨（經濟協力開発機
- 16 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条

の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、この会計の歳入又は歳出とし、当該収入又は支出は、第十三条及び第十四条に規定する収納済額の合計額又は支出済額等の合計額に含めるものとする。

17 この会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる債務又は債務の額並びに当該債務の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

18 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもつて表示される債権又は債務の額並びに当該債務の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

19 この会計の歳入歳出予定計算書には、外國為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）第十二条第一項及び第十三条第一項に規定する歳入歳出予定計算書には、この会計の歳入歳出の予定金額を示さなければならない。

20 この会計の歳入歳出予定計算書には、外國為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）第十二条第一項及び第十三条第一項に規定する歳入歳出予定計算書には、この会計の歳入歳出の予定金額を示さなければならない。

- 2 この会計の繰越明許費要求書は、繰越明許費について、事項ごとにその必要の理由を明らかにするとともに、繰越を必要とする経費の項の名称を示さなければならない。
- 3 第一項の歳入歳出予定計算書には、この会計の歳入歳出の予定金額を示さなければならない。
- 4 この会計の歳入歳出予定計算書及び繰越明許費要求書の作成の時期については、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六百十五号）以下「令」という。第十二条第五項に規定する書類の大蔵大臣への送付の時期の例による。
- 5 前項の歳入歳出予定計算書には、外國為替資金特別会計法（以下「法」という）第十二条第二項第一号及び第三号に掲げる書類の外、予算総則に規定する必要がある事項に関する調書及び外國為替資金の運営計画に関する調書を添附しなければならない。

（昭二七政二二五・昭二七政三〇六・昭三七政一五〇・昭三七政三一四・  
一部改正）

（歳入歳出予定額各目明細書）

第一条 外國為替資金特別会計の歳入歳出予定計算書は、歳入については、その性質に従つてその金額を款項に区分し、更に、各項の金額を各自に区分し、見積の事由及び計算の基くところを示し、歳出にあつては、その金額を事項別に区分し、経費要求の脱政令を制定する。

（歳入歳出予定計算書等）

第一条 外國為替資金特別会計の歳入歳出予定計算書は、歳入については、その性質に従つてその金額を款項に区分し、更に、各項の金額を各自に区分し、見積の事由及び計算の基くところを示し、歳出にあつては、その金額を事項別に区分し、経費要求の脱政令を制定する。

第二十一編 財務通則（外國為替資金特別会計法施行令）

〔日法三一二九〕  
〔日法六四一四〕

2 前項に規定する歳入歳出予定額各目明細書は、各項の金額を各自に区分し、必要に応じ、更に、各目の金額を細分し、且つ、これらの計算の基くところを示さなければならない。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

職権修正全体版

条の十四第一項」を「第四十一条の十五第一項」に改め、同条第四項中「第四十一条の十四第一項」を「第四十一条の十五第一項」に改め、同条を第四十一条の十五とし、第四十一条の十三の次に次の二条を加える。

(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十三年四月一日から平成十五年三月三十日までの期間（第二項及び第四項において「適用期間」という。）内に、商品取引所法（昭和一十五年法律第二百二十九号）第一条第六項に規定する先物取引（同条第八項第一号ホに掲げる取引を含む。以下この条において「商品先物取引」という。）をして、かつ、当該商品先物取引の決済（当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。以下この条において「差金等決済」という。）をした場合には、当該差金等決済に係る当該商品先物取引による事業所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該商品先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対

前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 適用期間内に商品先物取引の差金等決済をする者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者については、財務省令で定める場所。以下この項及び次項において同じ。）を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（以下この項から第五項までにおいて「商品取引員等」という。）に告知しなければならない。この場合において、当該商品先物取引の差金等決済をする者は、当該商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該商品取引員等は、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一 その商品先物取引の委託をする場合 当該商品先物取引の委託を受けた商品取引所法第百二十六条第三項に規定する商品取引員（以下この号において「商品取引員」という。）の営業所その他これに準ずるもの（以下この号において「営業所等」という。）の長（商品先物取引の委託の取次ぎにより

当該商品取引員に当該商品先物取引の委託をする場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた商品取引員の営業所等の長)

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該商品先物取引をする商品取引所法第二条第七項に規定する商品市場を開設した同条第一項に規定する商品取引所の長

4 商品取引員等は、適用期間内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行つた商品取引について差金等決済があつた場合には、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の各人別に、その者の氏名及び住所、当該差金等決済との決済の方法、当該差金等決済に係る商品先物取引の種類、数量及び対価の額又は約定価格等（商品取引所法第二百三十六条の二十一の約定価格等をいう。）

その他の財務省令で定める事項を記載した調書（次項及び第七項において「商品先物取引に関する調書」という。）を、その商品先物取引の差金等決済があつた日の属する月の翌月末日までに、当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 商品取引員等は、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、前項の規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープその他財務省令で定める記録用の媒体（以下

附則第二十条第四項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項第二号中「合併による」とあるのは「合併又は分割による」と、「又は合併」とあるのは「又は合併若しくは分割」と、「又は合併」とあるのは「又は合併若しくは分割」と、  
「~~合併~~」<sup>(超える資本の金額)</sup>とあるのは「~~合併又は分割~~」<sup>(超える資本の金額)</sup>とあるのは「~~合併又は分割~~」<sup>(超える資本の金額)</sup>又は分割をした  
会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を)  
と、同項第四号中「合併」とあるのは「合併又は分割」とする」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一次に掲げる規定 平成十三年三月三十日

イ 第一条中租税特別措置法の日次の改正規定、同法第二条第二項の改正規定、同法第八条の五第一項  
第一号の改正規定、同法第九条の四から第九条の八までの改正規定、同法第三十一条の二の改正規定  
(同条第二項第七号ロの改正規定を除く。)、同法第三十七条の十第四項の改正規定、同法第四十条

のは、「若しくは第四十三条から第四十八条まで又は租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第二十六条第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条」とする。

#### （租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第四項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項第二号中「合併 - 315 - による」とあるのは「合併又は分割による」と、「又は合併」とあるのは「又は合併若しくは分割」と、「合併」とあるのは「、合併又は分割」と、「九百万円）を」とあるのは「九百万円）又は分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を」と、同項第四号中「合併」とあるのは「合併又は分割」とする」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一次に掲げる規定 平成十三年三月三十一日

イ 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第二条第二項の改正規定、同法第八条の五第一項第一号の改正規定、同法第九条の四から第九条の八までの改正規定、同法第三十一条の二第二項第七号の改正規定（同号ロの改正規定を除く。）、同項第十号及び第十一号の改正規定、同法第三十七条の十第四項の改正規定、同法第四十条の五の改正規定、同法第四十二条の三の二第一項の改正規定（ - 316 - 「、第九条の五第三項後段」を削る部分に限る。）、同法第五十二条の三の改正規定、同法第五十五条から第五十六条の二までの改正規定、同法第五十六条の四の改正規定、同法第五十七条の改正規定（「当該計算した金額」を「当該金額」に改め、「の百分の十三に相当する金額と当該超える部分の金額の百分の二に相当する金額との合計額」を削る部分及び「百分の九」を「百分の八」に改める部分を除く。）、同法第五十七条の三から第五十七条の九までの改正規定、同法第五十八条第七項の改正規定、同法第五十八条の二の改正規定、同法第五十八条の三第四項及び第五十九条第四項の改正規

のは、「若しくは第四十三条から第四十八条まで又は租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第二十六条第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条」とする。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第四項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項第二号中「合併による」とあるのは「合併又は分割による」と、「又は合併」とあるのは「又は合併若しくは分割」と、「合併」とあるのは「、合併又は分割」と、「九百万円）を」とあるのは「九百万円）又は分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を」と、同項第四号中「合併」とあるのは「合併又は分割」とする」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一次に掲げる規定 平成十三年三月三十一日

イ 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第一条第二項の改正規定、同法第八条の五第一項第一号の改正規定、同法第九条の四から第九条の八までの改正規定、同法第三十一条の二第二項第七号の改正規定（同号口の改正規定を除く。）、同項第十号及び第十一号の改正規定、同法第三十七条の十第四項の改正規定、同法第四十条の五の改正規定、同法第四十二条の三の二第一項の改正規定（-316-）、第九条の五第三項後段」を削る部分に限る。）、同法第五十二条の二の改正規定、同法第五十五条から第五十六条の二までの改正規定、同法第五十六条の四の改正規定、同法第五十七条の改正規定（「当該計算した金額」を「当該金額」に改め、「の百分の十三に相当する金額と当該超える部分の金額の百分の二に相当する金額との合計額」を削る部分及び「百分の九」を「百分の八」に改める部分を除く。）、同法第五十七条の三から第五十七条の九までの改正規定、同法第五十八条第七項の改正規定、同法第五十八条の二の改正規定、同法第五十八条の三第四項及び第五十九条第四項の改正規

上に存する権利の譲渡が同号二に掲げる行為の場合にあつては、承継銀行と合併する被管理金融機関を含む。」を削る。

#### 理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住宅借入金等に係る所得税額控除制度の控除期間及び控除限度額の拡充等による新たな住宅ローン減税の実施、中小企業投資促進税制の延長等の投資の促進等に資する措置及び上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税を存続する経過措置の延長等の金融関係の措置を講ずるとともに、認定特定非営利活動法人に対する寄附金に係る特例及び贈与税の基礎控除の特例の創設、個人の土地等に係る長期譲渡所得に対する課税の特例制度における税率軽減の特例等の延長等の土地税制の改正、分割・合併等の企業の組織再編成に対応するための各種特別措置の整備等を行うほか、技術等海外取引に係る所得の特別控除制度の見直し等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて交際費の損金不算入制度、住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。